

(2020.1.14 時点)

由布市

第2期子ども・子育て支援事業計画

(素案)

2020（令和2）年1月

由布市

<目 次>



第1章 事業計画の策定にあたって

1 事業計画の策定趣旨.....	2
2 事業計画の法的根拠.....	3
3 事業計画の期間.....	3
4 事業計画の位置づけ.....	4
5 国の制度改正等のポイント.....	5
6 事業計画策定の経緯.....	7

第2章 本市の子どもと家庭を取り巻く状況と課題

1 本市の状況	
(1) 人口推移（地域別実績と将来予測）	10
(2) 子どもの人口推移.....	12
(3) 子どもの将来人口推移	14
(4) 世帯の推移.....	16
(5) 子育て世帯の推移.....	17
(6) 自然動態（出生・死亡）の状況.....	18
(7) 社会動態（転入・転出）の状況.....	18
(8) 合計特殊出生率の推移	19
(9) 婚姻・離婚の状況.....	19
(10) 就労の状況	20
2 アンケート調査結果（抜粋）からみえる課題	21
3 第2期計画における数値目標.....	52
4 本市における子育て支援に関わる課題	53

第3章 計画の基本的な考え方

1 事業計画の基本理念.....	56
2 事業計画の基本目標.....	57
3 事業計画の施策体系.....	58

第4章 施策目標ごとの取組

施策目標1 地域における子育ての支援.....	60
施策目標2 母性並びに乳幼児等の健康の保持及び増進.....	68
施策目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	74
施策目標4 子育てを支援する生活環境の整備.....	84
施策目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	86
施策目標6 子ども等の安全の確保.....	88
施策目標7 支援が必要な子どもと家庭への取り組みの推進.....	91

第5章 子ども・子育て支援法にかかる事業計画（第2期）

1 子ども・子育て支援新制度について.....	98
2 教育・保育提供区域の設定について.....	102
3 幼児期の教育・保育の量の見込み.....	103
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策.....	106
5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容.....	119

第6章 計画の推進体制

1 市民それぞれの役割.....	122
2 計画の実施状況と点検推進体制.....	123
3 計画の公表及び周知.....	123

資料他

1	由布市子ども・子育て会議委員名簿.....	126
2	由布市子ども・子育て会議条例.....	127
3	認定こども園・保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校の現状.....	129
4	用語集.....	132

◆年号記載方法について

2019年5月の改元に伴い、本文中の年号は2020（令和2）年のように、「西暦と和暦を併記」しております。なお、グラフ及び表における記載は「西暦表記」としてしております

(このページは白紙です)



第1章

事業計画の策定にあたって



第1章 事業計画の策定にあたって



1 事業計画の策定趣旨

由布市（以降「本市」という。）では、2012（平成24）年8月の「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、2014（平成26）年度に「由布市子ども・子育て支援事業計画」（以降「前計画」という。）を策定し、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を把握した上で、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育ての充実を図るとともに、次世代育成支援推進法に基づく関連施策についても推進してきました。

しかし、社会情勢は少子化の流れが留まることなく、加えて子どもの貧困問題が表面化したことから、国は2017（平成29）年6月に「子育て安心プラン」を公表し、幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、子ども・子育て支援法の一部を改正した「子育てのための施設等利用給付」を創設し、利用者負担を無償化する等の措置を講じることで、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を始めとする総合的な少子化対策を推進していくことになりました。

これを受け本市では、前計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方【改訂版】」に基づいて、子ども・子育て支援の事業量の見直しを行いました。さらに、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に準じ、前年度に実施した実態調査結果を踏まえながら、子ども・子育て支援に係る利用ニーズを含めた利用希望等を見直しました。その上で「子ども・子育て会議」等で議論を重ね、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の見込量などを勘案した結果、保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ「第2期由布市子ども・子育て支援事業計画」（以降「本事業計画」という。）を策定しました。

本事業計画では、「幼児教育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めたすべての子どもに向けた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を推進するとともに、子どもの貧困対策推進法に関する施策を含め、次世代育成支援推進法による関連施策を計画的に実施し、本市に居住する子どもやその家族にとって「切れ目のない支援による子育て・子育て環境の充実」をめざしていきます。



2 事業計画の法的根拠

本事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、これまで本市で策定した関係する各分野の計画と連携し 整合性を図りつつ策定するものです。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進めます。

【子ども・子育て支援法第61条第1項】

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法第8条第1項】

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

3 事業計画の期間

本事業計画の計画期間は、子ども・子育て支援法に基づき、2015（平成27）年度からの前計画を引き継ぐ2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とします。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとします。

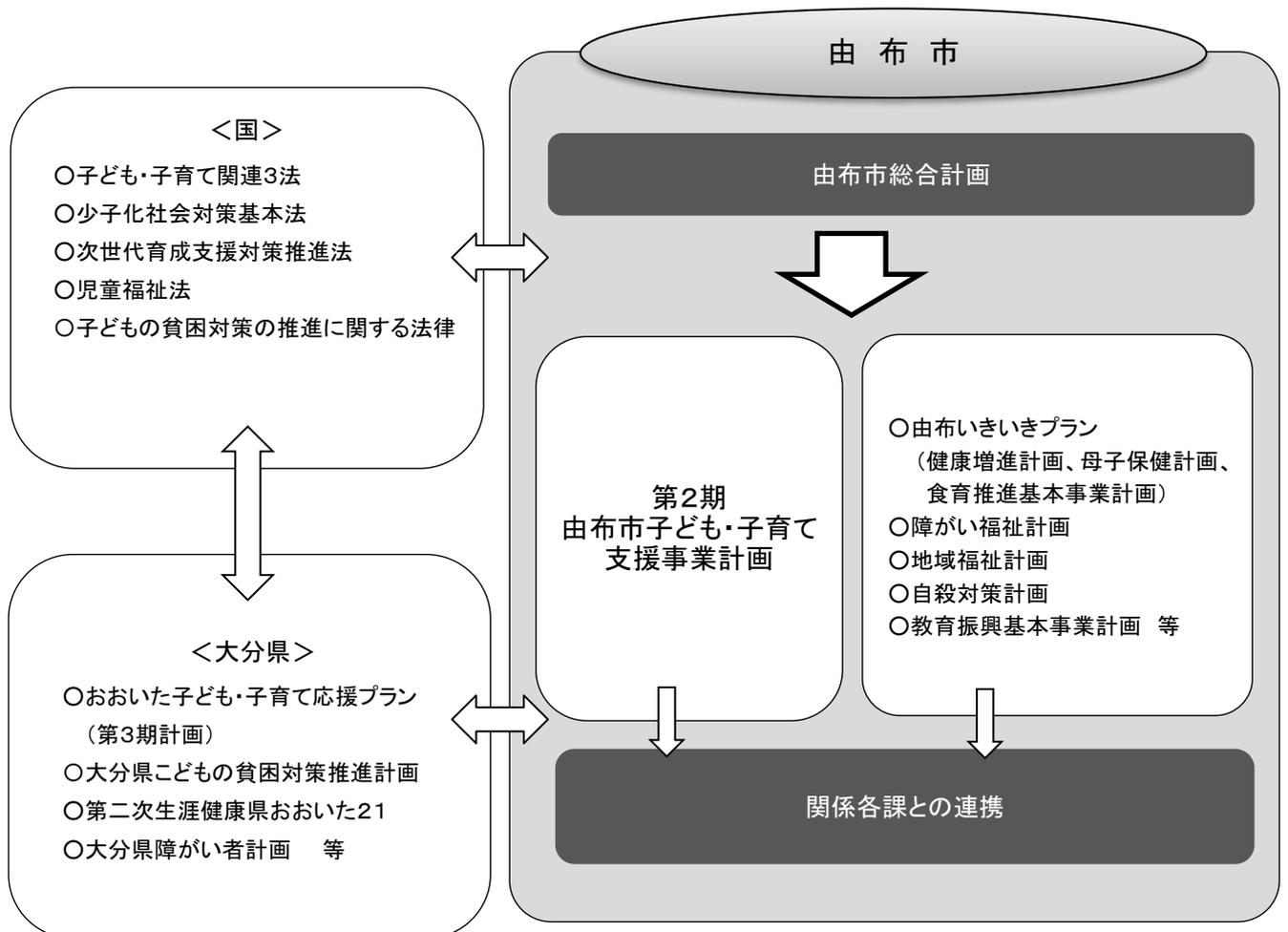
■計画期間

2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
由布市子ども・子育て支援事業計画									
前計画(5年間)					第2期(5年間)				

4 事業計画の位置づけ

- 本事業計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。
- 本事業計画には、子どもの貧困対策推進法に関する施策を含めます。
- 本事業計画は、国・県との連携を図り、由布市総合計画を上位計画とし、由布いきいきプランや障がい福祉計画、地域福祉計画、自殺対策計画をはじめ、他の計画などとの整合を図るものとします。子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。

■国・大分県・関連計画等との連携



5 国の制度改正等のポイント

(1) 子ども・子育て支援法の改正

2018（平成30）年4月1日施行の「子ども・子育て支援法一部改正」により、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講じました。

2019（令和元）年5月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

① 幼児教育・保育の無償化

2019（令和元）年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設においても費用の無償化を実施すること。

② 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」「待機児童」解消をめざした新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底すること。

③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら広域での待機児童解消をめざすこと。

(2) 基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の4点が追加されました。

① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

② 幼稚園や保育所を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望または保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切に量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

③ 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴って外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- ・子育て短期支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。
- ・利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。
- ・放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること。

(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

2016（平成28）年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、子育て世代包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、2018（平成30）年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、全ての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築をめざすこととなりました。



6 事業計画策定の経緯

市民、関係団体代表などから構成される「由布市子ども・子育て会議」を設置開催し、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

また、本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2018（平成30）年12月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式の実態調査を行い、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、市民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、市民意見の反映に努めました。



(このページは白紙です)



第2章

本市の子どもと家庭を取り巻く 状況と課題



第2章 本市の子どもと家庭を取り巻く状況と課題



1 本市の状況

(1) 人口推移（地域別実績と将来推計）

2000（平成12）年に35,248人であった本市の人口は、2015（平成27）年には34,262人と減少傾向となっています。国の研究機関の調査によると、本市の2045（令和27）年の人口は28,618人程度になると推計されています。（図1）（※総人口には年齢不詳・外国人含むため、3階級別の合計値と合わない場合があります。）

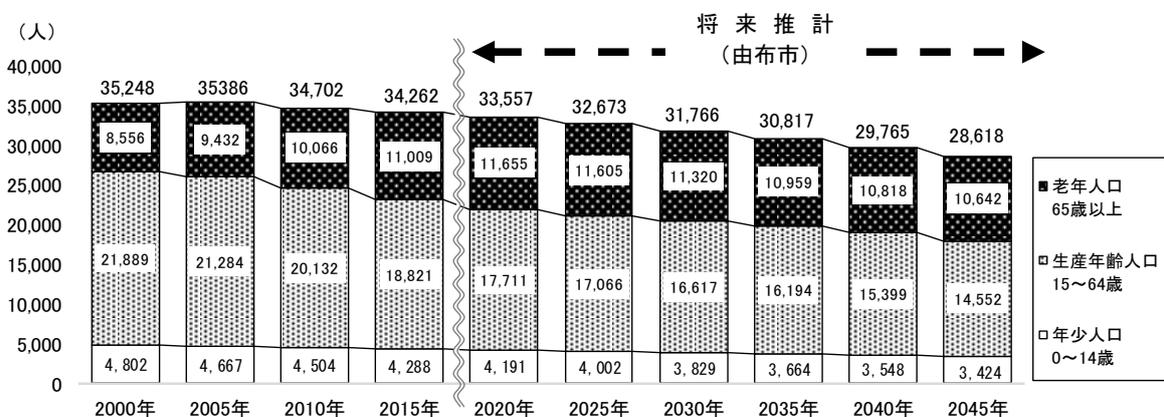
この国の研究機関による調査では、全国の約7割の市町村において、2045（令和27）年の総人口は2015（平成27）年に比べて2割以上減少すると推計されています。

人口減少は本市も例外ではなく、このままでは2045（令和27）年には年少人口（0～14歳）が約12%（3,424人）、生産年齢人口（15～64歳）が約50%（14,552人）と、少子・高齢化のますますの進行と労働力不足に伴う産業の低迷が懸念されています。

人口減少を食い止めるためには、本市から他市部への人口流出に歯止めをかけ、若い世代が安定して働きながら子育てをし、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていける取り組みが必要です。

本市では「由布市人口ビジョン」で人口減少問題に取り組む基本的視点として、「由布市における安定した雇用を創出する」「由布市への新しい人の流れをつくる」「由布市での若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」という4つの基本的視点があります。この取り組みのさらなる推進と県内外へ『由布市の魅力』を伝えるための広報が今後より重要になります。

■（図1）由布市の3階級別人口の推移（実績値と将来予測値）



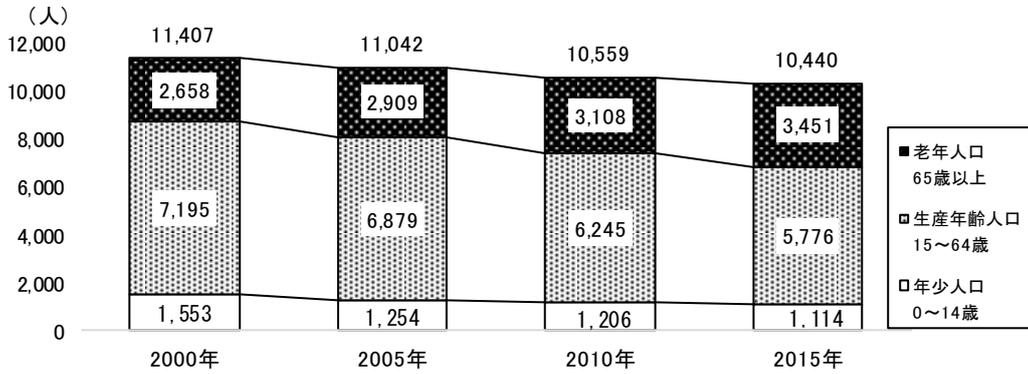
出典：2000年～2015年は総務省「国勢調査」

出典：2020年～2045年は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』

※総人口には年齢不詳・外国人含むため、3階級別の合計値と合わない場合があります。

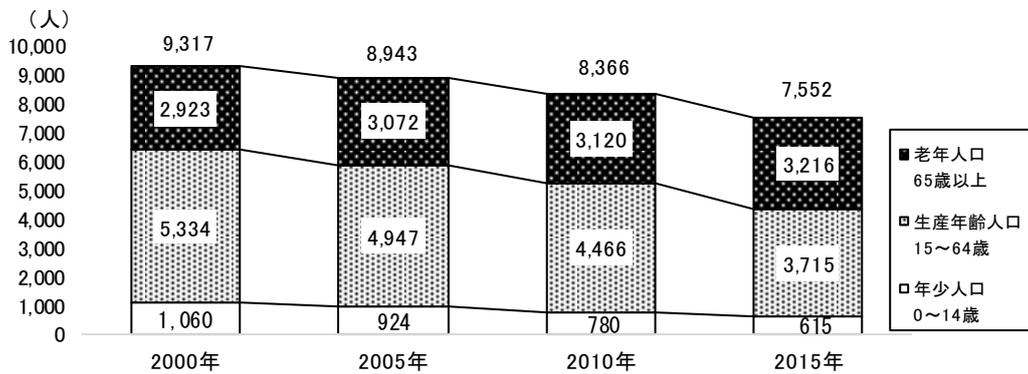
地域別における実績人口（2000年～2015年）をみると、湯布院地域と庄内地域では減少傾向となっていますが、挾間地域は増加傾向となっています（図2-1～3）。

■（図 2-1）湯布院地域の 3 階級別人口の推移



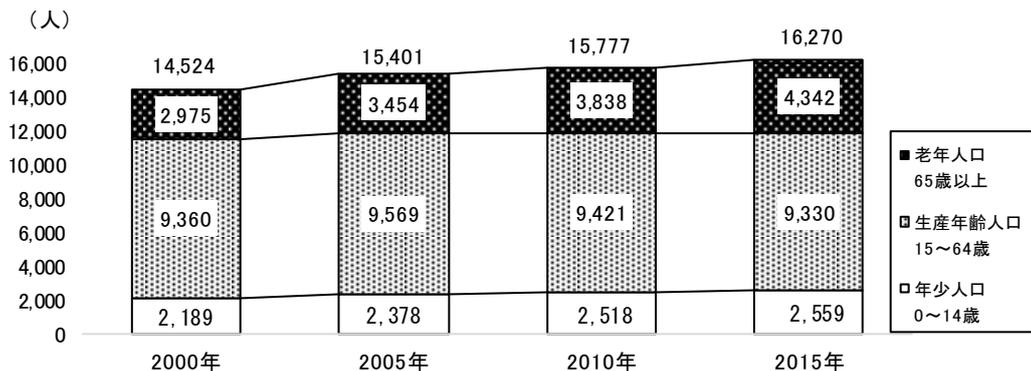
出典：総務省「国勢調査」
※総人口には年齢不詳・外国人含む

■（図 2-2）庄内地域の 3 階級別人口の推移



出典：総務省「国勢調査」
※総人口には年齢不詳・外国人含む

■（図 2-3）挾間地域の 3 階級別人口の推移

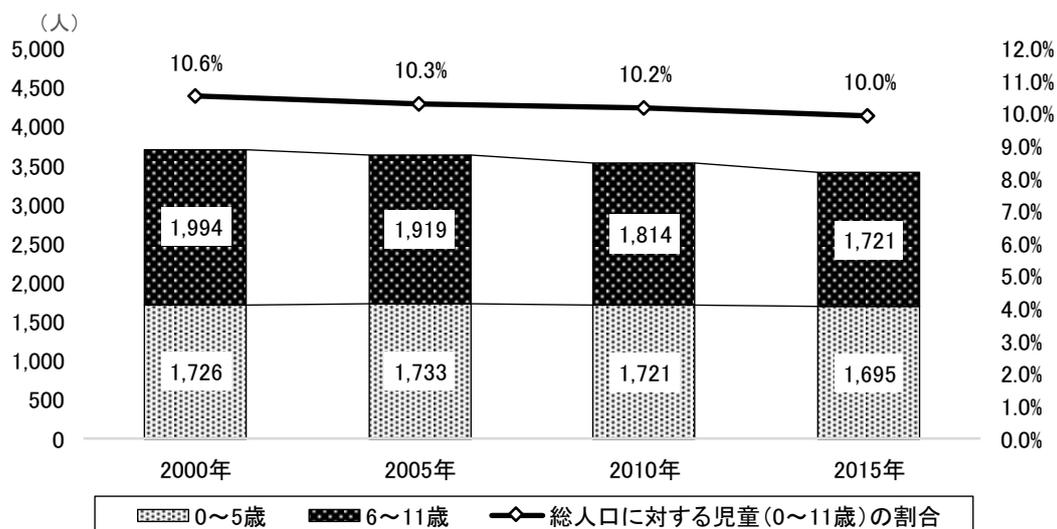


出典：総務省「国勢調査」
※総人口には年齢不詳・外国人含む

(2) 子どもの人口推移

本市の総人口に対する児童（0～11歳）の割合は、2015（平成27）年には10.0%となっており、子ども人口も年々減少しています。地域別では、挾間地域の割合が増加傾向となっており、他の地域は減少しています（図3-1～図3-4）。

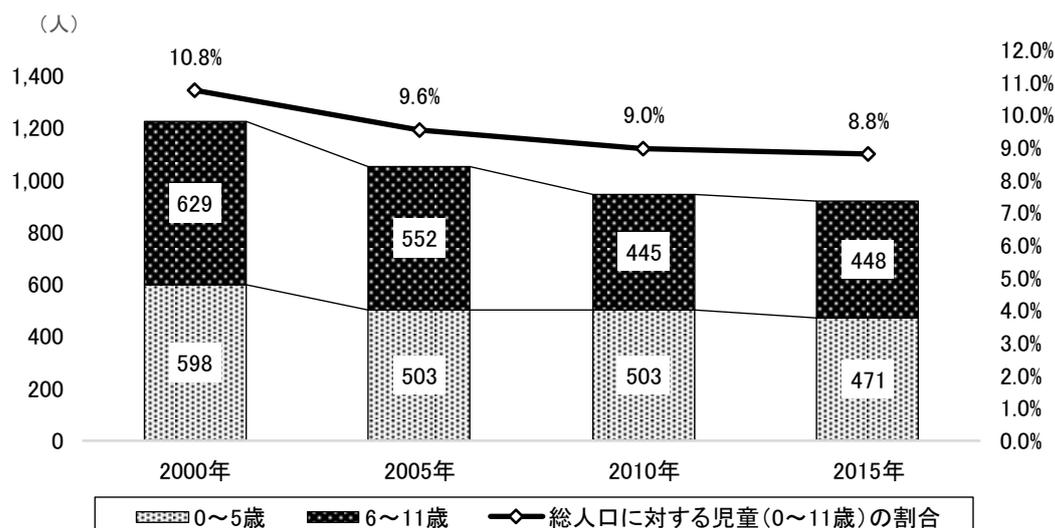
■（図3-1）由布市の子ども人口（0～11歳）の推移



出典：総務省「国勢調査」

※児童(0～11歳)の割合は総人口に占める児童の割合

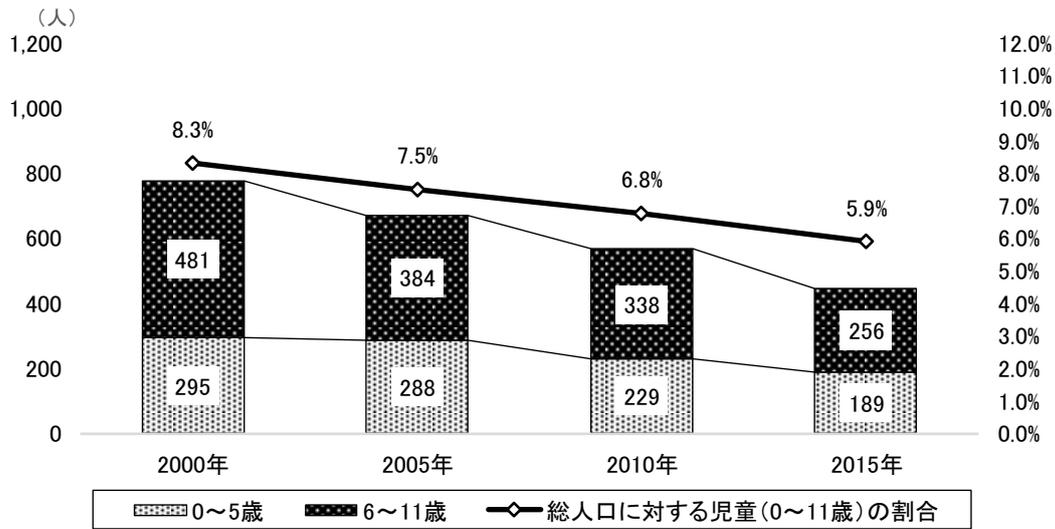
■（図3-2）湯布院地域の子ども人口（0～11歳）の推移



出典：総務省「国勢調査」

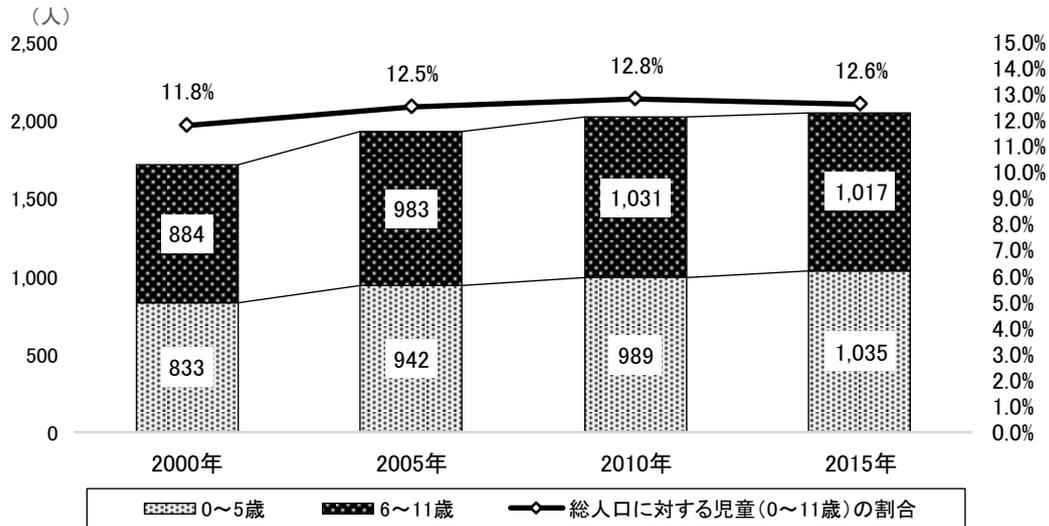
※児童(0～11歳)の割合は総人口に占める児童の割合

■ (図 3-3) 庄内地域の子ども人口 (0~11 歳) の推移



出典:総務省「国勢調査」
 ※児童(0~11歳)の割合は総人口に占める児童の割合

■ (図 3-4) 挾間地域の子ども人口 (0~11 歳) の推移

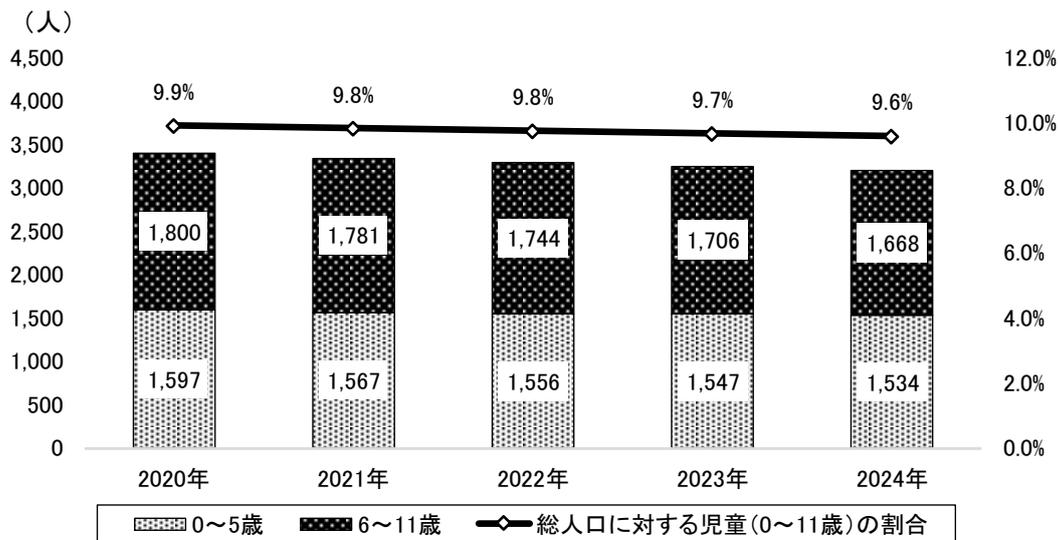


出典:総務省「国勢調査」
 ※児童(0~11歳)の割合は総人口に占める児童の割合

(3) 子どもの将来人口推移

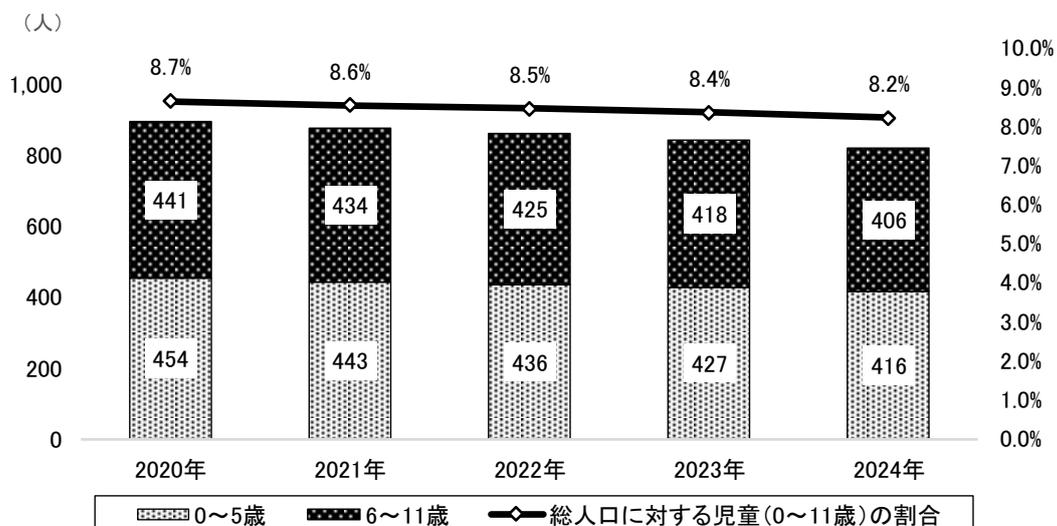
本市の総人口に対する児童（0～11歳）の将来人口推計割合は、2020（令和2）年では9.9%、2024（令和6）年では9.6%と推計されており、将来推計でも減少傾向となっています。地域別では、挾間地域が横ばいで推移し、湯布院地域と庄内地域は減少傾向の推計になっています（図4-1～図4-4）。

■（図4-1）由布市の子どもの将来人口（0～11歳）の推移



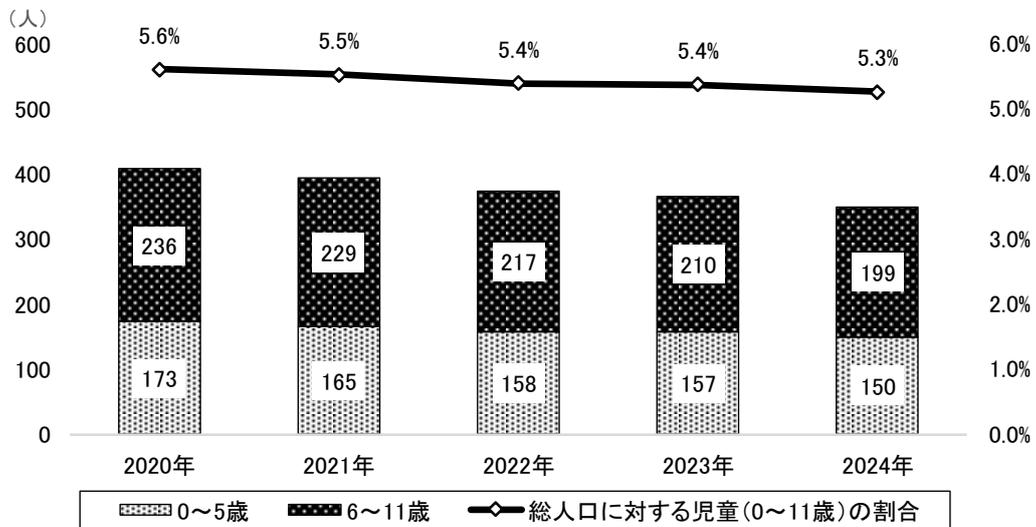
将来推計方法: コーホート変化率法にて推計

■（図4-2）湯布院地域の子どもの将来人口（0～11歳）の推移



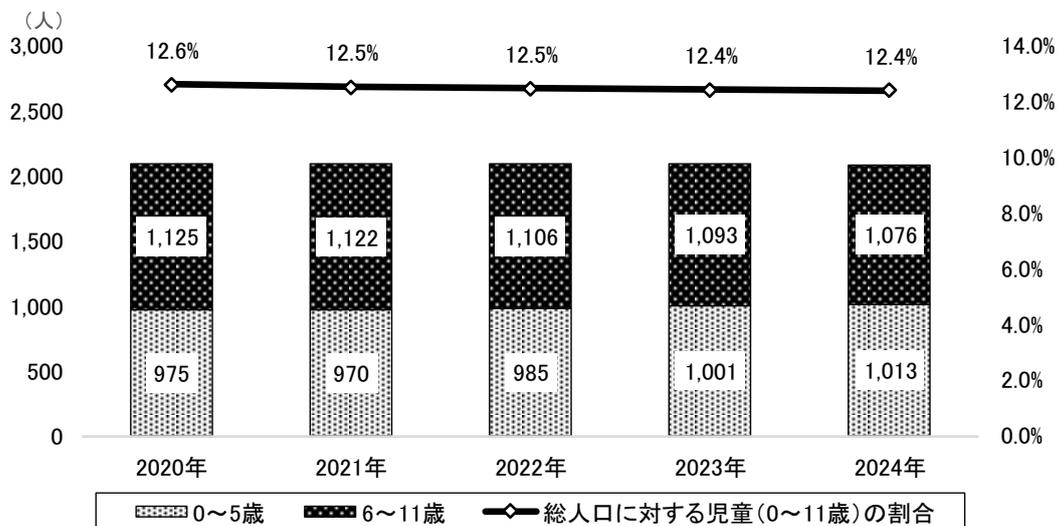
将来推計方法: コーホート変化率法にて推計

■ (図 4-3) 庄内地域の子どもの将来人口 (0~11 歳) の推移



将来推計方法: コーホート変化率法にて推計

■ (図 4-4) 挾間地域の子どもの将来人口 (0~11 歳) の推移



将来推計方法: コーホート変化率法にて推計



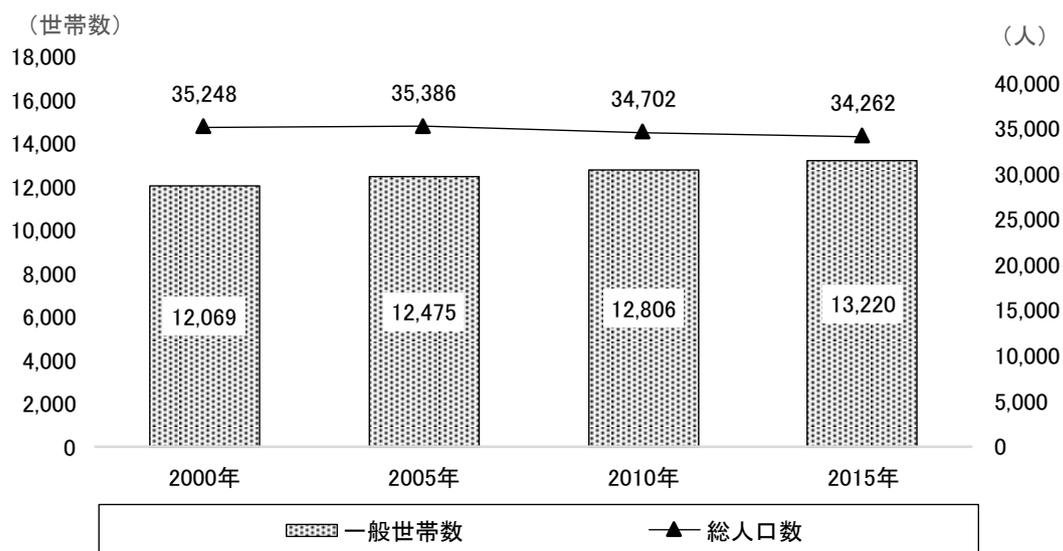
「コーホート変化率法とは」・・・

コーホートとは、ある年(期間)に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察することで将来人口を推計する方法である。例えば、ある年の20~24歳人口は5年後には25~29歳に達するが、その間の実際の人口変化を分析し、これから導き出された傾向を基準となる20~24歳人口に当てはめて計算することで、5年後の25~29歳人口が推計されます。

(4) 世帯の推移

本市の世帯推移をみると、2012（平成24）年7月9日から「住民基本台帳法の一部を改正する法律」「入管法の一部を改正する法律」が施行され、「外国人登録法」が廃止されました。これにより、外国人住民の方にも住民基本台帳法が適用され、住民票を持つ外国人の人数を加算している影響もあり、世帯数は増加傾向となっています（図5）。

■（図5）由布市の世帯推移

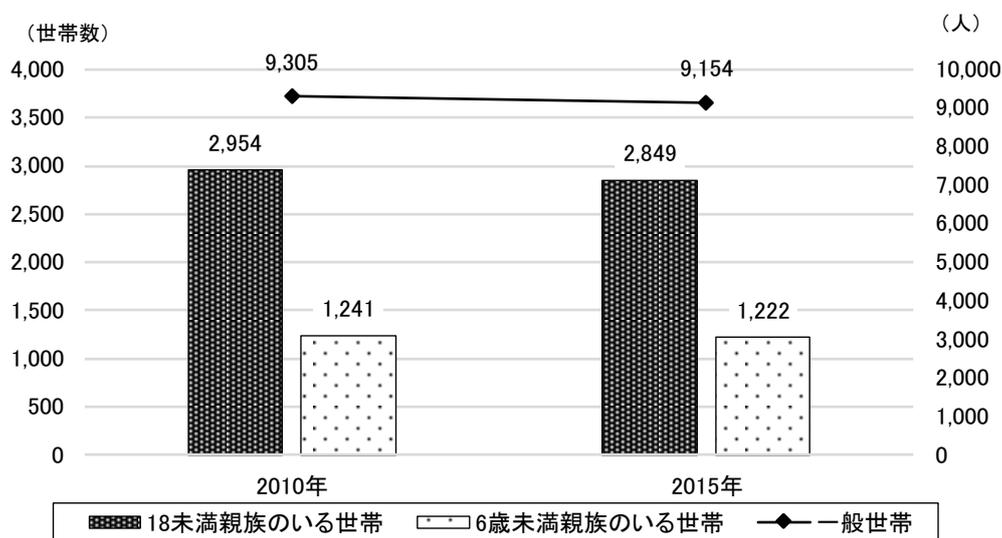


出典：総務省「国勢調査」
 ※総人口には不詳外国人・含む

(5) 子育て世帯の推移

2010（平成22）年から2015（平成27）年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯ともに減少傾向となっています（図6）。

■（図6）由布市の子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）推移

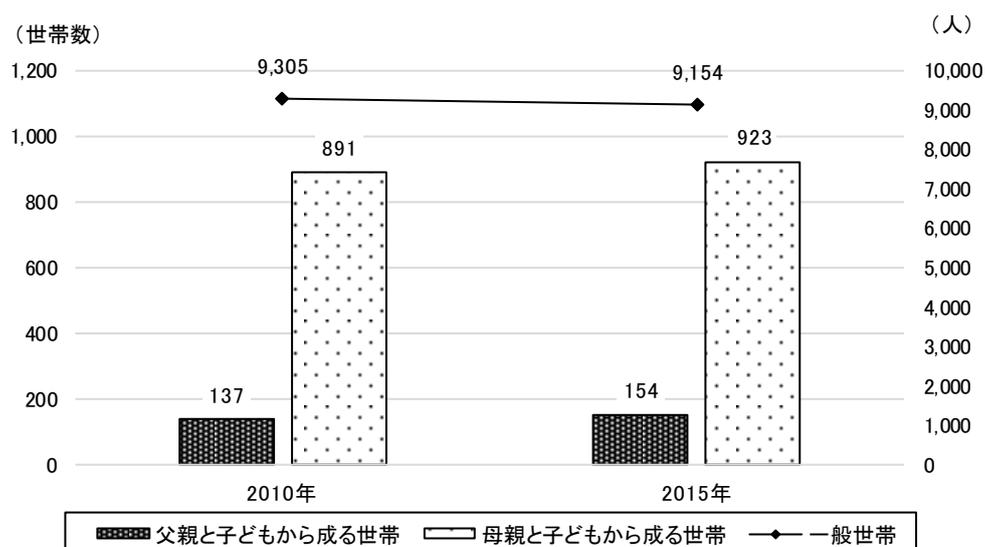


出典：総務省「国勢調査」

※一般世帯は世帯の総数ではなく、「親族のみの世帯」の数

また、ひとり親世帯の推移をみると、父親と子どもから成る世帯、母親と子どもから成る世帯はともに増加傾向となっています（図7）。

■（図7）由布市のひとり親世帯推移

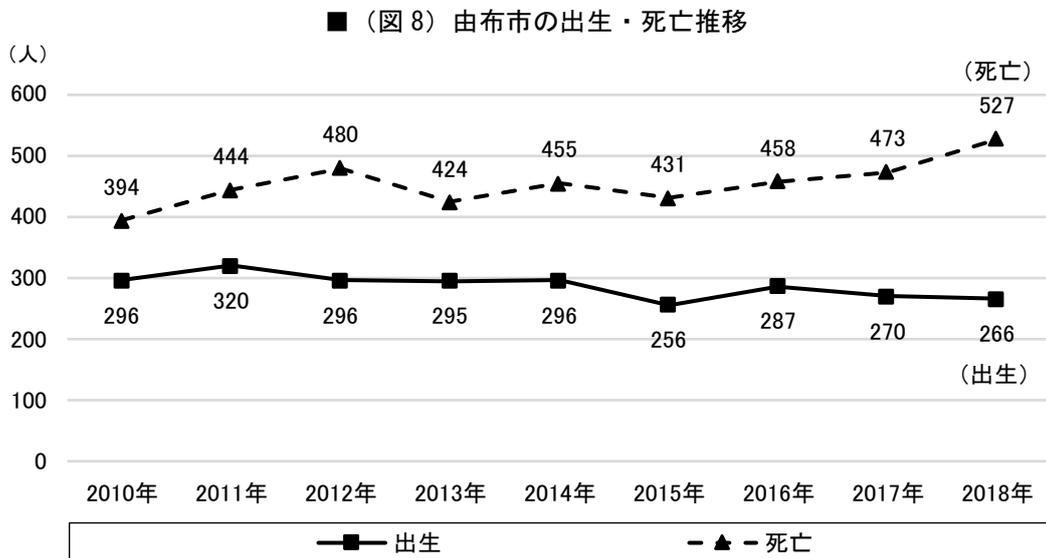


出典：総務省「国勢調査」

※一般世帯は世帯の総数ではなく、「親族のみの世帯」の数

(6) 自然動態（出生・死亡）の状況

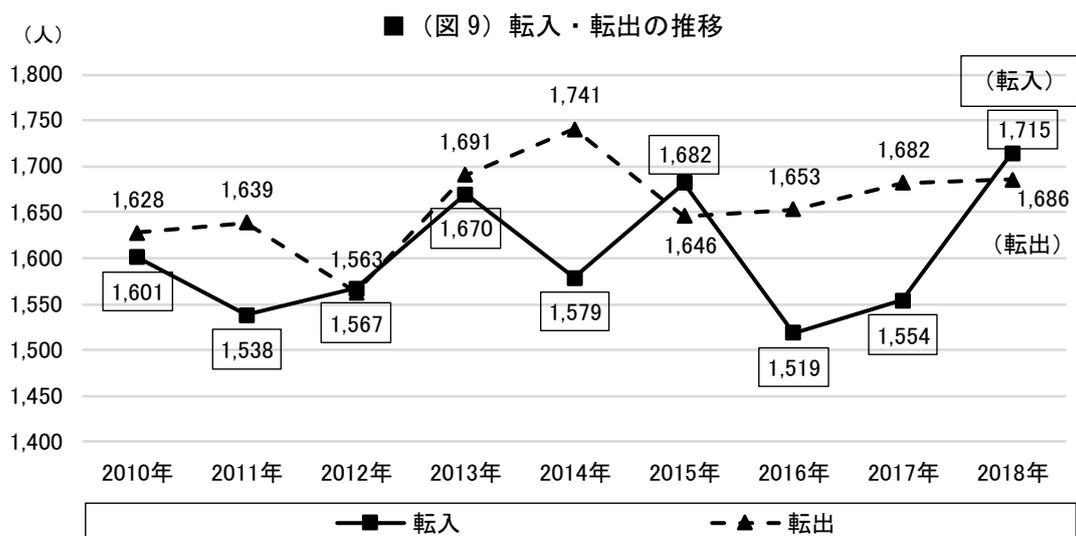
本市の出生・死亡の推移をみると、出生では、2017（平成29）年から再び減少傾向となり、死亡では、2016（平成28）年から増加傾向となっています。2018（平成30）年における出生と死亡の差である自然増加数は△261人（出生－死亡）となっています（図8）。



出典：大分県統計調査課「大分県の人口推計（各年10月1日時点）」

(7) 社会動態（転入・転出）の状況

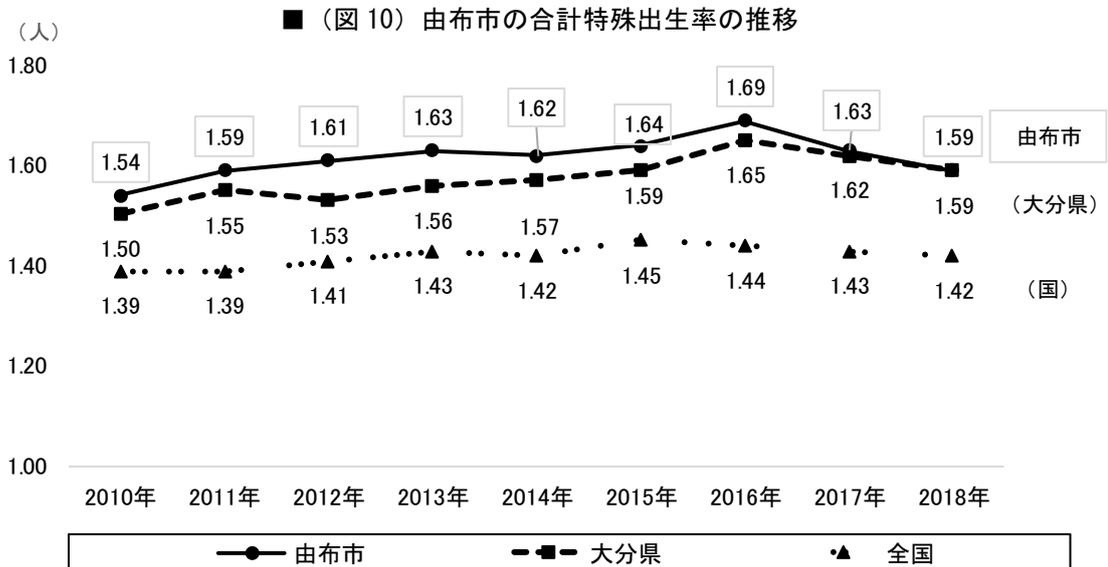
転入・転出の推移をみると、転入では2017（平成29）年から再び増加傾向となり、転出では、2016（平成28）年からこちらも再び増加傾向となっており、2018（平成30）年における転入と転出の差である社会増加数は+29人（転入－転出）となっています（図9）。



出典：大分県統計調査課「大分県の人口推計（各年10月1日時点）」

(8) 合計特殊出生率の推移

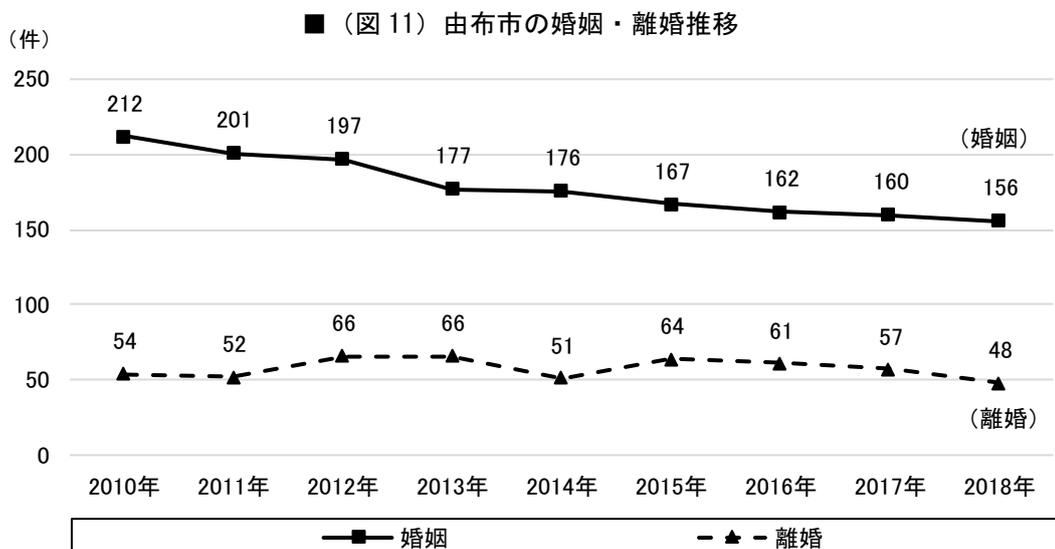
本市の合計特殊出生率は、2010（平成22）年以降上昇傾向となっていました。2018（平成30）年は減少しているものの、依然、国の平均を上回った水準で推移しています（図10）。



出典：厚生労働省「人口動態調査」、各市町村の合計特殊出生率は、県福祉保健企画課調べ
 ※合計特殊出生率とは15～49歳の1人の女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均子ども数に相当する。

(9) 婚姻・離婚の状況

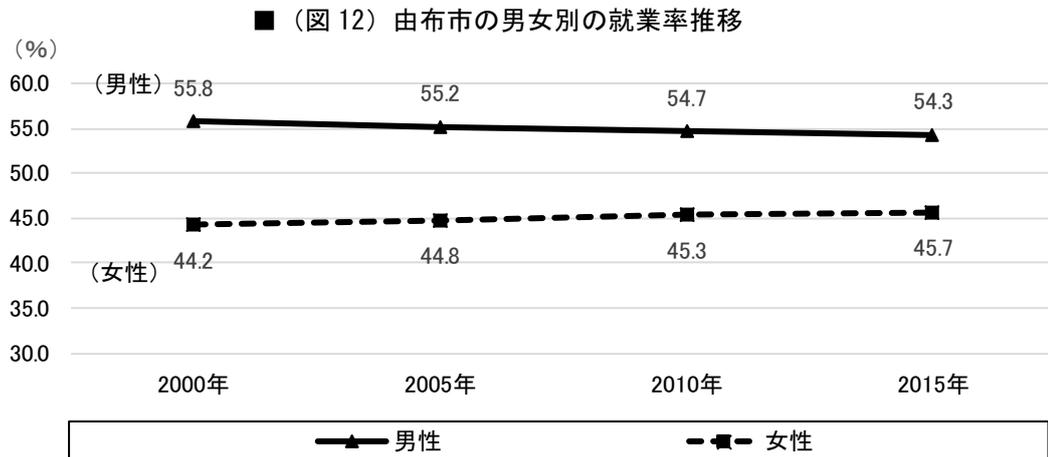
本市の婚姻・離婚の推移をみると、ここ4年間は婚姻・離婚ともに減少傾向となっており、2018（平成30）年の婚姻数は156件、離婚数は48件となっています（図11）。



出典：厚生労働省「人口動態統計」

(10) 就労の状況

本市の15歳以上の就業率の推移をみると、男性の就業率は減少しているが、女性の就業率は増加傾向となっています。男女平等の機運の高まりに始まり、2015（平成27）年に女性活躍推進法も制定され、女性の社会進出の割合が高くなっていると考えられます（図12）。

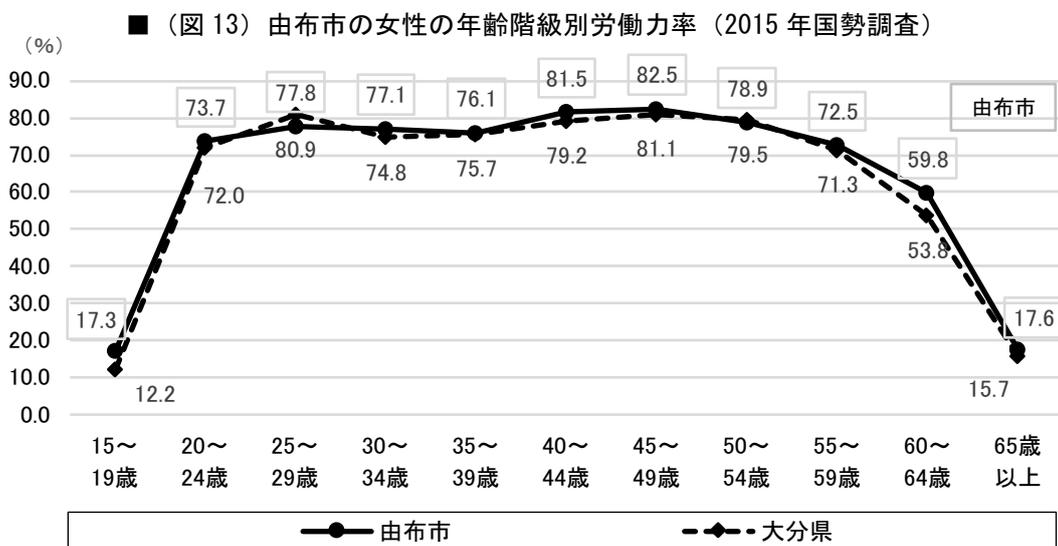


資料：総務省「国勢調査」

※就業率とは、生産年齢人口に占める総就業者数を男女別にみた割合

女性の年齢階級別労働力率をみると、結婚や出産を機にいったん仕事を辞め、子育てが落ち着いた頃に再就職または復職することで、いわゆる「M字カーブ」となっています。20代後半から40代後半にかけての労働力率が高くなっており、「M字カーブ」が解消されつつあります（図13）。

また、30代前半から40代後半、50代後半から65歳以上の年齢区分における女性の労働力率は、大分県よりも高くなっています。



資料：総務省「国勢調査」

※労働力率とは、生産年齢人口に占める労働力人口の割合

2 アンケート調査結果（抜粋）からみえる課題

（1）実態調査の概要

本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2018（平成30）年12月に由布市内に居住する小学生以下の子どもがいる世帯を対象としたアンケート形式の実態調査を行いました。

調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用します。

■ 2018年度実態調査の概要（再掲）

調査対象者	由布市内に居住する小学生以下の子どもがいる世帯を対象とし、住民基本台帳から無作為に抽出						
調査期間	2018(平成30)年12月11日～12月31日						
調査方法	対象者に個別郵送。郵送による返信						
配布・回収 状況	2018年度	配布件数	回収件数	無効回答数	有効回答数	回収率	有効回答率
	就学前	981件	623件	0件	623件	63.5%	63.5%
	小学生	981件	529件	0件	529件	53.9%	53.9%
	合計	1,962件	1,152件	0件	1,152件	58.7%	58.7%

※無効回答とは、すべて白紙での回答や、宛先不明等により調査が正常に実施できなかったものです。

（前回調査の概要）

配布・回収 状況	2013年度	配布件数	回収件数	無効回答数	有効回答数	回収率	有効回答率
	就学前	997件	726件	0件	726件	72.8%	72.8%
	小学生	985件	714件	0件	714件	72.5%	72.5%
	合計	1,982件	1,440件	0件	1,440件	72.6%	72.6%

（2）グラフやコメントについての留意点

1. 回答結果の割合「%」は、有効サンプル数に対し、それぞれの回答数の割合を小数点以下第二位で四捨五入したものである。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100%を超える場合があります。
2. 複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して割合を示しているため、合計が100.0%を超える場合があります。
3. 図表中の「n」（number of case）は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する者）を表します。
4. 本文中の選択肢について、長文の場合はレイアウトの都合上、簡略化したり省略して表記したりしている場合があります。

(3) 実態調査の結果（抜粋）

■宛名のお子さんご家族の状況について

①宛名のお子さんを含めたきょうだいの人数（就学前、小学生：問3）

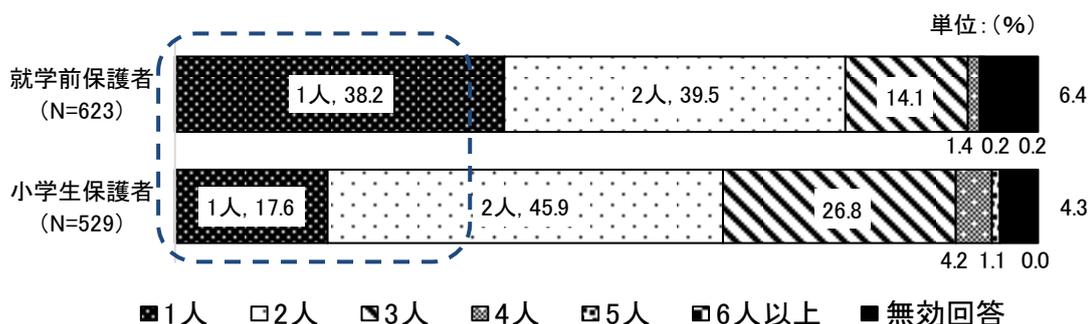
【調査結果】

- きょうだいの人数は、今回H30の調査では就学前保護者、小学生保護者ともに「2人」の割合が最も高くなっています。
- 前回H25と比較すると、就学前保護者、小学生保護者ともに「1人」の割合が増加しています。特に就学前保護者では、「1人」の割合が14.4ポイントと大きく増加しています。

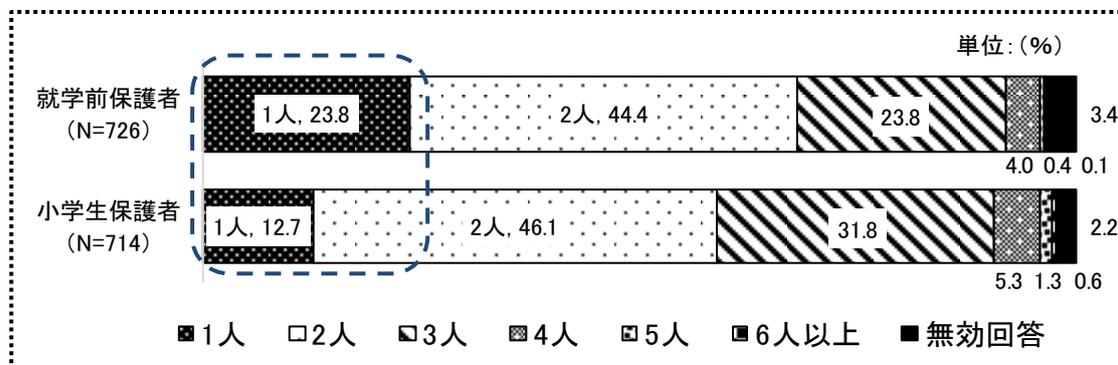
【調査結果からみえてくる検討課題】

きょうだいの人数では、「1人」の割合が増加傾向となっており、少子化の影響が出ています。子どもを安心して産むことができるような支援策が必要です。

■きょうだいの人数（今回 H30 調査）



■きょうだいの人数（前回 H25 調査）



■（参考）完結出生児数（夫婦の最終的な平均出生子ども数）

完結出生児数とは、結婚持続期間（結婚からの経過期間）15～19年夫婦の平均出生子ども数であり、夫婦の最終的な平均出生子ども数とみなされます。

（合計特殊出生率は20代から30代の女性の数から現時点の出生数を割った数。）

国立社会保障・人口問題研究所が2016年に発表した「第15回出生動向基本調査」によると、夫婦の最終的な出生子ども数とみなされる「完結出生児数」は1.94人。前回調査に引き続き、2人を下回るという結果になりました。

第7回調査（1977年）以降、半数を超える夫婦が2人の子どもを生んでおり、この点は2015年の第15回調査でも変わりません。一方で子ども1人（ひとりっ子）の夫婦が増加しています。

調査(調査年次)	完結出生児数
第1回調査(1940年)	4.27人
第2回調査(1952年)	3.50
第3回調査(1957年)	3.60
第4回調査(1962年)	2.83
第5回調査(1967年)	2.65
第6回調査(1972年)	2.20
第7回調査(1977年)	2.19
第8回調査(1982年)	2.23
第9回調査(1987年)	2.19
第10回調査(1992年)	2.21
第11回調査(1997年)	2.21
第12回調査(2002年)	2.23
第13回調査(2005年)	2.09
第14回調査(2010年)	1.96
第15回調査(2015年)	1.94

注：対象は結婚持続期間15～19年の初婚どうしの夫婦（出生子ども数不詳を除く）。

調査(調査年次)	総数(客体数)	0人	1人	2人	3人	4人以上	完結出生児数
第7回調査(1977年)	100.0% (1,427)	3.0%	11.0	57.0	23.8	5.1	2.19人
第8回調査(1982年)	100.0 (1,429)	3.1	9.1	55.4	27.4	5.0	2.23
第9回調査(1987年)	100.0 (1,755)	2.7	9.6	57.8	25.9	3.9	2.19
第10回調査(1992年)	100.0 (1,849)	3.1	9.3	56.4	26.5	4.8	2.21
第11回調査(1997年)	100.0 (1,334)	3.7	9.8	53.6	27.9	5.0	2.21
第12回調査(2002年)	100.0 (1,257)	3.4	8.9	53.2	30.2	4.2	2.23
第13回調査(2005年)	100.0 (1,078)	5.6	11.7	56.0	22.4	4.3	2.09
第14回調査(2010年)	100.0 (1,385)	6.4	15.9	56.2	19.4	2.2	1.96
第15回調査(2015年)	100.0 (1,233)	6.2	18.6	54.1	17.8	3.3	1.94

注：図表Ⅱ-2-1と同じ。

出典：国立社会保障・人口問題研究所

②あなたの理想とする子どもの数と実際に予定している子どもの数は何人ですか（就学前：問30、小学生：問17）

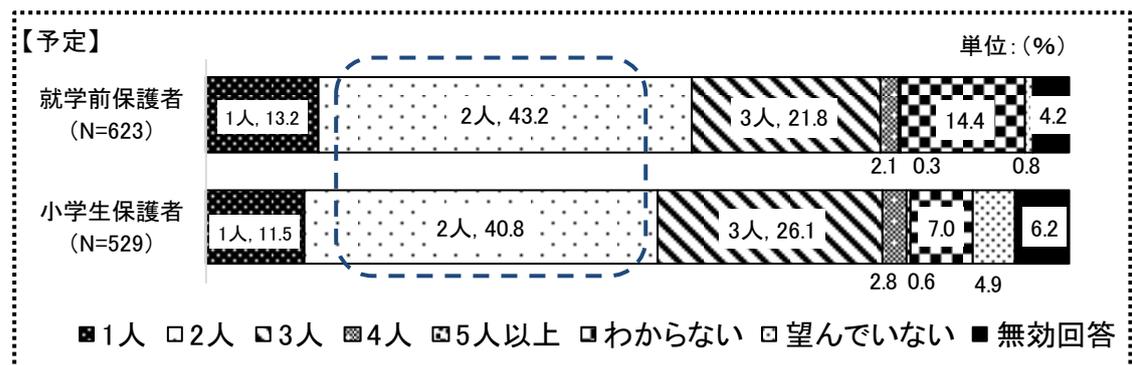
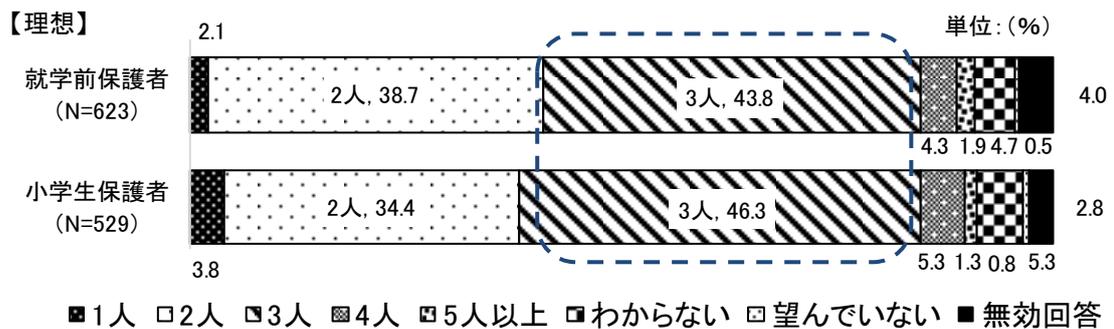
【調査結果】

- 理想とする子どもの数は、就学前保護者、小学生保護者ともに「3人」とする割合が最も高く、次いで「2人」となっています。
- 理想と予定の差をなくすために解決すべき課題として就学前保護者、小学生保護者ともに「子育てや教育にかかる経済的支援」「希望すれば誰でも利用可能な幼稚園や保育所などの施設」をあげています。（次ページ参照）

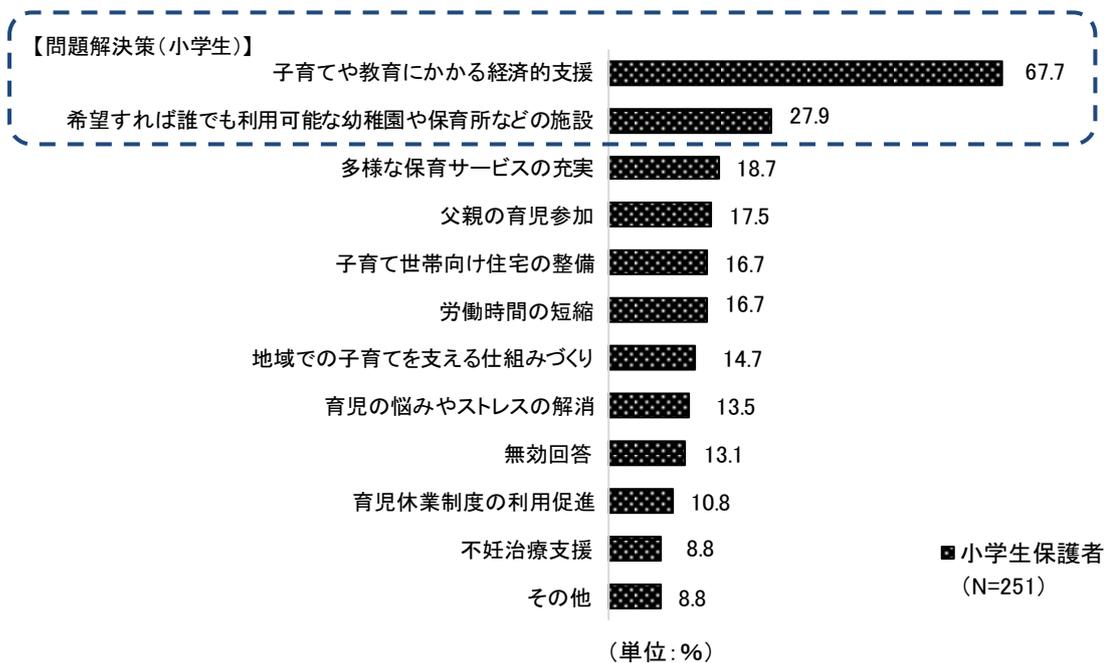
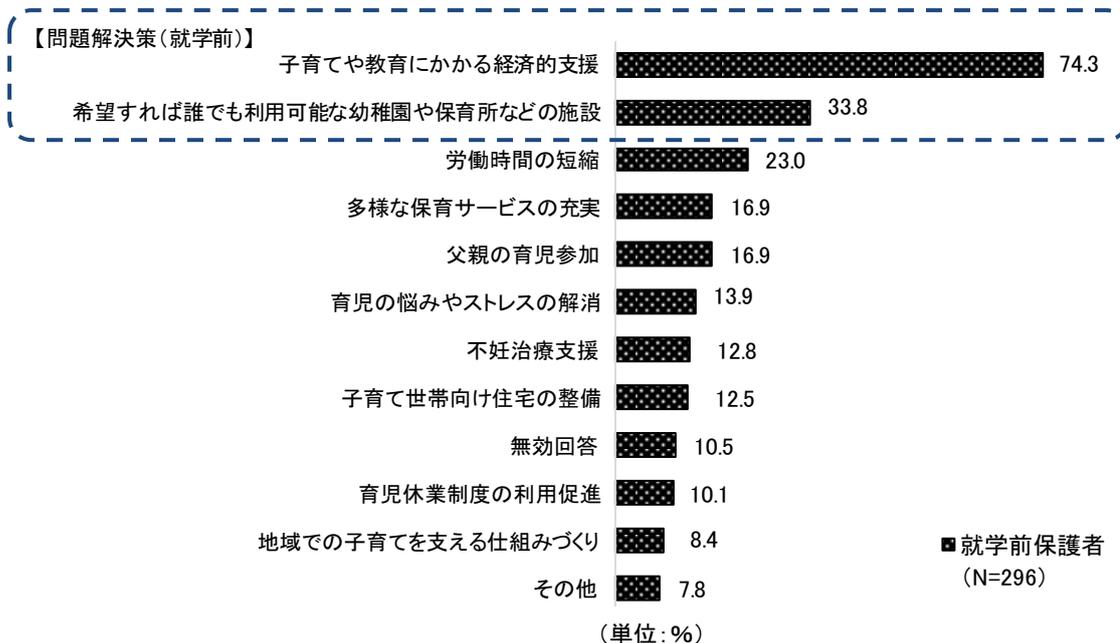
【調査結果からみえてくる検討課題】

子どもを安心して産み育てられるように、経済的支援と保育施設の充実を図る必要があります。

■子どもの数の理想と予定（今回 H30 調査のみ）



■理想と予定の差をなくすために解決すべき課題（今回 H30 調査のみ）



③ 子育てを主に行っている人（就学前・小学生：問6）

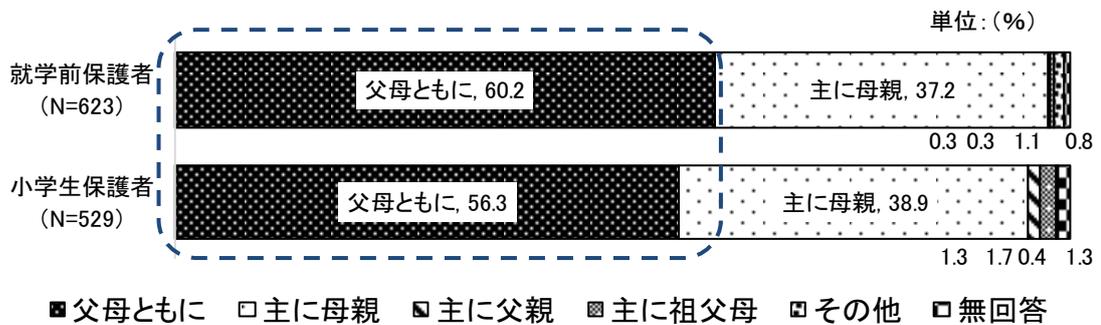
【調査結果】

- 子育てを主に行っている人は、今回H30の調査では就学前保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」の割合が5割以上と最も高く、次いで「主に母親」となっています。
- 前回H25と比較すると、就学前保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」の割合が増加しています。

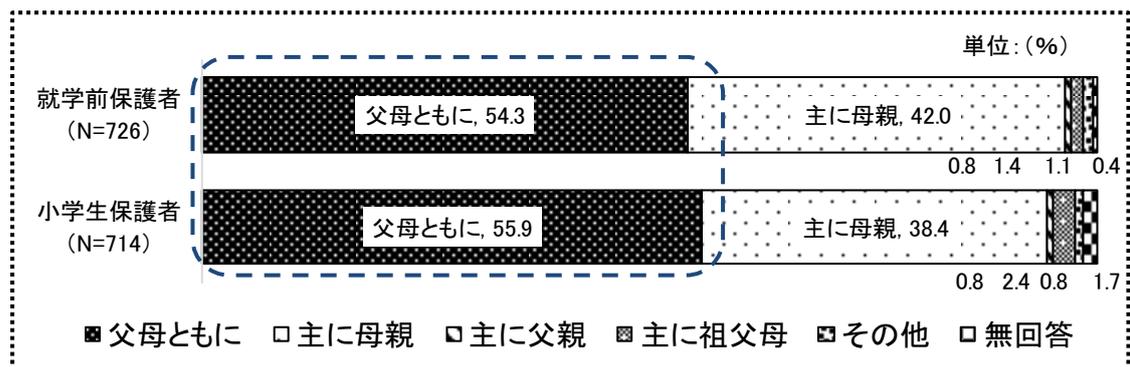
【調査結果からみえてくる検討課題】

「父母ともに」の割合が高くなっている状況で、本市では母親の就業率の割合が年々高くなっており、今後さらに父親の子育て参画が重要となります。

■子育てを主に行っている人（今回 H30 調査）



■子育てを主に行っている人（前回 H25 調査）



■子どもの育ちをめぐる環境について

④ 子育ての相談先について（就学前・小学生：問8-1）

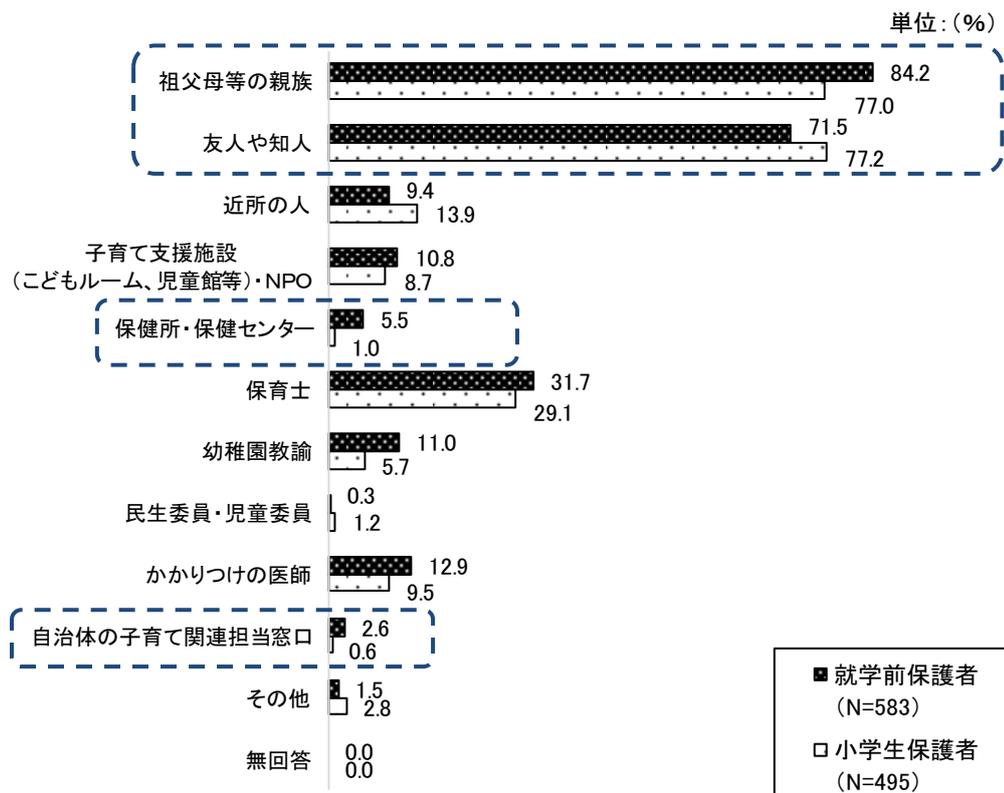
【調査結果】

- 相談先について、今回H30の調査では就学前保護者、小学生保護者ともに「祖父母等の親族」「友人や知人」の割合がそれぞれ7割以上となっています。
- 前回H25と比較すると、就学前保護者、小学生保護者ともに「子育て支援施設」「かかりつけの医師」の割合が主に増加しています。

【調査結果からみえてくる検討課題】

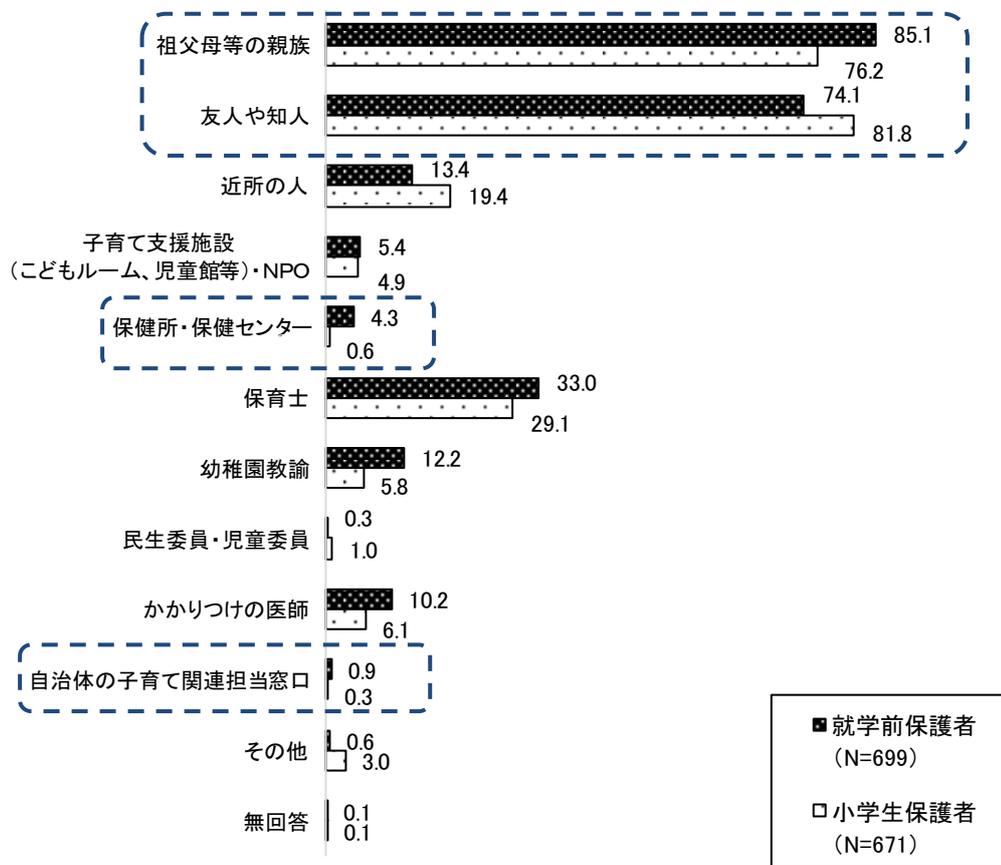
子育ての相談先は、保護者が気軽に相談しやすい人や子どもが利用している施設を選んでいることが分かります。公的な専門機関や専門職等の周知を図るとともに、多くの人が相談する施設等と専門職及び専門機関との連携強化を進める必要があります。

■子育ての相談先について（今回 H30 調査）※複数回答



■子育ての相談先について（前回 H25 調査）※複数回答

単位：(%)



■宛名のお子さんの保護者の就労状況について

⑤ 母親の就労状況について（就学前・小学生：問9）

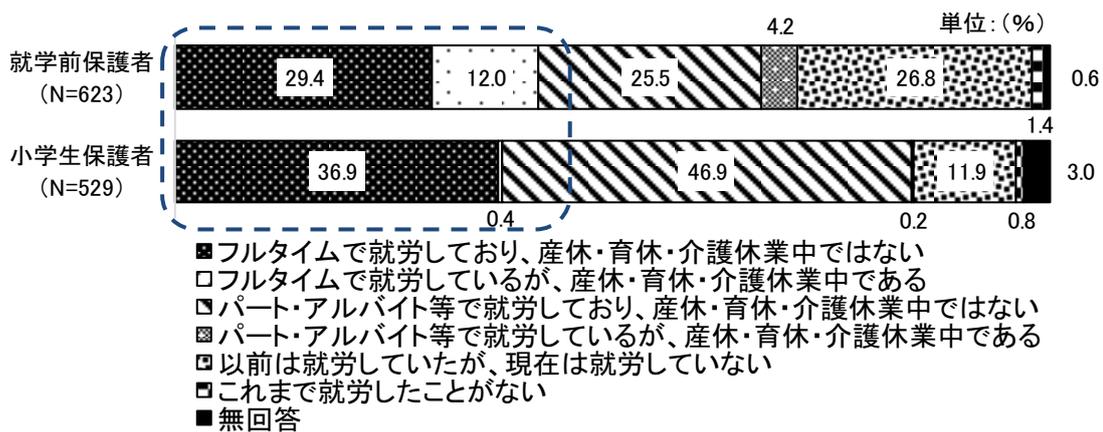
【調査結果】

- 母親の就労状況について、今回H30の調査では就学前保護者は「フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中ではない」が約3割となっています。
- 前回H25と比較すると、就学前保護者、小学生保護者ともに「フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。

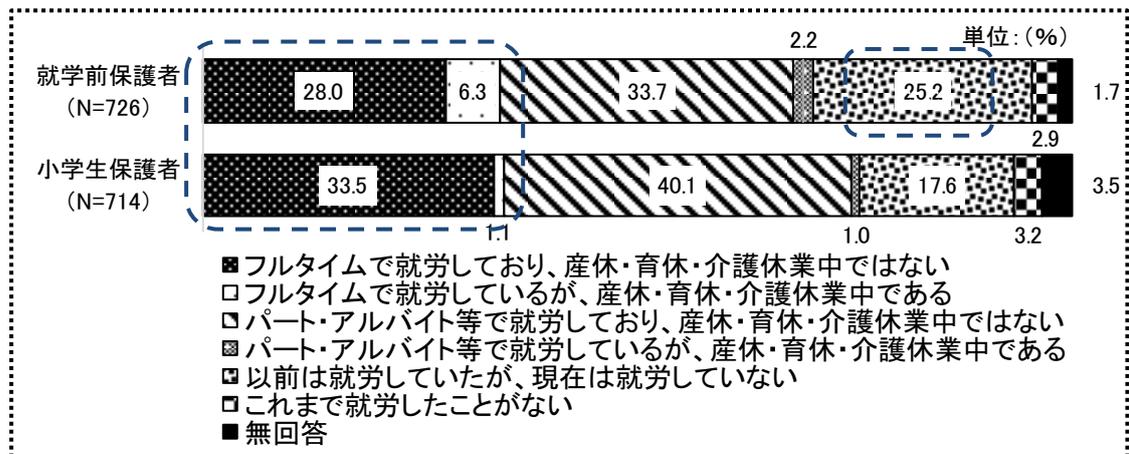
【調査結果からみえてくる検討課題】

子育てをしながらフルタイムで働く母親の増加について勘案する必要があります。

■母親の就労状況について（今回 H30 調査）



■母親の就労状況について（前回 H25 調査）



⑥ 母親の今後の就労意向について（就学前・小学生：問9-4）

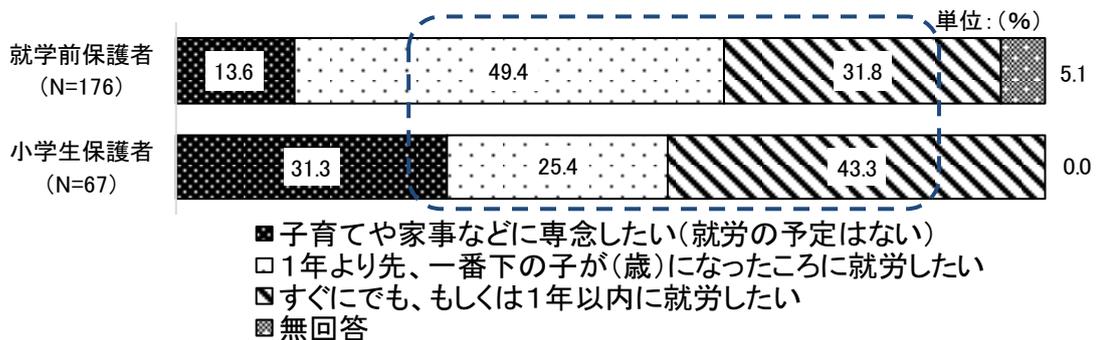
【調査結果】

- 現在は就労していない、これまでに就労したことがない母親の今後の就労移行について、今回H30の調査では就学前保護者は、就労したい（「1年より先」+「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」）が81.3%、小学生保護者では68.7%となっています。
- 前回H25の就労したい（「1年より先」+「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」）の割合を比較すると、就学前保護者は6.8ポイント、小学生保護者では7.0ポイントそれぞれ増加しており、母親の就労意識の向上がみられます。

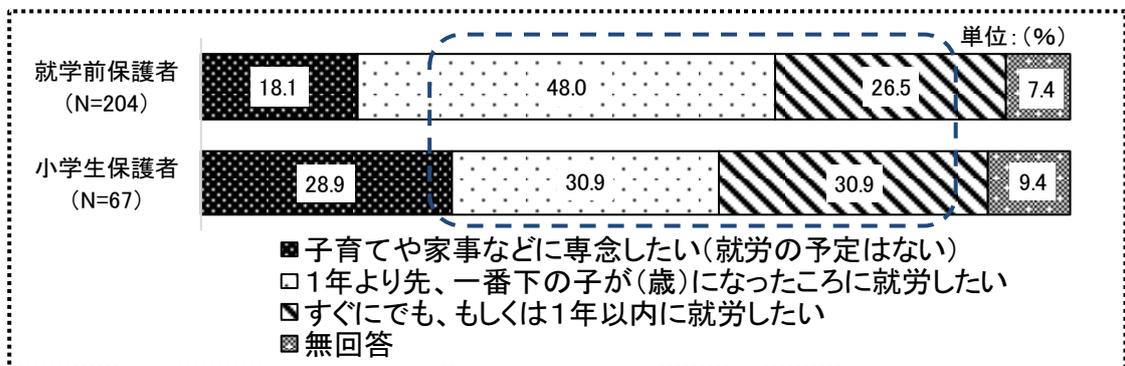
【調査結果からみえてくる検討課題】

仕事と育児の両立ができるよう、子育て中の保護者に対する支援を強化する必要があります。

■母親の今後の就労意向について（今回 H30 調査）



■母親の今後の就労意向について（前回 H25 調査）



⑦一番下の子どもが何歳になったところに就労したいかについて（同問9-4）

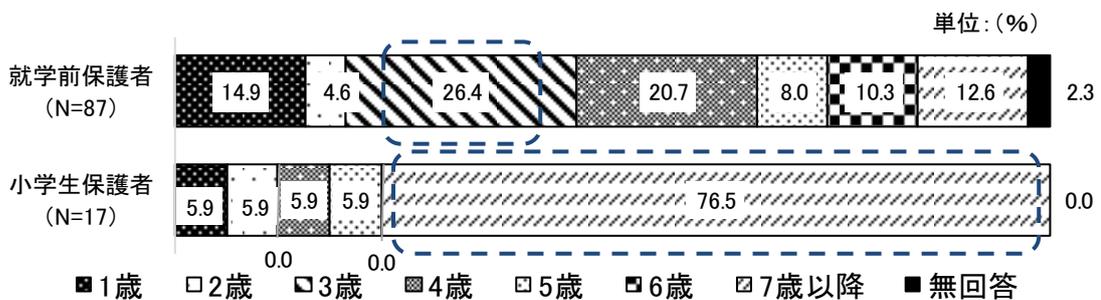
【調査結果】

- 1年より先の就労を考えている人に、一番下の子どもが何歳になったところに就労したいかについて、今回H30の調査では就学前保護者は、3歳が26.4%、小学生保護者では7歳以降の76.5%の割合が最も高くなっています。
- 前回H25と比較すると、就学前保護者では、主に1歳、3歳の割合が増加しています。小学生保護者では、7歳以降の割合が15.6ポイント増加しています。

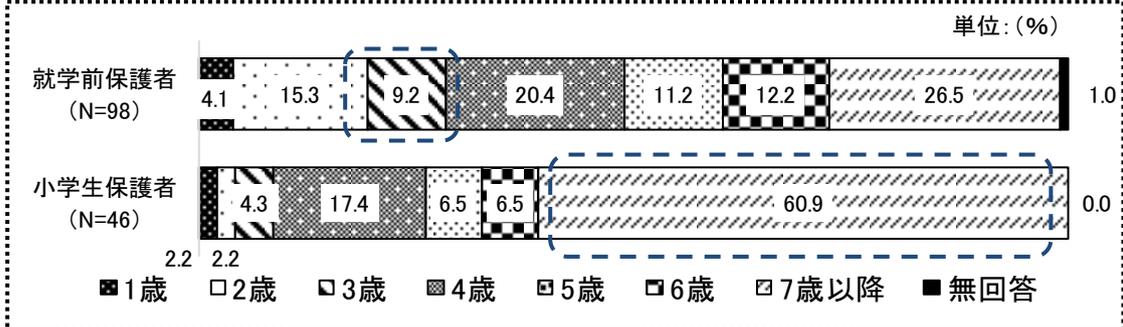
【調査結果からみえてくる検討課題】

母親の就労状況の変化を踏まえると、今後さらに1歳、2歳、3歳児の教育・保育サービスのニーズが高まる可能性があります。

■一番下の子どもが何歳になったところに就労したいかについて（今回 H30 調査）



■一番下の子どもが何歳になったところに就労したいかについて（前回 H25 調査）



■宛名のお子さんの平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況について

⑧平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況について（就学前：問10）

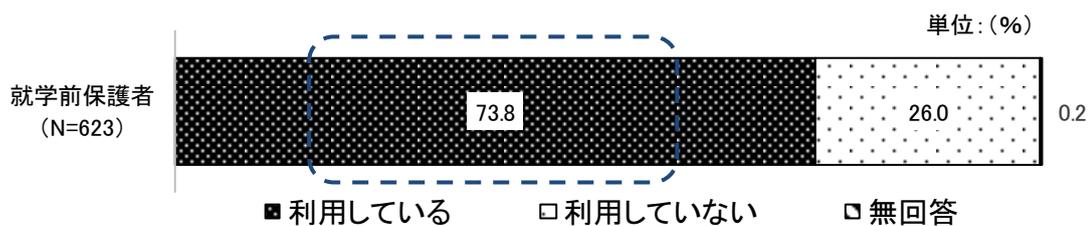
【調査結果】

- 就学前保護者における平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況については、全体の7割以上の方が利用しています。
- 前回H25と比較すると、「利用している」の割合が3.7ポイント減少しています。

【調査結果からみえてくる検討課題】

前回 H25 よりもニーズがやや減少してはいますが、今後も平日の定期的な教育・保育サービスのニーズは現状維持される可能性があります。

■平日の定期的な教育・保育サービスの利用有無（今回 H30 調査）



■平日の定期的な教育・保育サービスの利用有無（前回 H25 調査）



「定期的な教育・保育サービス」とは・・・

ここでいう「定期的な教育・保育サービス」とは、月単位で定期的にご利用しているサービスを指します。具体的には、幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可保育所、認定こども園、小規模な認可保育施設、家庭的保育、事業所内保育施設、認可外の保育施設（企業主導型保育事業を含む）、居宅訪問型保育、ファミリー・サポート・センター等が含まれます。

■現在の利用している教育・保育と幼児教育・保育の無償化が実施された場合の利用意向について

⑨ 幼児教育・保育の無償化について（就学前：問12、問12-1）

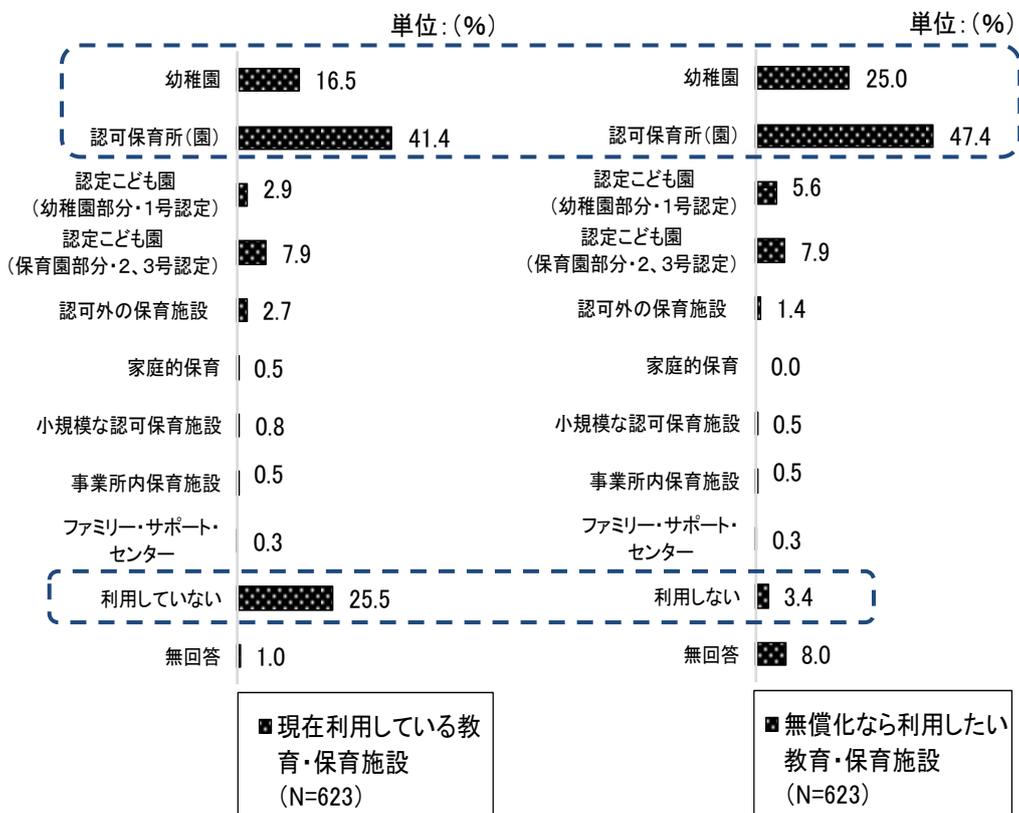
【調査結果】

●現在利用している教育・保育施設と無償化の影響を比較すると、無償化された場合、特に「幼稚園」「認定こども園」の割合が増加している一方、「利用しない」の割合が減少していることから、現在利用していない方が、無償化後に教育・保育施設を利用する割合が増加する可能性があります。

【調査結果からみえてくる検討課題】

無償化により、特に幼稚園、認定こども園の利用が増加する可能性があります。また、「現在、教育・保育施設を利用していない方」の利用も見込まれることから、無償化の影響を勘案する必要があります。

■現在、主に利用している教育・保育施設と無償化されたら場合、利用したい教育・保育施設（今回 H30 調査）の比較



※（参考資料）無償化により、利用したい施設に変化があるか検証しました

由布市
(就学前)

分析目的: 無償化により、利用したい施設に変化があるか検証するため。

問12	現在、利用している教育・保育施設
×	
問12-1	無償化が実施された場合の利用したい教育・保育施設

<無償化により、利用したい施設に変化があるか検証した結果（問12と問12-1のクロス集計）>

問12-1の選択肢→		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		問12回答者↓	
問12の選択肢↓		幼稚園	認可保育所(園)	認定こども園(幼稚園部分・1号認定)	認定こども園(保育園部分・2、3号認定)	認可外の保育施設	家庭的保育	小規模な認可保育施設	事業所内保育施設	ファミリー・サポート・センター	利用しない	無回答	総計	
1	幼稚園	人	88	3	3	0	0	1	0	0	2	3	103	
		%	85.4%	2.9%	2.9%	2.9%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	1.9%	2.9%	100.0%
2	認可保育所(園)	人	15	222	4	2	0	0	0	0	0	2	13	258
		%	5.8%	86.0%	1.6%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	5.0%	100.0%
3	認定こども園(幼稚園部分・1号認定)	人	1	2	12	2	0	0	0	0	0	0	1	18
		%	5.6%	11.1%	66.7%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%	100.0%
4	認定こども園(保育園部分・2、3号認定)	人	3	1	5	35	0	0	1	0	1	1	2	49
		%	6.1%	2.0%	10.2%	71.4%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	2.0%	2.0%	4.1%	100.0%
5	認可外の保育施設	人	3	5	0	0	7	0	0	1	0	0	1	17
		%	17.6%	29.4%	0.0%	0.0%	41.2%	0.0%	0.0%	5.9%	0.0%	0.0%	5.9%	100.0%
6	家庭的保育	人	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
7	小規模な認可保育施設	人	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	1	5
		%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	100.0%
8	事業所内保育施設	人	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3
		%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
9	ファミリー・サポート・センター	人	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
10	利用していない	人	42	57	11	7	1	0	0	0	1	16	24	159
		%	26.4%	35.8%	6.9%	4.4%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	10.1%	15.1%	100.0%

(解説～表の見方)

①問12で「幼稚園」を選択した方が103人います。この103人が問12-1で、無償化が実施された場合に利用しようとする教育・保育施設については、

- 幼稚園を選択した方は88人(85.4%)
 - 認可保育所(園)を選択した方は3人(2.9%)
 - 認定こども園(保育園部分・1号認定)を選択した方は3人(2.9%)
 - 認定こども園(保育園部分・2、3号認定)を選択した方は3人(2.9%)
 - 小規模な認可保育施設を選択した方は1人(1.1%)
 - 利用しないを選択した方は2人(1.9%)
 - 無回答の方は3人(2.9%)
- となっています。

⑩問12で「利用していない」を選択した方が159人います。この159人が問12-1で、無償化が実施された場合に利用しようとする教育・保育施設については、

- 幼稚園を選択した方は42人(26.4%)
 - 認可保育所(園)を選択した方は57人(35.8%)
 - 認定こども園(保育園部分・1号認定)を選択した方は11人(6.9%)
 - 認定こども園(保育園部分・2、3号認定)を選択した方は7人(4.4%)
 - 認可外の保育施設を選択した方は1人(0.6%)
 - 家庭的保育を選択した方は0人(0.0%)
 - 小規模な認可保育施設を選択した方は0人(0.0%)
 - 事業所内保育施設を選択した方は0人(0.0%)
 - ファミリー・サポート・センターを選択した方は1人(0.6%)
 - 利用しないを選択した方は16人(10.1%)
 - 無回答の方は24人(15.1%)
- となっています。

■宛名のお子さんの病気の際の対応について

⑩病児・病後児保育の利用希望について（就学前：問10-5-1、小学生：問10-1）

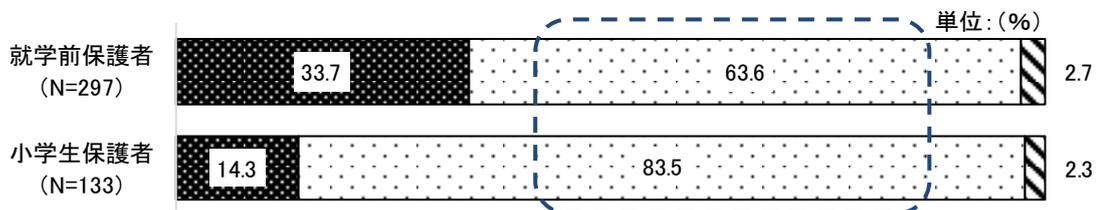
【調査結果】

- この1年間にお子さんの病気やケガで教育・保育サービスが利用できなかった方の中で、「父親が休んだ」「母親が休んだ」と回答し、「できれば病児・病後児保育を利用したいとは思わない」と回答した割合は、就学前保護者で6割以上、小学生保護者では8割以上となっています。
- 前回H25と比較すると、就学前保護者では「利用したいとは思わない」の割合は、減少し、「利用したい」の割合は増加しています。一方、小学生保護者では「利用したいとは思わない」の割合が大きく増加しています。

【調査結果からみえてくる検討課題】

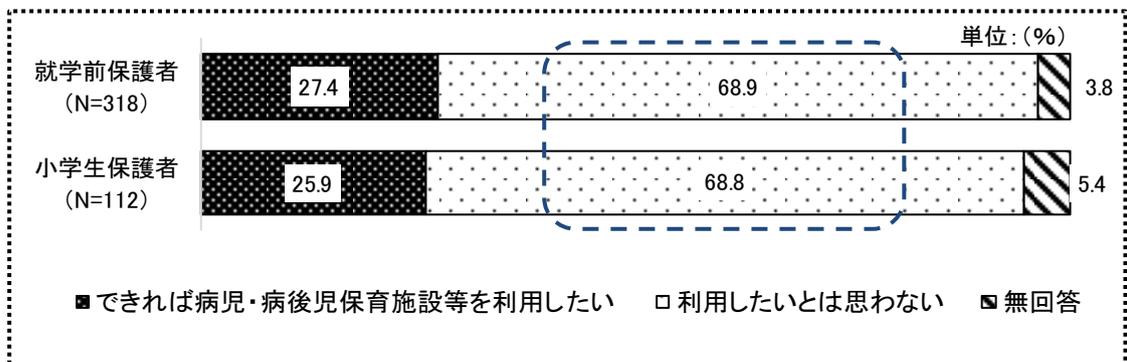
病児・病後児保育については、必要としている方に対する不安を軽減するため、特に就学前保護者に対する事業内容の周知を更に進める必要があります。

■病児・病後児保育を利用したいかと思ったか（今回 H30 調査）



■できれば病児・病後児保育施設等を利用したい □利用したいとは思わない ▨無回答

■病児・病後児保育を利用したいかと思ったか（前回 H25 調査）



■できれば病児・病後児保育施設等を利用したい □利用したいとは思わない ▨無回答

⑪病児・病後児保育を利用しない理由（就学前：問10-5-3、小学生：問10-1-2）

【調査結果】

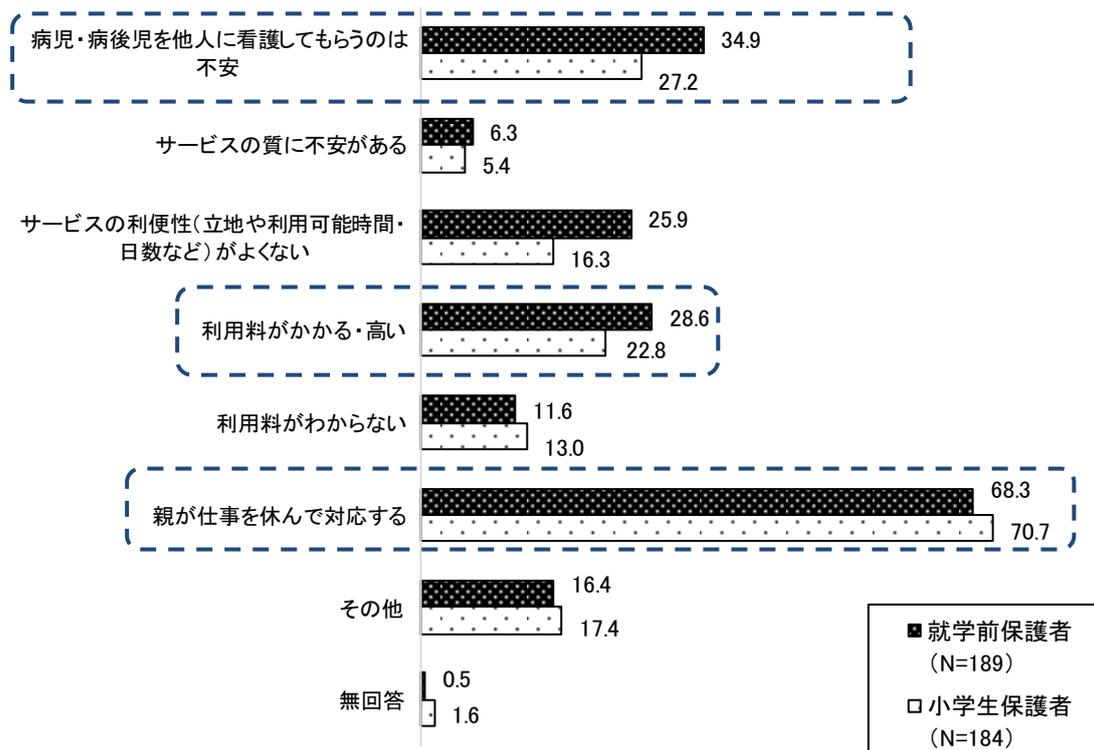
- 病児・病後児保育を利用したいと思わない理由について、就学前保護者、小学生保護者ともに、「親が仕事を休んで対応する」「病児・病後児を他人に看護してもらうのは不安」「利用料がかかる・高い」の割合が高くなっています。
- 前回H25と比較すると、就学前保護者、小学生保護者ともに「親が仕事を休んで対応する」の割合が大きく増加しています。

【調査結果からみえてくる検討課題】

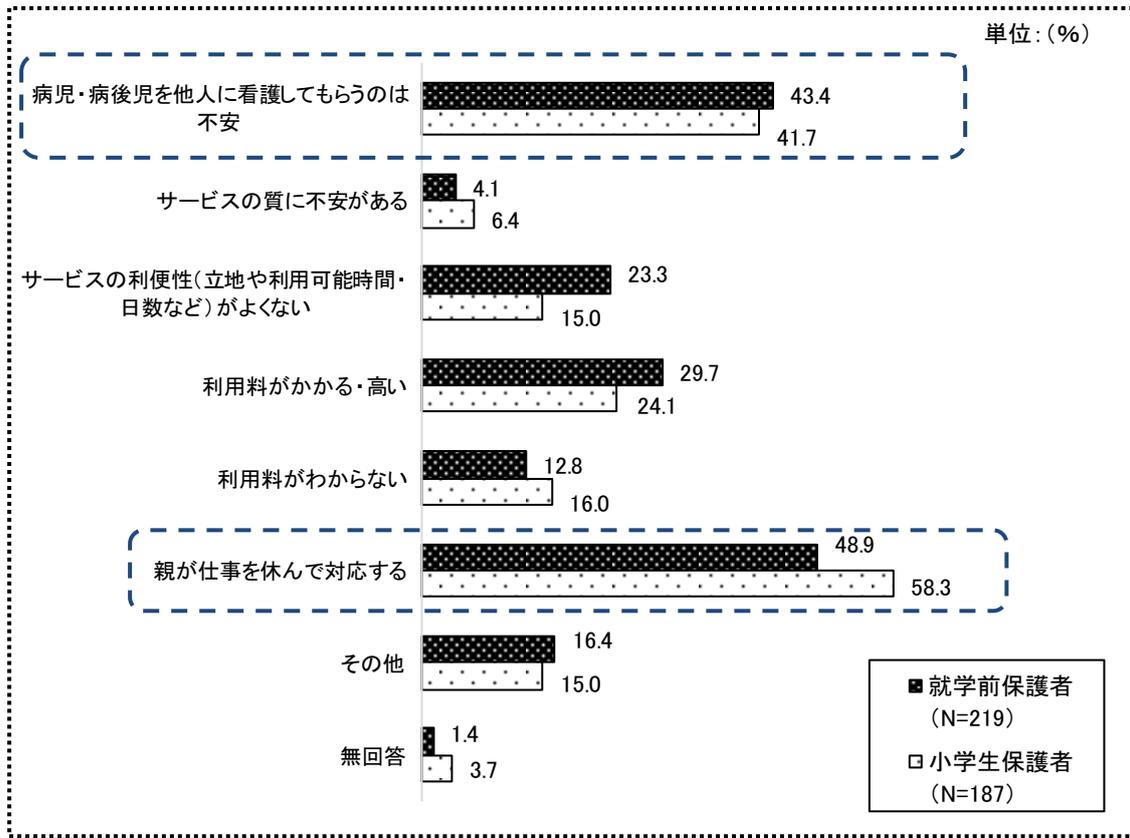
病児・病後児保育について、利用方法や施設側の体制に対する周知を進め、手続き等の負担軽減を図る必要があります。また、仕事を休んで対応したいと希望する人が多いことから、仕事をしながら子の看護がしやすい社会とするため企業の努力も必要だと思われます。

■病児・病後児保育を利用したいと思わない理由（今回 H30 調査）※複数回答

単位：(%)



■ 病児・病後児保育を利用したいとは思わない理由（前回 H25 調査）※複数回答



■宛名のお子さんの不定期の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等の利用について

⑫不定期の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等を利用しない理由について（就学前：問17-1）

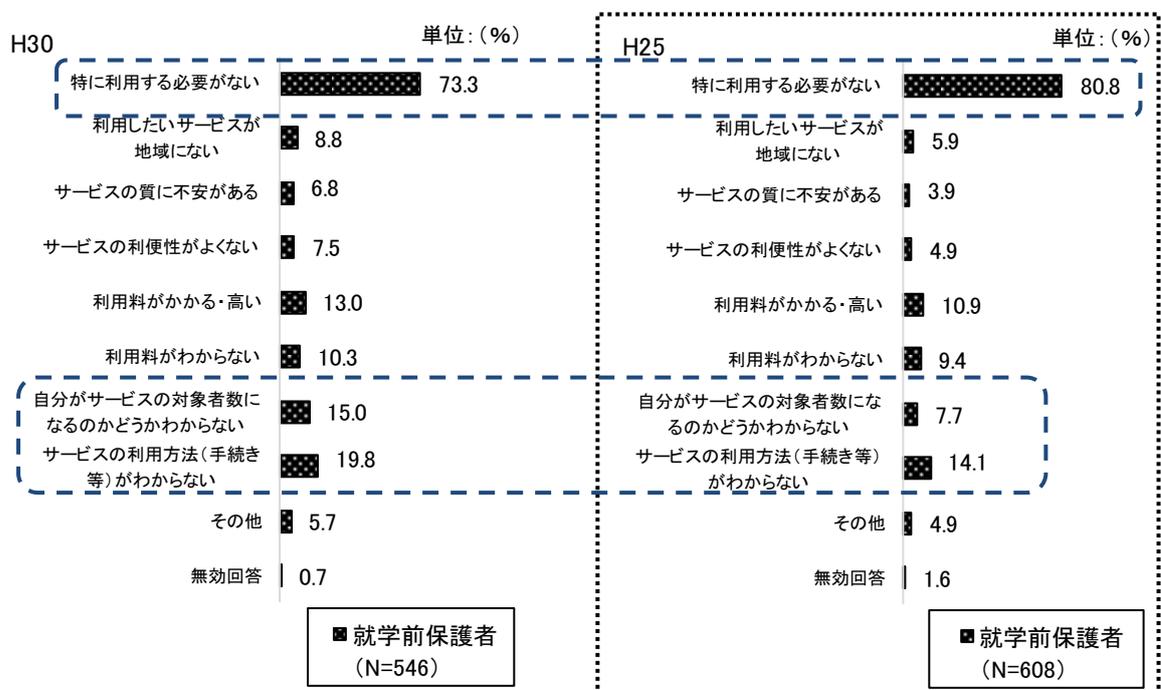
【調査結果】

●就学前保護者の不定期の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等を利用しない理由について、前回H25と同様に「特に利用する必要がない」の割合が最も高くなっていますが、「自分がサービスの対象者数になるのかどうか分からない」「サービスの利用方法（手続き等）がわからない」の割合も増加しています。

【調査結果からみえてくる検討課題】

不定期の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等を必要としている方のニーズを把握し、利用方法等の周知を図る必要があります。

■不定期の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等を利用しない理由
（今回 H30 調査）（前回 H25 調査）※複数回答



■宛名のお子さんの放課後の過ごし方について

⑬ 平日の放課後の過ごし方について（就学前：問21、小学生：問11）

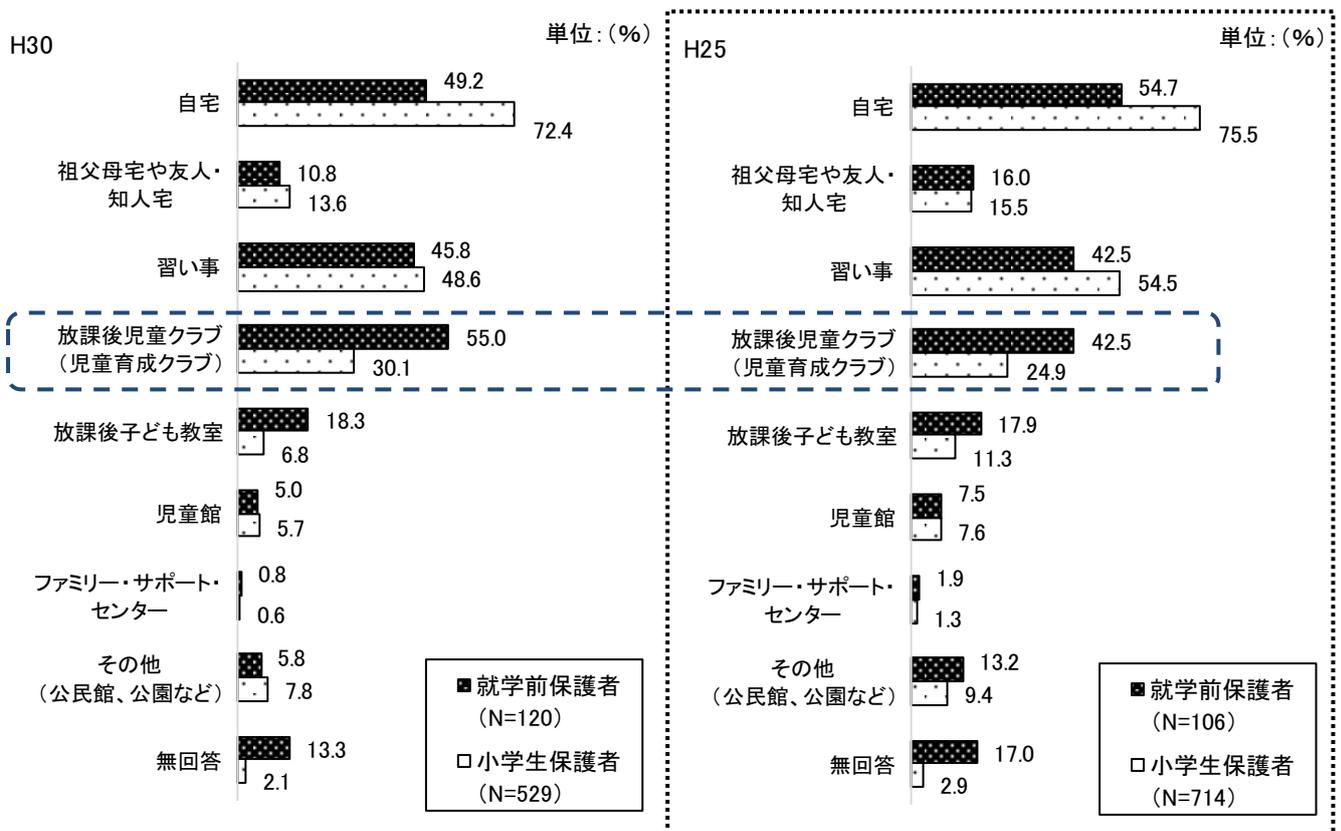
【調査結果】

●平日の放課後どのような場所で過ごさせたいかたずねたところ、前回H25と比較すると、就学前保護者、小学生保護者ともに「放課後児童クラブ」の利用意向が高くなっています。

【調査結果からみえてくる検討課題】

保育ニーズの高まりから、将来的にも放課後児童クラブのような居場所作りのニーズが高まる可能性があります。

■平日の放課後の過ごし方について
（今回 H30 調査）（前回 H25 調査）※複数回答



⑭ 土曜日、日曜日、祝日の放課後児童クラブの利用希望について

(就学前：問22～23、小学生：問11-1～11-2)

【調査結果】

●土曜日、日曜日、祝日の放課後児童クラブの利用希望について、特に土曜日・長期休暇中での利用を希望している人（低学年+高学年）が一定数みられます。また、日曜日・祝日では約7割から8割の方が「利用する必要はない」と答えています。

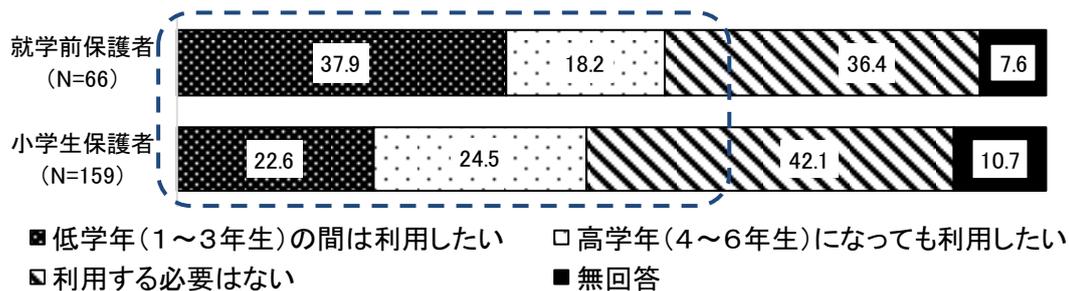
【調査結果からみえてくる検討課題】

土曜日、特に長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望に対応することができるよう、支援員の確保を含めた体制の強化を求める必要があります。

■土曜日の放課後児童クラブの利用希望について（今回 H30 調査）

【H30土曜日】

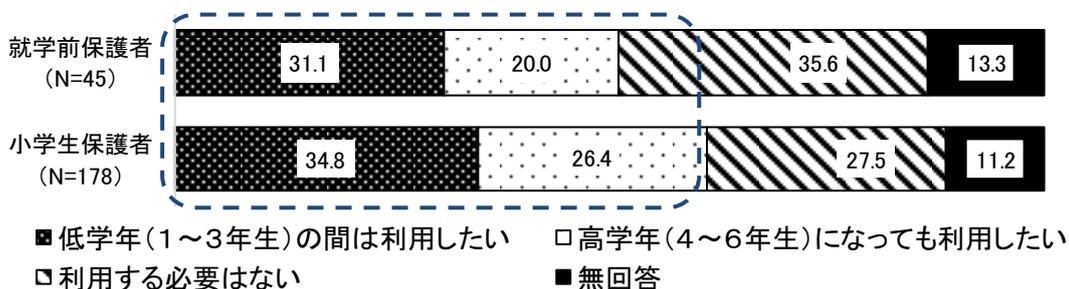
単位：(%)



■土曜日の放課後児童クラブの利用希望について（今回 H25 調査）

【H25土曜日】

単位：(%)



■日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望について（今回 H30 調査）

【H30日曜・祝日】

単位：（％）



- 低学年(1~3年生)の間は利用したい
- 高学年(4~6年生)になっても利用したい
- ▨ 利用する必要はない
- 無回答

■日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望について（今回 H25 調査）

【H25日曜・祝日】

単位：（％）

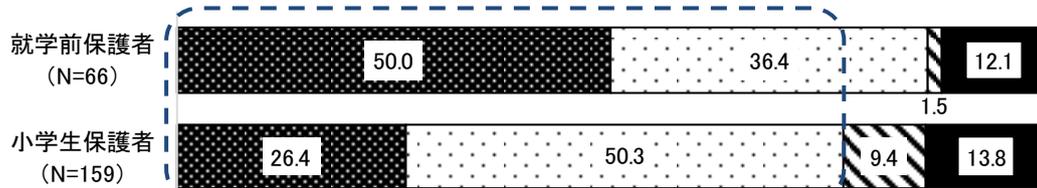


- 低学年(1~3年生)の間は利用したい
- 高学年(4~6年生)になっても利用したい
- ▨ 利用する必要はない
- 無回答

■長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望について（今回 H30 調査）

【H30長期休暇】

単位：（％）



- 低学年(1~3年生)の間は利用したい
- 高学年(4~6年生)になっても利用したい
- ▨ 利用する必要はない
- 無回答

■長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望について（今回 H25 調査）

【H25長期休暇】

単位：（％）



- 低学年(1~3年生)の間は利用したい
- 高学年(4~6年生)になっても利用したい
- ▨ 利用する必要はない
- 無回答

■子育て満足度（子育てのしやすさ）について

⑮ お住いの地域における子育ての環境や支援への満足度について

（就学前：問28、小学生：問15）

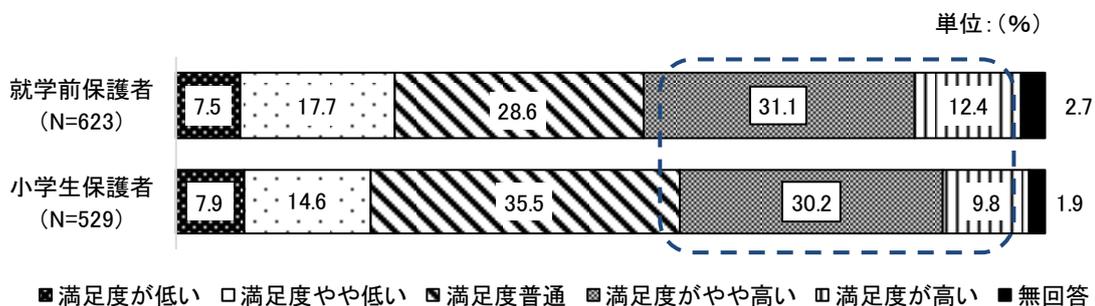
【調査結果】

●お住いの地域における子育ての環境や支援への満足度について、就学前保護者では満足度が高い（満足度がやや高い+満足度が高い）の割合が43.5%（前回27.1%）、小学生保護者では40.0%（前回27.6%）と、前回H25よりも大きく増加しています。

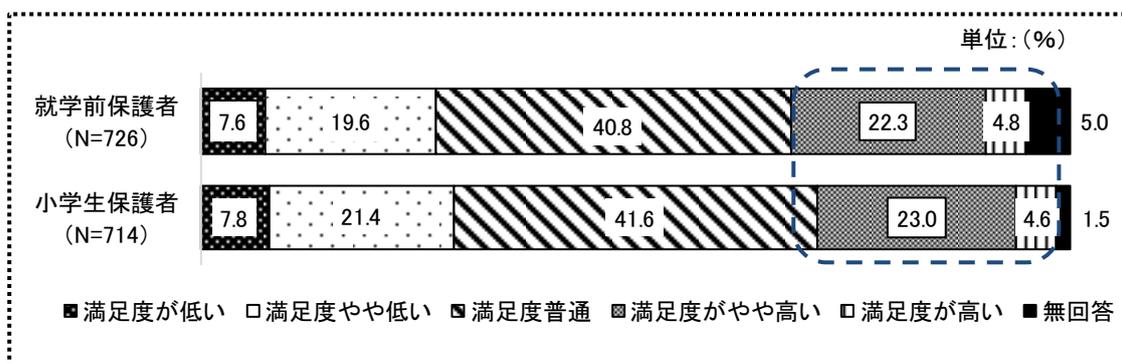
【調査結果からみえてくる検討課題】

今回 H30 の調査では満足度が低い（満足度がやや低い+満足度が低い）と回答した方が就学前保護者で 25.2%、小学生保護者では 22.5%と約 2 割の方が満足度は低いと回答しています。今後も満足度の確認をしつつ、子育て環境や支援の満足度の向上に向けた対策を進めていく必要があります。

■お住いの地域における子育ての環境や支援への満足度（今回 H30 調査）



■お住いの地域における子育ての環境や支援への満足度（前回 H25 調査）



■ 由布市独自設問について

⑩ どのような理由で子育てに強い不安や負担を感じますか。

(就学前：問29-1、小学生：問16-1)

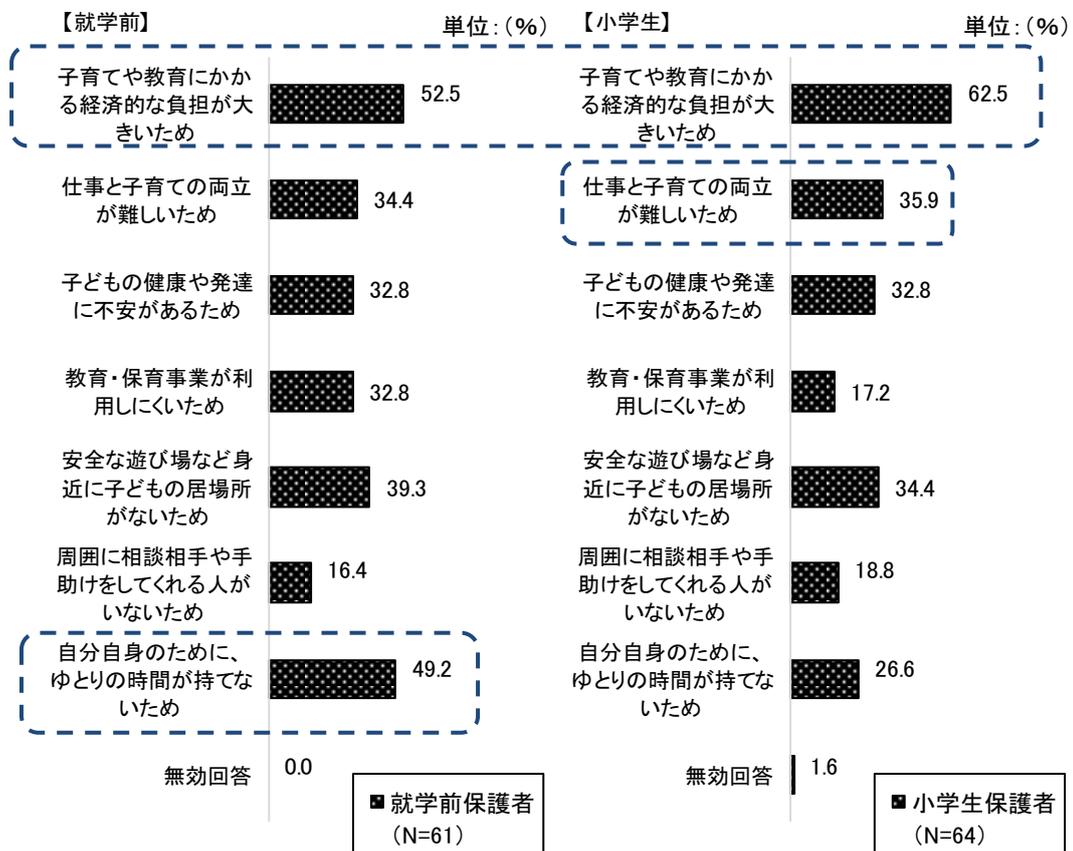
【調査結果】

● 子育てに強い不安や負担を感じている方の中で、どのような理由で強い不安や負担を感じるかを質問したところ、就学前保護者、小学生保護者ともに「子育てや教育にかかる経済的な負担が大きい」の割合が最も高くなっています。さらに就学前保護者では「自分自身のために、ゆとりの時間が持てない」、小学生保護者では「仕事と子育ての両立が難しい」の割合も高くなっています。

【調査結果からみえてくる検討課題】

子育てや教育にかかる負担軽減対策が必要です。また、子育て中の保護者が、さまざまな悩みや不安を抱え地域から孤立することがないように、お互いに交流するきっかけとなる機会や環境づくりをより一層進め、地域と一体となった施策を推進することが大切です。

■ 子育てに強い不安や負担を感じている人の理由（今回 H30 調査）



■自由意見（区分別）について

医療費や医療体制についてのご意見内容

<就学前保護者意見>

- ◎集団健診を個人で小児科を検診できるように変えてほしい。
- ◎湯布院地区に小児科等の医療施設を充実させてほしい。

<小学生保護者意見>

- ◎当番医院は各町に1医院にしてほしい。
- ◎フルタイムで仕事をしているので、病院の診療をもう少し遅い時間まで対応してもらいたい。

広報（情報提供）についてのご意見内容

<就学前保護者意見>

- ◎手続きを簡単にしたり、インターネット申し込みや時間外受付等をすれば、サービスを利用しやすくなると思います。
- ◎市報等をとってないのでいろいろなサービスを知りませんでした。他のお母さんも知らない人がいると思うので、定期的におたよりをいただけると助かります。

<小学生保護者意見>

- ◎由布市への転入の際、こちらが「子ども医療費」について尋ねないと福祉課への案内をしてくれなかった。転入時に子どももいるとわかっているのだから、ある程度の説明（もしくは案内）をしてほしかったです。

子育てほっとクーポンについてのご意見内容

<就学前保護者意見>

- ◎おおいた子育てほっとクーポンは利用できる場所やモノに制限があり、もらってあまり嬉しくない。商業施設で利用できる券やオムツなどの方がありがたいです。

こども園・保育所・幼稚園についてのご意見内容

<就学前保護者意見>

- ◎保育園に入りたいが、就職する必要がある、就職活動にもものすごいプレッシャーを感じるので希望すれば誰でも入れる保育所などの施設があると余裕を持って就職活動ができ、働けると思うので実現してほしいです。
- ◎湯布院などで働く場合、日曜・祝日が出れないとフルタイムで働いて収入を増やすことが難しいと感じます。月に2回でも預かってくれる保育園のような施設を作っただけなら嬉しいと思います。
- ◎就労予定だが保育園への入園を断られ働けない環境。入園の優先順位等をもう少し考慮してほしい。(産後すぐ入れる方がいて、共働きの家庭が入れないなど…)
- ◎就業時間が早い場合に間に合わないことがあるため、公立幼稚園の預け開始時間を8時からではなく、もう少し早められたら嬉しい。
- ◎幼稚園を3年にしてほしい。
- ◎もっと保育士の待遇をよくしてもらえれば預ける親としても預けやすいです。
- ◎「保育園」ではなく「幼稚園」に子どもを通わせたい保護者もいます。小学校併設の公立幼稚園は価値のある教育施設です。閉園しないで下さい。

<小学生保護者意見>

- ◎土曜日に仕事の日もあるので、保育園に入れていますが、幼稚園で土曜日だけ学童の様なサービスがあれば良いのになあと感じます。
- ◎近所の保育園に入れず、ずっと入所待ちの状態であり、何とかしてもらいたい。
- ◎保育所でも英語や書き方、とび箱やなわとびなど幼稚園に相当する教育を受けさせてほしい。小中学校の給食費を無償化、もしくは補助など行ってほしい。

児童館・放課後児童クラブについてのご意見内容

<就学前保護者意見>

- ◎湯布院地区に児童館があると大変ありがたい。子ども達の生活環境よりも観光事業が優先されている気がしてならない。県や市できちんと考えて欲しい。(小学校周辺の環境などが観光客向きであること)
- ◎知り合いも親族もいないため、安心して子どもを預けられる所がないと、不安で仕事もできなくなってしまったため、経済的にも苦しくなります。働きやすい、子育てしやすい環境を作ってほしいです。
- ◎幼稚園に入る前の子どもたちが遊べる場所、児童館をもっと充実させてほしい。児童館の閉鎖は本当に残念でした。子どもルームは外から中が見えないので、入りづらかったです。
- ◎毎年、児童クラブを利用したいと言う家庭が増える中で、もっと小学校や市は協力してほしい。親や学校だけではどうにもならない所までできている。

<小学生保護者意見>

- ◎湯布院地域は子どもが安心して遊べる場所もないので児童館をつくってほしい。又、放課後学校で17時まで教室や図書館等に残れるようにしてほしい。
- ◎児童クラブの保育料が高いため、負担が大きい。しかし、児童クラブに入れないと子どもの居場所がないため非常に困る。（特に長期休暇など）児童クラブの支援員の確保、育成・スキルアップもお願いしたい。
- ◎児童クラブの受け入れについて、市がもっと関与して、運営も市が行うべき。
- ◎放課後、夏休み、冬休み等、児童館や誰でも（子ども達）寄れる遊び場、勉強する場等をつくってほしい。
- ◎待機の児童を無くす、新1年生入学時にも余裕のある対応ができるようにしてほしい。
- ◎小学生の学童保育のあり方を考えて欲しい。夏休みのみや冬休みのみの短期で利用する事ができる様にして欲しい。（金額も1年ではなく短期利用の料金を定めて欲しい）

就職・職場環境についてのご意見内容

<就学前保護者意見>

- ◎保育園に入れたい場合、ほぼ就労が必要となる。2人以上子どもが欲しい場合、なかなか就職できない。（妊娠予定で職に就けない）2人目以降にも寛大な求人情報があればいい。
- ◎由布市内での有期雇用のため自己退職になった。出産後に働きやすいような由布市内で時短にて働けるような場があれば何人でも子どもはほしいと思います。託児所がある職場の紹介などがもらえれば嬉しいです。

<小学生保護者意見>

- ◎由布市の子育て、教育環境は恵まれていると思う。（医療費や学校の支援体制など。）問題があるとしたら、勤務先や家族などの理解がすすんでいないことも。

相談体制についてのご意見内容

<就学前保護者意見>

- ◎子育て、子どもの状況で不安な時に、専門的な方にすぐに相談できない事が困る。今困っているのに、今相談できない。専門家の方の来る日が限られ（何ヶ月か先だったりする）、相談できる人数も限られている。
- ◎仕事と子育ての両立はよく言われますが、3世代同居の家事・仕事・子育て・実家の親の介護。たくさんの事を1人でしなければならず、総合的に相談できる場所や手助けがほしいと思います。

<小学生保護者意見>

- ◎現在、子どもは不登校ですが、毎週スクールカウンセラーが来て下さって、親の話をきいてくれます。子どもとは時々しか話ができませんが、本当に頼りになります。何より悩みをきいてくれるだけで心の負担が軽くなります。子どもが小学校にあがる前にもカウンセラーと接する機会があればよかったなと感じています。小さなお子さんをお持ちの親は不安がいっぱいだと思います。
- ◎個別に気軽に相談できる場所が出来ると良いとおもう。そんな場所があるのなら、もっと分かるように広めてほしい。

待機児童対策についてのご意見内容

<就学前保護者意見>

- ◎保育園の待機児童が湯布院地域で多くなっているようなので、これから入所予定の子ども達が入園できるようにしてほしい。
- ◎末っ子の保育園の空きを待っている時、市が公表している待機児童の人数があまりに少なく、知っている限りでも倍の人数は待機していました。無駄に期待させる様な状態になってしまうので、キチンと公表してほしいと思いました。

登園・通学についてのご意見内容

<就学前保護者意見>

- ◎通学のバスなどをもっと利用しやすくしてほしい。
- ◎小学校に入学すると通学路の車通りが多い。近所に子どもが少ない。学校まで遠いのでスクールバス（ゆーバス）を利用したい、出来たらと思っています。

<小学生保護者意見>

- ◎スクールバスの便を土日の部活用も出してほしい。（タクシーでもよいので）通学が（送迎が必要なことが多く）とても負担に感じています。仕事のため迎えに行けず、3～4時間待たせることもあり、部活をやめてもらいました。
- ◎登校時の交通の安全面にとっても不安がある。夜間は真っ暗になるので外灯がほしい。
- ◎子ども達の通学路の安全整備。例えばグリーンベルトや速度制限等の道路標識、スピードをおさえるための工夫を各地区でお願いしたいと思います。

習い事についてのご意見内容

<就学前保護者意見>

- ◎習い事等の情報が少ない気がします。もっと公開して欲しいです。
- ◎子どもが様々な経験、体験を通して自分の可能性に気づく場が常にあるとよいと思います。都市の子どもたちに比べ、勉強、習い事など機会が少ないのではと心配になります。子どもの数が少ないので。

<小学生保護者意見>

- ◎由布市は子育てしやすい市ですが、他の市町村で行っている良い事をもっと取り入れて、子どもがどんどん増加していく市をめざしてほしいです。習い事したい子に格安、もしくは無償で習える環境をつくって頂けると、子どもの色々な才能が開花するのではないかと思う。
- ◎習い事にもつかえる夕方のシャトルバスがあればいいなと思う。

ひとり親家庭についてのご意見内容

<就学前保護者意見>

- ◎土曜日の保育があると助かります。学童クラブも同様をお願いします。教育や保育のことを問い合わせしなくとも、前もって改正や変更、サービスが分かるようにしてもらいたいです。
- ◎ひとり親でも所得に制限があるが、もう少し上限を考えてほしいです。一生懸命働いているのに手当なしには納得いきません。

<小学生保護者意見>

- ◎母子家庭の保育料の軽減。
- ◎母子家庭が住める環境（市営住宅）が整っておらず、市の職員の態度も冷たかった。結果、民間の住宅に住み、家計は苦しく仕事も休めず子どもと過ごす時間も減る。
- ◎ひとり親の所は成長するにつれての環境の充実をもっともっと行い、成長しても不安のない市にしてほしいです。

ファミリー・サポート・センターについてのご意見内容

<就学前保護者意見>

- ◎ファミリー・サポート・センターでどのようなサービスが受けられるのかよくわからないので、具体的で詳しい支援の案内、パンフレットがほしい。
- ◎ファミリー・サポート・センターが出産当時受けにくく祖父母も遠方のため、難しく感じるがありました。

<小学生保護者意見>

- ◎ファミリー・サポート・センターの利用料を安くして、利用を増やすといいと思う。小さい子の母親と小学生以降の子をもつ母親との連携ができれば、もう少し預けて母親の時間をつくることもできるし、小学生以降の子をもつ母親家庭にとっても、小さい子のお世話を家族みんなできたりして、双方にとって良いのではないかと思う。

無償化についてのご意見内容

<就学前保護者意見>

- ◎無償化によって教育・保育の質が落ちることはないでしょうか。現場で働く方々の負担ばかりが増えないようしっかりとした仕組み作りを望みます。
- ◎無償化になる事で、今まで通っている保育園へ継続して登園出来るのか不安です。(標準保育のままで)
- ◎児童手当、一律として減額なく支給してもらえると助かる。保育料無償化とともに小・中学校における費用の軽減や児童クラブの利用料の軽減もあると家計的にとても助かる。

<小学生保護者意見>

- ◎給食費の無償化をしていただけると大変助かります。

予防接種についてのご意見内容

<就学前保護者意見>

- ◎インフルエンザの予防接種の補助の額を増やしてほしいです。1回接種するだけでも3人いると1万円を越えてしまうので大変です。

<小学生保護者意見>

- ◎インフルエンザの料金が高いので、もっと支援してほしい。子どもは2回接種しないといけない為、2人以上子どもがいると1万円を超えてしまい非常に苦しい状況なので、もっと考えてほしい。

経済的支援についてのご意見内容

<就学前保護者意見>

- ◎多子世帯への支援についてももう少し検討していただけるとありがたいです。給食費が毎月2万円近くなり、支払いが負担です。
- ◎児童手当の金額が年齢で設定されている意味がわからない。経済的に苦しい親の子どもは学校や放課後、児童クラブに預けるのがやっとな状況。
- ◎子どもを産みたくても経済的な余裕がなかったり出産後の収入補助も2ヶ月に1回2/3程だったり、保育先が見つからず働けないなど、まだまだ子育て支援が十分でない。育休取得していても復帰時期により入所も困難で、しかたなく4月など早めに復帰せざるを得ない状況。今後の日本は年々少子化なのに、危機感がない。もっと子どもを産める環境づくりを早急につくってほしい。産みたくても産めない。

<小学生保護者意見>

- ◎子どもが多いと、どうしても色んなお金がかかります。もっと子どもの多い世帯には割引サービスなど充実して欲しいです。

- ◎子どもたちに最低限の教育を行っているつもりですが、やはり我慢させる事が多い。
このままの状況が続くと、子どもたちが希望する未来をかなえてあげられない。教育にかかるお金の負担を減らしてほしい。
- ◎子育て世帯への財政支援をお願いしたい。給食費の削減。
- ◎年齢が上がるにつれ、その支援は薄くなり、本当に子どもにお金がかかる頃には経済的に苦しくなる。子どもの年齢に合った支援をもっと考えて欲しい。

公園（道路・施設整備等）についてのご意見内容

<就学前保護者意見>

- ◎雨の日に遊ばせる室内遊具のあるスペースを湯布院にもつくってください。駅付近に小さくてもよいので遊具付きの公園をつくってください。子どもを安全に楽しく遊ばせられる場所がほとんどないので休日は市外に出ることが多く、負担に感じています。
- ◎子どもが安心して遊べる公園が増えて欲しい。図書館や公園などで体験型のイベント、ワークショップがあると良い。自宅で取り組める教育プログラムの紹介や無料の資料配布などが欲しい。

<小学生保護者意見>

- ◎子どもの居場所がないのが困ります。親も安心して働けない。湯布院は観光地なので色々な人が地域に入ってくるので不安です。自分の身は自分で守る！！とも思いますが、限度があると思います。子ども達がのびのびと遊べる場所、集まっても大丈夫な場所があると良いです。
- ◎由布市が人口の流出を止めたいと思っているのであれば、子育て世代の声を聞き、寄り添うべきではないでしょうか。もとより由布市の中で湯布院のみ児童館がない。建設、設置しない理由を全世帯の前でご説明もして頂きたい位です。児童館もないので余計に学童保育へ頼る人が多い現実を受け入れてほしいです。
- ◎無料駐車場付の公園があるといい。
- ◎挾間町にもっと公園があれば良いと思います。
- ◎周辺地域に外灯がなく通学（下校時）暗く不安。道路への出口の見通しが悪い。（横断歩道がない）

障がい児についてのご意見内容

<就学前保護者意見>

- ◎発達障害を持つ子どものため、小規模保育が望ましく毎日往復100kmの送迎を行い、少し高額な保育料を払っています。保育料無償化を行って頂けるとこれからの希望になります。
- ◎施設の整備。（幼稚園の他、子どもの遊び場、公園など）障害児保育、教育、支援の充実。専門的な人材が必要。他市に比べて障害児に対する理解が低く、また知識や経験も足りないと感じる。もっと関わりを持ち、現場の知識を学んで欲しい。

<小学生保護者意見>

- ◎公立の幼稚園で発達障害の理由で入園を断られました。他の方からも同様の理由で断られたと聞いています。支援の先生が少ないです。公立の幼稚園での受け入れが出来ないのはおかしいと思います。小学校に入って苦労するのは子どもです。たった20～30分の面接で子どもの全てが分かる訳がありません。対策を考えるべきだと思います。
- ◎発達障害のある子どもの学習支援の体制を整えてほしいです。
- ◎外部（皮膚）障害の為、見た目色々言われる事が多く、本人もがんばって今の所は学校に通っていますが、これから成長していく過程で不安をとりのぞけるように、学校や教育現場などの専門の方からアドバイスを受けながら集団生活が送れるといいなと思います。障害児についてのサポート（進学など）もあれば教えてほしいです。

病児・病後児保育についてのご意見内容

<就学前保護者意見>

- ◎由布市の病児保育を充実させてほしい。土日祝も預かってもらえる所や利用できる人数を増やす等整備をしてほしい。
- ◎折角できた病児保育ですが、住居からも職場からも遠く、利用できる状況でなく残念です。急な状況でしかも数日間仕事を休むことが難しい場合、病児を預かってくれる場所が増えると子育てもしやすくなり、就労の点での悩みも軽減できるかと思う。

<小学生保護者意見>

- ◎病児保育がもう少し近い所で（自宅から）利用できれば良いなと思います。勤務時間に間に合わないのです。

3 第2期計画における数値目標

事業レベルの数値目標の状況についてお知らせします。

■事業レベルの数値評価

事業名	実績			前回計画時の目標	新目標	担当課
	平成21年度	平成25年度	平成30年度	平成31年度	令和7年度	
施設型給付 (認定こども園・幼稚園・認可保育所)	8ヶ所 745人	8ヶ所 785人	8ヶ所 850人	8ヶ所 850人	10ヶ所 980人	子育て 支援課
地域型保育給付 (小規模保育・家庭的保育)	—	—	1ヶ所 12人	1ヶ所 12人	1ヶ所 12人	
利用者支援事業	—	—	1ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	
地域子育て支援拠点事業	3ヶ所	3ヶ所	4ヶ所	3ヶ所	4ヶ所	
妊婦健康診査事業	実施	実施	実施	実施	実施	
乳児家庭全戸訪問事業	未実施	実施	実施	実施	実施	
養育支援訪問事業	未実施	実施	実施	実施	実施	
子育て短期支援事業	未実施	実施	実施	実施	実施	
ファミリー・サポート・センター事業	未実施	実施	実施	実施	実施	
一時預かり事業	6ヶ所	8ヶ所	10ヶ所	8ヶ所	17ヶ所	
延長保育事業	8ヶ所	8ヶ所	8ヶ所	8ヶ所	10ヶ所	
病児・病後児保育事業	0ヶ所	1ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	3ヶ所	
放課後児童クラブ	9ヶ所 381人	11ヶ所 376人	15ヶ所 516人	15ヶ所 425人	17ヶ所 580人	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	—	—	—	実施	

4 本市における子育て支援に関わる課題

本事業計画の策定にあたっては、子ども・子育て会議での意見や実態調査の結果及び第1期計画の施策進捗評価に基づき「主な7つの課題」をあげました。本事業計画では、これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題1 父親の子育てへの参画

本市での実態調査では、子育てを主にしている人は「父母ともに」と回答した方の割合が5割以上となっていますが、母親の就業率の増加や社会進出が増える中、今後さらに父親の子育て参画が重要になります。

課題2 子育ての相談に関する専門機関との連携強化

子育てに関わる相談先は子どもの成長とともに変化します。公的な専門機関や専門職等の周知を図るとともに、多くの人が相談する施設等と専門職及び専門機関との連携強化を進める必要があります。

課題3 子育て中の保護者に対する支援策の強化

就労意向の高まりを勘案し、仕事と育児の両立ができるよう、子育て中の保護者に対する支援策を強化する必要があります。

課題4 放課後児童クラブの受け皿の拡大

国が打ち出した「放課後こどもプラン」では、地域社会全体で子どもたちを見守り、有意義な放課後生活を確保することで、その健全育成を図ることをねらいとするものです。子どもの成長にとっては、学校教育のみならず、家庭や地域で過ごす放課後生活の充実に焦点をあてた政策が求められており、本市の実態調査の結果でも、平日日中以外でも土曜日や長期休暇中における「放課後児童クラブ」の利用意向は高くなっています。今後は、放課後児童クラブの支援員の確保を含めた受け皿拡大の対策が必要です。

課題5 子どもの貧困対策

子どもの将来が、その生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する必要があります。

課題6 在住外国人の親と子どもへの支援体制の構築

地域に暮らす外国人の親と子どもが、定住化する日本の地域社会や保育所・幼稚園等で、安心して子育て・子育てができるための自立的支援を行う多文化子育て支援事業の検討が必要です。

課題7 医療的ケア児への支援体制の構築

近年の医療技術の進歩等を背景に医療的ケアを必要とする障がい児が増えていることから、本市でも医療的ケア児の実態や支援体制の構築を見直し、医療的ケア児を取り巻く課題解決に向けた協議を行う必要があります。



第3章
計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方



1 事業計画の基本理念

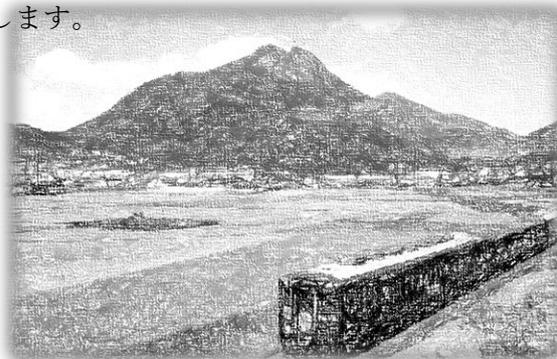
前計画までの事業との一貫性という意味から、これまで基本理念としてきた「地域で育む由布っ子 -育て 元気にいきいきと-」を、本事業計画においても継承します。

少子高齢化社会にあって、本市の次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、生き生きと育つことは、市民すべての願いです。由布で育つ子どもたちが、地域の人々の温かいぬくもりにつつまれて、子育てがしやすいと実感できるまちをめざします。

子ども・子育て支援については、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育環境を確保し、一人一人の「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざします。

また、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、それぞれの役割を果たすことが必要です。

さらに、地域や社会全体で子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、相互に協力することにより、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができるように配慮してこの計画を推進します。



-基本理念-

『地域で育む由布っ子 -育て 元気にいきいきと-』

2 事業計画の基本目標

本事業計画における、「基本目標」に関しては、事業の一貫性という意味からも、「前計画」と同じとします。

【基本目標Ⅰ】 安心して子育てできるまち

健全な次の世代を育てるには、まず健全な母性が必要です。豊かな母性意識と健康な母性機能を併せ持った母性を育てていきます。

妊娠から出産、そして子どもが思いやりのあるたくましい社会人に成長するまで、子育てをする家庭では様々な不安や悩みを抱くものです。妊娠・出産から乳幼児期の福祉・保健・医療の問題、共働き家庭の保育の問題、核家族化による育児不安、放課後児童対策など社会・家庭環境の多様化に対応したサービスの提供が求められています。社会全体での支援体制を強化し、安心して生み育てられるまちづくりを推進します。

【基本目標Ⅱ】 笑顔で元気に育つまち

子育てにおいても、子どもが成長するそれぞれの段階で親や周りの人々が、子どもたちを『地域の宝』として豊かな愛情を持って接し、思いやりのある子どもが育つための地域・教育環境づくりを推進します。

また、子どもたちは、命やものの大切さを学び、どんな状況に置かれても生きていけるための知恵を身に付け、いつも笑顔で輝いていられるよう、子育てを支援していきます。

【基本目標Ⅲ】 次世代の子どもを育むまち

少子高齢化や産業構造の変化などで子どもや子育てを取り巻く環境は、大きく変わってきています。「子どもをめぐる社会が変化してきているから、子ども・子育て支援が変わる。」ともいわれています。次世代を担う子どもたちが“健やかに力強く”育つ環境づくりを進め、少子化社会に対応した子育て支援施策を総合的に展開します。

3 事業計画の施策体系

《基本理念》

『地域で育む由布っ子 - 育て 元気にいきいきと - 』

基本目標

施策目標

事業目標（具体的に取組むこと）

I II III
安笑次
心顔世
し 代
て の
子元子
育気ど
てにも
で育を
き 育
る つ
ま む
ま ま
ち ち

1 地域における子育ての支援

事業目標-1 地域における子育て支援サービスの充実
事業目標-2 保育サービスの充実
事業目標-3 子育て支援のネットワークづくり
事業目標-4 児童の健全育成
事業目標-5 少子化社会への対応

2 母性並びに乳幼児等の健康の保持及び増進

事業目標-1 子どもや母親の健康の保持
事業目標-2 「食育」の推進
事業目標-3 思春期保健対策の充実
事業目標-4 小児医療の充実

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

事業目標-1 次世代の親の育成
事業目標-2 子どもに生きる力を育む学校（園）づくりの推進
事業目標-3 家庭や地域の教育力の向上
事業目標-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

4 子育てを支援する生活環境の整備

事業目標-1 良質・良好な居住環境と道路交通環境の整備
事業目標-2 安心・安全なまちづくりの推進

5 職業生活と家庭生活との両立の推進

事業目標-1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等
事業目標-2 仕事と子育ての両立の推進

6 子ども等の安全の確保

事業目標-1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
事業目標-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
事業目標-3 児童生徒の安全の確保

7 支援が必要な子どもと家庭への取り組みの推進

事業目標-1 児童虐待防止対策の充実
事業目標-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
事業目標-3 障がい児支援の充実
事業目標-4 貧困による困難を抱える子どもたちへの支援の推進
事業目標-5 在住外国人の親と子どもへの支援体制の構築
事業目標-6 医療的ケア児への支援体制の構築



第4章 施策目標ごとの取組



第4章 施策目標ごとの取組



<施策目標1 地域における子育ての支援>

事業目標1-1 地域における子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

地域におけるつながりの希薄化や少子化の進行等により、子育てに対する親の不安感や負担感は増大し、子育てに希望や意欲を持つことができず孤立している状況が増加しています。このため、子育て中の保護者が、子どもや子育てについて、さまざまな悩みや不安を抱え、地域から孤立することがないように、相互に交流するきっかけとなる機会や環境づくりを進め、地域全体がお互いに支えあい助け合っているように、地域と一体となった子育て支援のための施策を推進することが求められています。

【具体的な取組】

施策	(1) 地域子育て支援拠点事業の充実
施策内容	① 地域に密着した地域子育て支援拠点施設として、全地域の親子が遊びを通じて子育ての楽しさが実感できるような活動内容の充実を図ります。 ② 地域全体で見守り支えあう体制づくりのために、地域住民が参加する育児講座や子育て座談会等の開催に取り組めます。

施策	(2) ファミリー・サポート・センターの充実
施策内容	① 会員同士の交流を行い人材の育成を図るとともに、情報交換の場を設定しサポート体制の拡充を図ります。 ② センターの事業内容等について、各種の情報伝達手段により周知を図ります。

施 策	(3) 情報提供とサービス利用の円滑化
施 策 内 容	<p>① 地域子育て支援拠点施設やファミリー・サポート・センターを情報発信機能を備える施設として位置づけ、子育て全般に関する支援サービス情報を一元的に把握し、民間・NPO法人等とも連携しながら情報の共有化を図ります。</p> <p>② 子育て世代はスマートフォンを活用している世代であることから、子育て情報の発信手段として由布市公式アプリ“ゆふぽ”を利用し、タイムリーな情報を提供します。</p>

施 策	(4) 地域と保育所の一体化
施 策 内 容	<p>① 保育所や幼稚園に通っていない地域の親子に園庭を開放し、入所児童との交流を通して育児不安の解消や悩みの相談に応じます。</p> <p>② 老人施設への訪問や保育所行事への招待などにより、乳幼児とお年寄りとの交流の機会を設け、希薄になりつつある地域での世代間交流を実施します。</p> <p>③ 入所児童と地域の子どもたちが交流するために、夏祭りや運動会などの参加の機会を設け、仲間づくりを推進します。</p>

施 策	(5) 地域で見守る子育て支援
施 策 内 容	<p>① 子どもたちの体験活動に地域人材を活用し、地域のなかでの世代間交流を図ります。</p> <p>② 学校や園、関係団体などと連携し、校区の中での家庭教育を支援する取組を行います。</p> <p>③ 家庭教育を行う保護者等へ学習機会を提供し、その際には託児を設けるなどの学習環境の整備を行います。</p> <p>④ 子育て中の不安などや情報を共有できる場を公民館などで開催し、保護者の集いの場の確保や保護者同士のネットワークづくりを行います。</p> <p>⑤ 青少年健全育成市民会議の活動を活性化し、家庭・学校・地域社会（PTA含）の子育て支援を推進します。</p>

事業目標 1－2 保育サービスの充実

【現状と課題】

本市でも核家族化や共働きの増加により、保育サービスの需要は年々高まっています。今後とも待機児童を発生させないだけでなく、保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に対応できるように、育児と仕事の両立を支援し、安心して子育てできるための延長保育、一時預かり、病児・病後児保育、障がい児保育など、ニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。

【具体的な取組】

施 策	(1) 通常保育の充実
施 策 内 容	① 保育所利用ニーズの把握に努め、保育サービスの充実に取り組みます。

施 策	(2) 延長保育の推進
施 策 内 容	① 就労形態の多様化に対応するため、延長保育を実施します。

施 策	(3) 休日保育の検討
施 策 内 容	① 子育て家庭の利用希望を把握し、保育所と調整しながら実施可能かどうか検討します。

施 策	(4) 一時預かり事業の拡充
施 策 内 容	① 保育所等に入所していない児童を対象に、保護者の冠婚葬祭や病気、急な仕事等の理由により家庭での保育ができなくなった場合に、一時的に児童を預かり安心して子育てできる環境を整備します。

施 策	(5) 病児・病後児保育の充実
施 策 内 容	① 病児・病後児保育制度の周知活動を展開し、ニーズを的確に把握することで、利用しやすい環境づくりに取り組みます。

施 策	(6) 障がい児保育の充実
施 策 内 容	① 障がいの状況や発達に応じて、医療機関や専門医と連携しながら、集団保育が可能な児童を柔軟に受入れます。

施 策	(7) 保育に伴う経済的負担の軽減
施 策 内 容	① 認可保育所に入所する第2子以降3歳未満児の保育料を免除します。

施 策	(8) 保育所の整備及び充実
施 策 内 容	① 園舎の老朽化や待機児童の解消等に向けた取組として、保育所の整備を計画的に行います。

事業目標 1-3 子育て支援のネットワークづくり

【現状と課題】

少子化や核家族化など社会環境の変化に伴い、子育ての不安や孤立化、児童虐待やいじめなど、子どもや子育てを取り巻くさまざまな問題が生じています。このような養育上の問題を抱える家庭の育児負担の軽減を図るため、由布市においても、家庭をはじめ、地域、行政、企業、NPO 等がともに連携と協力を図り、地域全体で子育てを支え合うためのネットワークを整備することが必要です。

【具体的な取組】

施 策	(1) 子育てに関する情報の提供
施 策 内 容	<p>① さまざまな子育て支援サービスの情報を一元化することにより、利便性を図り、子育てしやすい環境づくりを推進します。情報発信の拠点として、地域子育て支援拠点施設等において子育て支援に関する情報を管理し、提供できる体制づくりに努めます。</p> <p>② 安心して楽しく子育てをするために、出産・子育てに関する情報誌の内容の充実に加えて、タイムリーな情報を提供できるよう由布市公式アプリ“ゆふポ”を利用し、子どもを生ま育てるうえでの不安の解消に向けて支援します。</p> <p>③ インターネットを活用して、身近な子育て情報が提供できるよう公式ホームページを充実します。</p>

施 策	(2) 子育て支援ネットワークの整備
施 策 内 容	<p>① 行政、地域、医療機関、療育機関、保育所、幼稚園などの関係機関とのネットワークを充実し、子育て家庭だけでなく出生前からの支援を充実させるなど、きめ細やかな情報提供やサービスの質の向上を図ります。</p> <p>② 乳幼児の健康支援や児童虐待等の未然防止と早期発見のために家庭訪問（養育支援訪問事業）などを実施し、育児不安等に早期に対応できるよう、地域全体で見守るネットワークの充実努めます。</p>

事業目標 1－4 児童の健全育成

【現状と課題】

近年の少子化・核家族化等の影響で、子どもが地域や大きな集団のなかでいきいきと行動する場面が少なくなっています。子どもが、社会の中でのさまざまな体験を通して、自ら学び主体的に判断し、行動し、心豊かな人間性や生きる力を身につけられるような活動の場を提供し、それを地域住民や公民館などの協力によってサポートしていくことが重要です。また、共働きやひとり親家庭の増加によって、保護者が昼間家庭にいない児童が増加しています。子どもたちが安心して過ごせる居場所として、放課後児童クラブを充実し、不安を軽減することが必要です。

【具体的な取組】

施 策	(1) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の充実 (放課後子ども総合プランの推進)
施 策 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ① 「放課後こども総合プラン」に基づいて、放課後等全ての子どもたちを対象として、学習や体験交流活動を行う放課後子ども教室と一体的に実施できる環境整備を進めます。 ② 就労で保護者が放課後にいない児童の安心できる居場所として、児童クラブの充実を図り、適切な遊び及び生活の場を与えその健全な育成を図ります。 ③ 各放課後児童クラブが、基準（児童1人につきおおむね1.65㎡）を満たす専用区画の面積を確保できるよう、また、児童の生活の場として適正な規模（1支援の単位構成＝おおむね40人）での運営を目指し、より安全で快適な空間で生活できるように年次計画に沿って整備を進めていきます。 ④ 地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象に講座や世代間交流活動などを行う、放課後子ども教室を引き続き実施します。 ⑤ 教育委員会と子育て支援課が放課後子ども教室及び放課後児童クラブとして活用可能な小学校の教室等の情報共有を図り連携して取り組みます。

施 策	(2) 公民館等を活用した子どもの居場所づくり
施 策 内 容	① すべての子どもが放課後や休日に利用できる安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、勉強やさまざまな体験活動、交流活動等を実施することにより、心豊かで健やかに育む環境づくりを推進します。

施 策	(3) 世代間交流事業の推進
施 策 内 容	① 市内の公民館で地域の高齢者、成人、子どもの3世代が共に学ぶことができる内容の体験活動を実施します。

事業目標 1－5 少子化社会への対応

【現状と課題】

少子化の進行は、由布市の活力低下や子ども同士の交流機会の減少による社会性の後退など、子ども自身の健やかな成長に少なからず影響を及ぼすと考えられます。現状では、地域の利便性の格差や産業構造の変化による労働力の流出、担い手の不足等が大きな課題となっています。

また、核家族化と両親の就労等により、日中保護者のいない家庭が増えています。活力あるまちをつくるには、若い世代が家庭を築き、次世代を担う子どもたちを安心して生み育てられる条件整備と、子どもが心身ともに健やかに力強く成長することができる社会環境を築いていくことが重要となってきます。

【具体的な取組】

施 策	(1) 全ての子どもが安全で安心して過ごせる居場所づくり
施 策 内 容	① 日中、保護者のいない家庭には、継続的・安定的な保育所の利用や就学後の放課後児童クラブ等、子どもの居場所づくりの充実を図ります。一方、家庭で保育している家庭には、地域子育て支援拠点事業の充実や幼保連携型認定こども園を視野に入れて、全ての子どもが享受できる幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する仕組みづくりを行います。

施 策	(2) きめ細やかな子育て支援事業の推進
施 策 内 容	<p>① 幼児期からきめ細やかな子ども・子育て支援を推進することで、子育て世代が由布市に定住し、安心して生み育てられ、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるまちの実現に向けて引き続き環境整備を図り、子育て世代の人口減少や少子化に有効な施策を展開します。</p> <p>② 地域における多様な支援や施設、事業等を紹介し、適切なサービスに結び付けるシステムとして子育てコーディネーターを養成し、利用者支援・相談の受け皿や地域の課題や必要な社会資源の開発等に取り組める仕組みを構築します。</p> <p>③ 地域の人口や特性、子育て世代の多様なニーズを勘案し、定住施策や産業振興施策などの他の施策と並行しながら、地域の実情に応じた子育て支援施策を展開します。</p>

施 策	(3) 次世代を反映した支援の取組
施 策 内 容	<p>① 本事業計画の推進と10年間延長した次世代育成支援対策推進法に基づく施策の進捗管理を十分に行い、次世代に向けた子育て支援施策を展開します。</p> <p>② 現在、取組を進めている子育て支援施策をさらに充実させ、一人でも多くの子育て世代が“住み良いまち”を実感でき、次世代につながる仕組みづくりを推進します。</p> <p>③ 婚活から結婚・出産・育児・子育てまで、「切れ目のない支援」や子育てと仕事の両立支援など、幅広い施策を展開します。</p>

<施策目標2 母性並びに乳幼児等の健康の保持及び増進>

事業目標2-1 子どもや母親の健康の保持

【現状と課題】

現在、由布市では母子保健事業として、乳幼児健康診査、育児相談、家庭訪問等を行っています。また、生後4ヵ月までのお子さんがある家庭に「乳児家庭全戸訪問」を実施し、産後早期からの支援を実施しています。

また妊娠中から安心して過ごせるよう、妊産婦に対する相談事業を行っています。ハイリスクなケースに対しては、関係機関と連携して早期から育児支援を開始しています。個別ケースに合わせた丁寧な支援を実施することで、産婦の9割の方は妊娠・出産について満足感を得られています。

妊婦健康診査は、母子の健康を守るために、必要な健診であることから、受診勧奨に一層努める必要があります。乳幼児健康診査では、集団健診及び個別健診を実施しており、より安心・安全な健康診査に努めていく必要があります。

アンケート調査の結果から、各種相談事業を知らないと回答した人が3割程度いることから、サービス内容の普及・啓発に今後も取り組んでいくことが必要です。また妊娠期から子育て期にわたり、切れ目ない支援が実施できるよう関係機関と連携を密にしていくことが求められています。

【具体的な取組】

施策	(1) 妊婦の健康診査の確保・増進
施策内容	① 安全・安心な出産のため、妊婦健診の受診勧奨に努めます。 ② 妊婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止等、妊婦にやさしい環境づくりに取り組みます。 ③ 「乳児家庭全戸訪問」を通じて、母親の健康管理に努めます。



施 策	(2) 子育て支援ネットワークの充実
施 策 内 容	① 行政、地域、医療機関、療育機関、保育所、幼稚園などの関係機関とのネットワークを形成し、保健・医療・福祉が一体となって、子育て家庭に対するきめ細やかな情報提供やサービスを実施します。

施 策	(3) 育児不安軽減のための支援の充実
施 策 内 容	<p>① 子どもや母親の健康を保持し、育児に対する正しい知識の普及や、相談ができる「育児相談」「栄養相談」「子育て電話相談」などの機会を提供し、必要に応じて家庭訪問を実施します。</p> <p>② 産婦人科医、小児科医、精神科医、保健師が連携し、妊婦が妊娠中から産後早期に育児相談ができる体制の周知・活用を図り、育児不安の軽減を図ります。</p> <p>③ 子どもの発達や育児不安に対し、専門家による相談会を実施し、母親の育児不安の軽減及び乳幼児の早期療育に取り組みます。</p> <p>④ 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、子どもの成長発達の確認を行うとともに、子育てに関する情報提供、育児相談を行う、「乳児全戸訪問事業」を実施します。</p> <p>⑤ 人口の規模に応じた保健師数の雇用に努め、保健活動の充実を図ります。</p>

施 策	(4) 乳幼児健康診査及び予防接種体制の整備
施 策 内 容	<p>① すべての乳幼児が健診及び予防接種を受診・接種できるように、また安心感の得られる健診の充実を図ります。</p> <p>② 5歳児健診を実施することで、支援が必要な子どもに対し、関係機関と連携し、保育・医療・福祉が一体となって、スムーズに就学につながるよう支援します。</p>

施 策	(5) かかりつけ医の普及・啓発
施 策 内 容	① かかりつけ医の確保のための支援とかかりつけ医を持つことの必要性について啓発します。

施 策	(6) 子ども医療費の助成
施 策 内 容	① 由布市では高校生相当年齢まで、子ども医療費の助成を行い、経済的負担を軽減します。

施 策	(7) 不妊・不育治療等の助成
施 策 内 容	① 不妊・不育治療を受けている夫婦に治療費等の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。また、相談体制の充実と予防のための知識の普及を行います。

施 策	(8) 未熟児医療費・育成医療費の助成
施 策 内 容	① 母子保健法第6条第6項に規定する未熟児であって医師が入院療育を必要と認めた乳児について、医療費を助成します。 ② 児童福祉法第4条第2項に規定する障がいのある児童について、指定医療機関で身体の障がいを軽くしたり、回復させたりする治療を行う場合に、治療費を助成します。

施 策	(9) 母子健康手帳の交付
施 策 内 容	① 交付時から保健師が携わることで、妊婦への支援をより充実します。 ② 母性・父性意識の向上を促し、母子の健康管理や父親の育児参加の重要性について啓発します。

事業目標 2-2 「食育」の推進

【現状と課題】

『食育とは、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。』と、「食育基本法(H17年6月制定)」で位置付けられています。

近年、社会環境や生活様式の変化により、朝食欠食等の食習慣の乱れや心と身体の問題が広がってきています。このような問題について、正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図るために、乳幼児期から発達段階に応じて食を営む力を培う取組が必要です。

【具体的な取組】

施策	(1) 食事の楽しさ・大切さの普及、啓発活動の充実
施策内容	<ul style="list-style-type: none">① 乳幼児健診や育児相談において、栄養バランスや食事リズムの大切さを学ぶ機会を充実し、正しい食習慣の定着を図ります。また、離乳食教室を実施し、離乳食について学ぶ機会を提供します。② 保育所や幼稚園生活を通して、幼児期から食に対して正しい知識を身につけることができる場を提供するほか、保護者を対象に調理教室、試食会を実施します。③ 保育所や幼稚園では、食物アレルギーの児童に対する除去食・代替食を実施し、指導・助言を行うとともに情報提供に努めます。④ 由布いきいきプラン「食育推進基本計画—食生活の現状と取組」の分野における事業を推進します。

事業目標 2－3 思春期保健対策の充実

【現状と課題】

たばこやアルコール、薬物等の害から体を守り、健康な生活を送ることができるように、市内の中学校で、学年の実態に応じて飲酒、喫煙、薬物等の授業を開催しています。インターネットや雑誌など多くの情報が氾濫している中で、誤った情報や知識に振り回されず、思春期の子ども自身が命、性、体、心などの課題を自分の問題として捉え、自己決定できる力を備えることが必要です。

【具体的な取組】

施 策	(1) 喫煙・アルコール・薬物等の防止教室の実施
施 策 内 容	① 体に及ぼす害について、正しい知識の普及と将来においての意思決定力を養うため、警察署や保健所との連携による喫煙・アルコール・薬物等の防止教室を小・中学校において実施します。

施 策	(2) 保健教育の推進
施 策 内 容	① 思春期にかけて、妊娠に関することや性感染症の問題など、各年齢に応じた保健教育・性教育を実施します。

事業目標 2－4 小児医療の充実

【現状と課題】

安心して子どもを生み健やかに育てることが出来るような環境を整えるためには、小児医療の充実を図ることが大切です。子どもの健康の維持管理には、日頃からすぐに診てくれる、「かかりつけ医」の存在が重要です。

アンケート調査では、市内の子育て家庭の9割がかかりつけ医がいると回答していることから、日常の医療体制はほぼ整っていると考えられます。しかし、深夜（23時以降）については診療体制が確立していません。アンケート調査でも、緊急時に医療機関が見つからず困ったという回答があり、今後は深夜についても十分な医療が受けられる小児医療機関の情報提供を行うなど、安心して子育てができるよう診療についての啓発を行います。

【具体的な取組】

施策	(1) 休日・夜間の診療についての啓発
施策内容	① 休日・夜間の子どもの急病に対し、小児科医による「休日当番医」や「夜間こども診療」の情報、看護師等が子どもの病気に関する電話相談に応じ、応急処置についての助言や、対応可能な最寄りの小児医療機関等の紹介をする「大分県こども救急電話相談事業」について周知を図り、保護者が安心して子育てできる環境づくりを推進します。

施策	(2) 事故防止意識向上のための機会の充実
施策内容	① 乳幼児健診等で、乳幼児の事故予防のポイントや家庭での危険箇所のチェックリストなどを周知・啓発し、事故の防止を図ります。

＜施策目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備＞

事業目標3-1 次世代の親の育成

【現状と課題】

将来、親になる世代に対して、子育ての意義や親の役割、男女が相互に協力して家庭を築くことの重要性などについて理解を深める教育が求められています。赤ちゃんとふれあう機会がないまま親になる人が増えているという現状から、子どもを生み育てることの大切さ、生命の大切さを学ぶ環境づくりが必要です。

【具体的な取組】

施 策	(1) 子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発の推進
施 策 内 容	① 児童生徒が子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもの命の大切さを理解できるようにするために学校の家庭科や保健・体育などの教科学習や、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において、家族の意義や家庭に対する情意面の醸成に資する学習活動に取り組みます。
施 策	(2) 中学生等が乳幼児とふれあう機会の拡充
施 策 内 容	① 公立中学校で行う職場体験学習などを通し、子育ての意義や大切さを理解できるよう学校と地域にある保育所や幼稚園の乳幼児とのふれあい交流を深めます。
施 策	(3) 若年者の不安定な就労（フリーター）増加等に対する進路指導の充実を図るための職業意識の啓発や職業体験などの実施
施 策 内 容	① 総合的な学習の時間を活用して、職場体験学習等を実施し、実際に働いている人々の生き方にふれる場を設け、社会における大人の責任や役割等から、自分が大人・親になった時の姿を意識できるようにします。 ② 各学校において、生き方について色々な人々の体験を児童生徒に聞かせ、生きていく大切さを学ぶ機会をつくります。

事業目標 3-2 子どもに生きる力を育む学校(園)づくりの推進

【現状と課題】

人口減少と少子高齢化は全国的な傾向であり、由布市の人口も今後は減少することが予想されています。少子化の進行に伴い、学校の適正な規模の維持が困難になりつつあります。

また、地域ごとの特徴、実情が多様化してきております。それに対応しうる地域コミュニティの維持、活性化を図っていくことが求められています。

さらに、由布市でも国際化、高度情報化が著しく進展していく中、将来的展望に立った柔軟で的確な対応とともに、いつの時代にも変わらない人としての普遍的な価値の追求を行うことは、教育に課せられた使命であります。

そこで、ふるさとに学び、ふるさとと自己の未来を考える子どもたちの育成を中心に据えて教育活動を推進します。

【具体的な取組】

施 策	(1) 市及び学校教育方針の具体化
施 策 内 容	ア) 「由布市教育委員会の教育方針」の推進 ① GENKI ビジョン及び単年毎の具体的施策や重点施策を策定し、由布市として教育目標の達成にむけて、全学校・園で組織的に取り組んでいきます。由布市教育委員会の教育方針、スローガン、構造図を作成し、全学校・園で方針にそって教育を推進します。 イ) ふるさとに学び、ふるさとと自己の未来を考える「由布学」の推進 ① 予測不能な未来を生き抜く子どもたちの基盤をつくっていくため、地域の「ひと・もの・こと」を題材に取り入れた「由布学」を教育活動の中心に据え、各学校の教育目標と連携させながら教育活動に取り組みます。

施 策	(2) 確かな学力の向上づくり その①
施 策 内 容	ア) 基礎・基本の徹底と学びの深化 ① 学びを実感するための、「めあて」と「ふり返し」が明確な事業を実践することで、「わかる」授業を推進します。 ② 小人数指導や習熟度別指導の実践および補充学習や家庭学習の充実を通して、個に応じた指導の充実をさせます。 ③ 授業改善に向けた公開授業や授業観察等の指導・支援、国や県学力調査、市独自の学力調査の分析と活用、学力向上のための改善を通して、組織的な授業改善の取組を進めます。 ④ 教員経験者や専門家といった地域人材を活用した授業を実施します。

施 策	(2) 確かな学力の向上づくり その②
施 策 内 容	イ) 情報教育の推進 ① 情報社会に適切に対応していくことのできる情報活用能力を育成します。 ② 個人情報や著作権の保護など情報モラルの向上と情報セキュリティの維持・向上を目指します。 ウ) 環境教育の充実 ① 「由布市学校エコ運動」を推進するとともに、各教科等における環境教育に取り組みます。

施 策	(3) 豊かな心の育成
施 策 内 容	ア) 「特別の教科 道徳」の充実 ① 考え、議論する道徳の授業実践のため、一人ひとりのよさを認めて励ます個人内評価の手法の充実を図ります。 ② 職場体験やボランティア活動、自然体験活動等、発達段階に応じた活動を推進することで体験学習を推進します。 イ) 豊かな人権感覚の育成 ① 偏見や差別の解消に向けた効果的な学習教材の選定や開発と授業の実践を推進します。 ② 「人権・同和教育」の充実。特に「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消法」の趣旨に沿った教育活動の充実を図ります。 ウ) 良好なコミュニケーション力の育成 ① 「反応を見ながら話す」「反応をしながら聞く」の具現化を推進します。 ② 児童・生徒が協力し合ったり話し合ったりしながら達成感を味わえる機会の充実を図ります。 ③ Q-U 調査の結果を生かした良好な人間関係を目指す学級づくりを推進します。 エ) 読書活動の推進 ① 読書習慣の確立に向けて、朝読書や全校一斉読書、読み聞かせボランティアの活用など、読書の機会の拡充と読書量の増加を図ります。 ② 蔵書の充実と新刊紹介、展示や掲示等による読書の推奨や学校図書室の充実と活用を図ります。

施 策	(4) 健やかな体の育成
<p>施 策 内 容</p>	<p>ア) 健康教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 児童生徒の生涯にわたる健康をめざす由布市スクールヘルスアッププロジェクトを推進します。 ② 健康診断の結果を活用した学校医・歯科医の指導による個別指導の充実を図ります。 ③ むし歯の保有率を減少させるため、学校・歯科医・薬剤師・家庭との連携による食事、歯磨き指導の充実、フッ化物洗口事業の拡大を図ります。 <p>イ) 「食育」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校ごとに「食育推進計画」を作成するとともに、栄養教諭を核として「食育」に関する取組の充実を図ります。 ② 安全・安心な学校給食を推進します。 <p>ウ) 学校体育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 体力・運動能力調査の成果と課題をふまえたきめ細やかな指導計画の作成と小学校体育専科教員の活用により、体育の授業の充実を図ります。 ② 学校ごとの「一校一実践」を中心に体力向上を図ります。 ③ 部活動に幅広い人材を活用することで充実を図ります。

施 策	(5) 特別支援教育の充実 その①
<p>施 策 内 容</p>	<p>ア) 特別支援教育の研修および連携の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教員の専門性を向上させるための校内研修や市の研修の充実を図ります。 ② 関係機関と連携による「個別の教育支援計画・個別の指導計画」を策定することにより系統的・継続的な教育的支援を実施します。 ③ 全ての幼稚園、小学校、中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、「特別支援教育コーディネーター」を中心に支援体制を確立することで個別の事案を検討するケース会議の充実を図ります。

施 策	(5) 特別支援教育の充実 その②
施 策 内 容	<p>イ) 困りを抱えている児童・生徒への支援</p> <p>① 一人ひとりのニーズに合わせた特別支援員の配置と個別指導の実施のため、特別支援員の配置等人的環境整備等を行います。</p> <p>② 通級指導など弾力的な運用や特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回教育相談や専門家相談の利用推進により教育相談の充実を図ります。</p> <p>③ 各校の相談に対応するとともに、関係機関等との連携を円滑に進めるためスクールソーシャルワーカー (SSW)、スクールカウンセラー (SC) や指導主事による対応の充実を図ります。</p>

施 策	(6) 生徒指導・いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実
施 策 内 容	<p>ア) 学校内の教育相談体制の確立</p> <p>① 全ての学校に、管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールソーシャルワーカー (SSW)、スクールカウンセラー (SC) 等を含む校内教育相談体制「チーム学校」を確立させます。</p> <p>② 「地域教育相談コーディネーター」の活用によるいじめ・不登校の対応体制の充実を図ります。</p> <p>③ 県のスクールカウンセラー (SC) や市の臨床心理士によるカウンセリングや心理検査等を実施します。</p> <p>イ) 由布市の教育相談体制の整備と充実</p> <p>① 「由布市学校子ども支援センター」配置のスクールソーシャルワーカー (SSW) や教育相談員、臨床心理士による相談体制の整備と学校支援の充実に取り組みます。</p> <p>② 「由布市学校子ども支援センター」の適応指導教室「コスモス」の充実をはかり不登校児童・生徒の学校復帰を支援します。</p>

施 策	(7) 幼児教育の充実
施 策 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ① 自然体験、社会体験などの体験活動を重視し、「遊び」を通じて、幼児期にふさわしい基本的な社会性を培う幼稚園教育の充実を図ります。 ② アプローチカリキュラム（年長児）の実施と小学校との連携により小1プロブレムの解消を図ります。 ③ 就学前保育・教育「保育所（園）・幼稚園」と小学校の連携の推進を図ります。 ④ 保育所の保育士と、幼稚園・小学校の教員との合同研修や交流活動の充実を図ります。 ⑤ 園児や未就学児の保護者を対象にした子育て相談会や預かり保育の拡充や保育所と幼稚園の施設を使った交流会の促進を行うことで、子育て教育相談を推進します。 ⑥ 教育方針と指標を明確にした幼稚園評価の実施や特別支援教育の充実等を盛り込んだ「由布市幼児教育振興プログラム」の具現化を図ります。

施 策	(8) 連携型中高一貫教育の推進
施 策 内 容	<p>ア) 地域と一体になった特色ある教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教職員・生徒の交流、授業の共同実施等、各学校の創意工夫を生かした中高一貫教育の在り方の研究と実践を行います。 ② 学習指導要領に対応した課題解決型学習の実践を中高通して行います。 ③ 地域に貢献できる人材の育成の場になるよう小中高の連携した取り組みの推進及び地域の支援体制づくりに取り組みます。 ④ 観光コースの活動や由布マイスターへのチャレンジ等、由布高校の魅力化に取り組むとともに広報活動の充実を図ります。 <p>イ) キャリア教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 6年間を見通した「キャリアデザインシート」「中高連携した記録」の活用やキャリア読書の推進を行います。 ② 中高合同教科部会の実施や「学力調査」の検証を基にした補充指導等小中高をつなぐ教育課程の作成等を通して、基礎基本の定着と学力向上に取り組めます。 ③ 由布市合同生徒会活動における交流活動や由布市合同生徒会主催の中高ボランティア活動の支援を通して豊かな人間性の育成に努めます。

施 策	(9) 信頼と協働による学校づくりの推進
<p>施 策 内 容</p>	<p>ア) 開かれた学校づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校公開の日を設定したり、学校ホームページや学校便り等で学校の情報公開の積極的な取組を実施します。 ② 「由布市地域協育推進事業」の充実・推進により教育課題の解決促進を図ったり、コミュニティ・スクールにより開かれた学校および教育の推進を行います。 <p>イ) 信頼される学校づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 校長のリーダーシップと組織としての学校運営により特色ある学校づくりに取り組みます。 ② 学校の取組の進捗状況を客観的に測るため学校評価を実施します。 <p>ウ) 教員の意識改革と資質能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県等が主催する各種研修会への積極的な参加や市主催の研修内容の充実を図ります。 ② 由布市教育研究協議会の中で、教育課題の分析や研修計画の作成を行います。

事業目標 3-3 家庭や地域の教育力の向上

【現状と課題】

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たします。そこで、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制を整備する必要があります。

また、子どもたちは、地域の中で様々な経験をし、心身ともに健やかに成長していきます。子ども自身の意見が尊重され、権利が保障される社会環境の整備に努めるとともに、豊かな人権感覚を備えた社会人の育成に取り組むことが必要です。

【具体的な取組】

施 策	(1) 小・中学校における家庭学習の充実
施 策 内 容	① 家庭学習の充実がさらに必要となっている中、家庭学習習慣の確立と小中学校が連携した家庭学習内容の検討等、学校と家庭が一体となって取り組めるように支援します。

施 策	(2) 地域の教育力の向上
施 策 内 容	① 地域住民や関係機関等の協力によって豊かな自然環境等の地域の教育資源を活用した多様な体験活動の機会を充実させるとともに世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、スポーツ環境の整備を図り、地域の教育力の向上を目指します。 ② 次世代育成・教育支援の一環として、地域の力を活用した体験活動や学びの教室を行う放課後チャレンジ教室「ゆふの寺子屋」をすべての小学校区で行います。

施 策	(3) みんなで進める人権教育・啓発
施 策 内 容	<p>① 地域の子どもを含めたすべての人々の人権が尊重される社会を実現するために、あらゆる人々が、家庭・地域・保育所・幼稚園・学校・職場などの機会を通じて、人権・同和教育を享受できるよう取組を進めるとともに啓発の推進を行います。</p> <p>② 保育所や幼稚園においては、一人ひとりの理解を深め、自然体験や社会体験等、豊かな体験活動を通し、幼児の主体的な活動を確保するとともに、集団との関わりの中で人との違いに気付くことや生命を尊重する心等を養います。</p> <p>③ 保育所や幼稚園の職員の研修においては、人権尊重の理念について十分な認識を持つことができるよう体験的な研修を取り入れます。</p> <p>④ 家庭相談員及び母子・父子自立支援員や社会福祉施設職員などに対して、人権意識の普及・高揚が図られるよう人権教育・啓発の充実に努めます。</p>

事業目標 3-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【現状と課題】

パソコンやスマートフォン（携帯電話）等から簡単に得ることのできるインターネット上の「有害情報」、健康を害する「酒類・たばこ」は、依然として子どもの身近なところにあり、子どもの性的な逸脱行為、非行、犯罪を助長するなど健全な成長を阻害する要因となっています。

そこで、家庭、学校、地域社会はもとより、関係事業者、青少年にかかわる各種団体、警察等の関係機関、行政がさらに緊密な連携を図りながら、子どもが健全に育つ環境の整備を行っていくことが必要です。

【具体的な取組】

施 策	(1) 有害図書等の区分陳列及び表示図書等の自主規制の推進
施 策 内 容	① 書店・ビデオ店等へ有害図書等の区分陳列と表示図書等の自主規制を要請し、子どもを取り巻く有害環境対策の推進を図ります。
施 策	(2) インターネットによる有害情報へのアクセス防止
施 策 内 容	① 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づき、各学校や警察署と連携し、有害情報へのアクセス防止のための研修会（フィルタリング機能やインターネットの利用方法等）を開催し、児童生徒、保護者への啓発を推進します。
施 策	(3) 酒類・たばこ等関係業者への販売にかかわる整備
施 策 内 容	① 各学校や警察署と連携し、酒類・たばこの販売事業者へ自動販売機に関する自主規制の啓発を行います。

<施策目標4 子育てを支援する生活環境の整備>

事業項目4-1 良質・良好な居住環境と道路交通環境の整備

【現状と課題】

市営住宅は、低廉な家賃での住宅提供を趣旨とするため、民間住宅と比べ入居者のライフスタイルや世帯構成員の変化があっても、入居者のニーズに合わなくなった間取りの部屋に継続して入居している事例が見られます。また、子どもに対する、交通安全の確保として、教育施設付近の主要な市道において、計画的な歩道整備の必要があります。

【具体的な取組】

施 策	(1) 良質な市営住宅の確保と子育てバリアフリーの推進
施 策 内 容	① 安心して子育てができる居住環境を確保するため、市営住宅の建替えに際しては、子育てバリアフリーを推進し、広い間取りの部屋の確保や世帯構成に応じた間取りのタイプが選択できるように検討します。

施 策	(2) 子ども連れで安全・安心に通行することができる道路環境の整備の推進
施 策 内 容	① ベビーカーや、手をつないだ親子が安全に通行することができるように、歩道空間の充実を図ります。 ② 交通バリアフリー法に基づき、バリアフリー化を推進します。

施 策	(3) 教育施設周辺の安全対策の推進
施 策 内 容	① 幼稚園や保育所等の教育・保育施設付近の主要な市道において、歩道整備やバリアフリー化を実施します。

事業項目 4-2 安心・安全なまちづくりの推進

【現状と課題】

最近子ども達が、外で遊ぶことが少なくなっています。少子化はもちろんですが、路地や広場など遊び場の減少も要因の一つと考えられます。アンケート調査結果（自由意見）では、「子どもが安心して遊べる場所が少ない」という意見がありました。子どもが安心して楽しく遊べる場所の確保と、世代間がふれあえる機能をもった場所を増やすことが重要な課題です。

【具体的な取組】

施策	(1) 安心して安全に遊べる公園の整備
施策内容	① 多目的に利用できる公園整備の検討を行います。 ② 古い公園のリニューアルにあたり、バリアフリー化、トイレの改修、遊具の改修等の整備を行います。 ③ 市民参加による公園づくりや維持管理の施策の検討を行います。

<施策目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進>

事業項目5-1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

【現状と課題】

子育て世代の多くは、仕事も家庭も大切にしたいと考えています。また共働きが増加する中、夫婦がともに仕事と育児ができる職場環境は男女共通のニーズとなっています。

これまで、働きやすい環境も整備されつつ、各種の休業制度などの仕組みが整い、多様な働き方の選択ができるようになってきています。

しかし、各種の制度が整っていても、企業等では職場優先の意識が強く、仕事を優先せざるを得ないなど、子育てをしたくても実際には、育児休業は取りにくい環境にあり、父親が子育てに参加しにくいのが現状です。そのため、仕事と子育ての両立のための負担感の軽減や、仕事と家庭のバランスのとれた働き方の実現が求められています。

【具体的な取組】

施 策	(1) 固定的な性別役割分担意義の是正と、男女共同参画社会の実現にむけての広報・啓発
施 策 内 容	① 男女共同参画の普及を図るために、NPO、各種団体、県等と協働しながら、市民の身近なところで幅広い活動を展開していきます。 また、男女共同参画を阻害する要因となっている社会制度、慣行等について分かりやすい広報・啓発を行います。
施 策	(2) 父親が参加できる子育て教室の実施
施 策 内 容	① 父親が子育てに参加するきっかけになる親子イベント開催や父親教室等を通じた子育て参加への意識啓発を推進します。
施 策	(3) 支え合える家庭づくりの推進
施 策 内 容	① 生活の拠点である家庭で、男は仕事、女は家事という役割意識を変えるとともに、家庭における子どもの役割分担や地域の一人暮らしのお年寄りなどの状況について話し合い、「支え合って」生きていることを団らんの中で学べる家庭づくりを進めます。

事業項目5－2 仕事と子育ての両立の推進

【現状と課題】

急速な少子高齢化に伴い、稼働人口が減少している現状に対応するため、女性の労働力は必要不可欠となっており、女性の仕事と家庭の両立は進みつつあります。一方、男性の場合は、企業等においては職場最優先の意識風土が根強く、育児休業が取りづらい環境があり、両立希望の妨げになっています。

このため、職場・家庭など地域社会のさまざまな場面における男女共同参画について理解を深め、関心を持ってもらうこと、多様な働き方に合わせた保育所等の整備に加え、働く男女がともに育児休業が取得しやすい職場づくり、安心して仕事と子育てが両立できるような環境づくりの推進等、事業者・就労者両面からの意識改革が必要となります。

【具体的な取組】

施 策	(1) ファミリー・サポート・センターの充実
施 策 内 容	① 仕事と育児を両立させるための支援を充実し、安心して働く環境をつくるため、育児の援助を行いたい者と受けたい者が会員登録し、相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの充実を図ります。
施 策	(2) 男女共同参画の推進による、仕事と子育てが両立できる環境整備の促進
施 策 内 容	① 職場での男女共同参画を進めるため、関係機関と連携しながら、市民や事業所等に役割分担意識の解消や働き方の見直しを進めるための意識啓発を通じ、気運づくりを進めます。男女が共にやりがいや充実感を感じながら働く一方で、家庭や地域における生活を大切にできるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、育児介護休業制度等の活用について普及を進めるとともに、企業等に対する啓発に努めます。
施 策	(3) 啓発・広報活動の充実
施 策 内 容	① 企業に対して、「次世代育成支援対策推進法」をはじめ、「育児・介護休業法」、「労働基準法」、「男女雇用機会均等法」、「女性活躍推進法」、「最低賃金法」、「子ども子育て3法」等の各種法制度の広報・周知を行います。 ② 市民に対しても、育児休業の取得など各種法制度の広報・啓発を行います。

<施策目標6 子ども等の安全の確保>

事業項目6-1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【現状と課題】

子どもを交通事故から守るため、各校区に交通安全指導員を配置し、登校(園)時の交通安全指導を実施していますが、各校区における指導員の適正配置が課題となっています。保育所、幼稚園、小学校で、子どもの発達段階に応じた交通安全教室を開催し、交通ルールやマナー等交通安全意識の習得に努めています。

【具体的な取組】

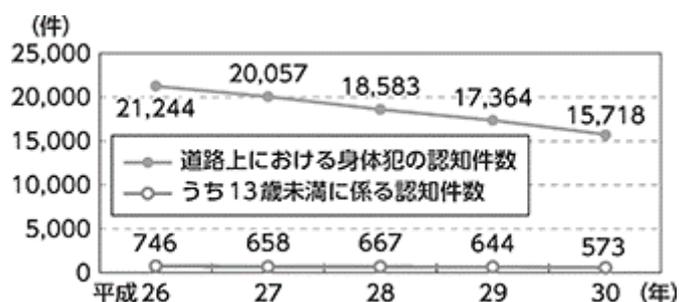
施 策	(1) 児童・園児の登校(園)時の交通安全の確保
施 策 内 容	① 交通安全指導員が登校(園)時の交通安全指導を行い、園児・児童を交通事故から守ります。
施 策	(2) 交通安全教室の開催
施 策 内 容	① 幼稚園、小学校、中学校等で、移動交通安全教室や自転車安全教室を開催して交通安全意識を高め、子どもを交通事故から守ります。
施 策	(3) 通学路の点検
施 策 内 容	① 保育所、幼稚園、小学校、中学校等では、PTAや自治区等と協力して通学路の点検を実施し、子どもの安全確保を図ります。

事業項目 6-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現状と課題】

全国の子どもが被害者となる犯罪の現状の中の、道路上における身体犯¹（注）の認知件数は、最近5年間で減少していますが、このうち、13歳未満の子どもが被害者となった件数は、ほぼ横ばいで推移しており、継続した対策が必要です。

また、13歳未満の子どもの被害は、平日の登下校時、特に15時から18時の下校時間帯に集中しています。（資料：令和元年警察白書）



そこで、担当する警察署を中心とした防犯ネットワークを構築し、情報交換をしながら犯罪の未然防止、早期対応を図り、子どもを犯罪から守るまちづくりを推進することが必要です。また、「開かれた学校」を推進するために、学校を外部から遮断するようなシステムではなく、地域とともに育つ学校安全のあり方が必要となってきます。

【具体的な取組】

施策	(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 子ども同士のつながりを深め、豊かな心を育てるため、道徳の時間等における指導の充実を図ります。 ② 学校安全危機管理への取組として、緊急避難訓練（火災・地震・不審者の侵入を想定）を実施します。 ③ 不審者や変質者による犯罪が多発している現状を考慮し、新入学児童に防犯ブザーを配布して、犯罪を未然に防ぎ安全の確保を図ります。 ④ 不審者等に対応するため、各学校において防犯訓練や登下校指導等を実施するとともに、子どもの安全を守るワークショップ（CAPプログラム）を実施し、子ども自身の持つ危険回避能力を高めます。 ⑤ コミュニティ・スクール等を活用し、地域の民生委員・児童委員などと連携した「開かれた学校」としての体制づくりに努めます。

¹ 注：殺人、暴行、傷害、強制性交等、強制わいせつ、逮捕監禁及び略取誘拐のうち、道路法第3条の一般国道、都道府県道若しくは市町村道又は一般交通の用に供する私道で行われたもの。

施 策	(2) 警察署を核にした防犯ネットワークづくり
施 策 内 容	① 小学校・警察署セーフティネットワーク会議を活用し、不審者、変質者についての情報収集・情報提供を行うとともに、パトロールなどを実施して、児童生徒の登下校等の安全確保に努めます。 ② 学校と警察署が連携して、防犯教室を実施します。

事業項目 6－3 児童生徒の安全の確保

【現状と課題】

学校施設は、児童生徒にとって一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域の住民にとって災害発生時の避難所となり、防災拠点としても重要な役割を担うなど安全性の確保は極めて重要です。

将来、発生が危惧されている大規模地震に備え、耐震性が低いとされている昭和 56 年以前の建物の耐震化を推進していくため、公立小・中学校の耐震化推進計画を策定しています。

【具体的な取組】

施 策	(1) 学校の耐震補強事業
施 策 内 容	① 公立幼稚園、小学校、中学校の耐震補強工事を行い、子どもの安全を確保します。 ② 屋内運動場の耐震補強を行い、子どもの安全及び避難場所を確保します。

施 策	(2) AEDの設置
施 策 内 容	① 由布市では、市内すべての小学校、中学校に AED（自動体外式除細動器）を設置しています。今後は AED の使用を含め、救急措置の講習会を開催し、児童生徒の安全を図ります。

＜施策目標 7 支援が必要な子どもと家庭への取り組みの推進＞

事業項目 7-1 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

子育てとは、子どもに限りない愛情を注ぎ、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす営みです。こうした子育ての喜びや生きがいは、家庭や地域社会の人々との交流や支え合いがあってこそ、実感できるものです。

しかしながら、核家族化の進行や地域における地縁的なつながりの希薄化などを背景に、わが子を自らの手で育てたいと思っているにもかかわらず、子どもとどのようにかかわっていけばよいか分からず悩み、孤立感を募らせ、情緒が不安定になっている親も増えています。こうした状況が虐待につながる要因にもなっています。

【具体的な取組】

施 策	(1) 児童虐待防止ネットワークの充実
施 策 内 容	① 核家族化が進み、子育ての悩みを抱える母親の不安が増加するなか、各関係機関の連携を強化することで、児童虐待を未然に防止できるよう対策に努めます。

施 策	(2) 相談活動の充実
施 策 内 容	① 出産・育児全般の相談を受ける窓口として、家庭相談員を配置し、児童虐待の予防に向けた活動の充実をめざします。また、必要に応じて関係機関と連携し対応します。

施 策	(3) 広報などによる情報提供
施 策 内 容	① 毎年 11 月の児童虐待防止推進月間を中心に、市報等で広報活動を行います。 ② 早期発見により子どもを虐待から守るため、通報・相談・連絡などの窓口（連絡先）を市報等に掲載します。

施 策	(4) 学校教育における児童虐待防止への取組
施 策 内 容	① 児童虐待防止に対する教職員の意識の向上および連携強化を図り、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。 ② 子育て支援課や関係部署との情報の共有に努めます。

施 策	(5) 保健指導や健診による虐待予防・早期発見の取組
施 策 内 容	① 母子手帳交付時や健診、家庭訪問にてリスクの高い事例を把握し、随時対応していきます。必要に応じて、産科・小児科・精神科等の医療機関と連携することにより、虐待の予防や早期発見のための体制を整備します。

事業項目 7-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

【現状と課題】

離婚や未婚での出産が増加することに伴い、ひとり親の家庭も年々増加しています。このようなひとり親家庭等の場合、就労経験が少なかったり就労が中断していることに加え、事業主側のひとり親家庭等に対する理解不足等により、その就職・再就職には困難を伴うことが多く見受けられます。

こうした中、ひとり親家庭等の自立を図るために、母子・父子自立支援員が総合的な相談窓口となり、ひとり親家庭等への適切な助言および情報提供を行い、就業支援策（職業能力開発のための助成等）や、働きやすい環境を作るための子育て支援策（保育等の充実、子育て短期支援事業等）、ひとり親家庭等の生活の安定を図るための経済的支援策（児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成）などの充実を図ることがこれまで以上に求められます。

【具体的な取組】

施 策	(1) 子育て短期支援事業の実施
施 策 内 容	① 働く母親等の急病などの理由により、一時的に児童を養育することが困難な際の受け入れ施設を確保します。

施 策	(2) 経済的支援の実施
施 策 内 容	① 児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費助成および母子父子寡婦福祉資金の貸付による経済的な支援を実施し、情報提供の充実を図ります。

施 策	(3) 自立に向けた支援の充実
施 策 内 容	① 児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行うため、母子・父子自立支援員を配置し、相談、情報の提供などの支援を充実します。 ② 自立支援教育訓練給付金および高等職業訓練促進給付金等を支給することにより、就業に有利な技能・資格取得の機会を増やし、自立の促進を図ります。 ③ ひとり親家庭等の自立に向けて、ハローワークと連携を図り、就労支援を行います。

事業項目 7-3 障がい児への支援の充実

【現状と課題】

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある子どもと親、それを支援している人々等が共に社会の一員として、住み慣れた地域で安心して快適な生活を送ることができる社会づくりをめざしています。

障がいのある子どもとふれあい、深くつきあう機会を増やし、障がいに対する正しい理解と認識を深める啓発を行うことが必要です。

また、障がいのある子どもをもつ家庭に対しては、経済的な支援を充実するとともに、きめ細やかな生活支援や療育支援がこれまで以上に求められます。

【具体的な取組】

施 策	(1) 在宅の障がい児支援の充実
施 策 内 容	<p>① 事業所への通所により、集団生活への適応訓練を行うことで、障がい児の自立と社会参加を促します。</p> <p>●児童発達支援 就学前の障がい児に対し、事業所への通所により基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練等を行うことにより、障がい児が日常生活を円滑に営めるよう支援します。</p> <p>●放課後等デイサービス 小・中学校や特別支援学校等の授業終了後または休業日に、事業所において障がい児の生活能力の向上のために必要な訓練等を行い、集団の中での「育ち」を支援します。</p>

施 策	(2) 障がい児の家族への支援
施 策 内 容	<p>① 障がい児を日常的に介護する家族の負担軽減を図ります。</p> <p>●日中一時支援 日常的に介護している家族の一時的な休息や、突発的な事情に対応するため、日中一時的に障がい児を受け入れ、家族・障がい児を支援します。</p> <p>●短期入所 介護する家族が病気等の理由により、自宅で療育を受けることが一時的に困難となった障がい児を短期的に福祉施設に受け入れ、食事・入浴排泄などの支援を行います。</p>

施 策	(3) 社会参加の促進
施 策 内 容	① 在宅の知的障がい児や保護者が、交流や研修をすることで、積極的な社会生活の促進を図ります。

施 策	(4) 経済的支援の実施
施 策 内 容	① 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、自立支援医療費（育成医療費）の支給など、障がい児の福祉の増進に向け経済的な支援を実施します。

施 策	(5) 就学指導の充実
施 策 内 容	① 障がいのある子どもたちの就園・就学や家庭での教育に関する指導および相談を実施します。また、就学後も日常的にその子にとってより良い教育環境となるよう校内修学指導委員会を開催します。

施 策	(6) 障がい児保育の充実
施 策 内 容	① 障がいの状況や発達に応じて、医療機関や専門医と連携しながら、集団保育が可能な児童を保育所で柔軟に受け入れます。

■ ノーマライゼーション (Normalization) とは

「高齢者も障がい者も子どもも女性も男性もすべての人々が、人種や年齢、身体的条件に関わりなく、自分らしく生きたいところで生き、したい仕事や社会参加ができる、そうしたチャンスを平等に与えられる」 “みんなが一緒に” 暮らせる社会が“当たり前” だとする考え方をいいます。ユニバーサルイベントの基本理念であるノーマライゼーション理念は、まず 1959 年にデンマークで、障がいのある人もない人も“誰もが一緒に” という考え方が法制化され、福祉の考え方に大きな影響を与えたことに始まります。

その後、この考え方はスウェーデンで「すべての知的発達障がい者の日常生活を、普通に生活している一般市民の生活や条件・環境に近づけること」として発達し、イギリスではコミュニティーケアの流れにつながり「精神障がい者を施設へ隔離してしまうことはその人たちの基本的人権を奪うことになる」という視点に立って、施設への隔離からの解放運動が起こりました。

アメリカでは 1960 年代の公民権運動で人種差別、女性差別撤廃の運動が起こり、そして、その動きは 1990 年の ADA (障がいのあるアメリカ人法) の成立へとつながり、世界的に人権のグローバルスタンダードとしてノーマライゼーションの考え方が根づいてきました。「誰でも人は等しく基本的人権がある」という 1948 年の世界人権宣言以来、国連は一貫して、ノーマライゼーション理念の推進を図っています。そして、そうした国連の様々な宣言や条約採択を受けて、日本も多少遅まきではありますが、女性や子ども、障がい者や高齢者への基本的人権を推進する法律を施行しています。

(1993 年障がい者基本法改正、1994 年ハートビル法、2000 年交通バリアフリー法 等)

資料：特定非営利活動法人ユニバーサルイベント協会ホームページ

事業項目 7-4 貧困による困難を抱える子どもたちへの支援の推進

【現状と課題】

2016（平成 28）年の国民生活基礎調査の概況（厚生労働省）によると、我が国の子どもの貧困率（17 歳以下）は、13.9%で、前回調査より 2.4 ポイント低下しているものの、依然高い数値を示しています。

この経済格差は子どもたちの教育格差にもつながっています。2014（平成 26）年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が施行され、法第 4 条に地方公共団体は子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ地域の状況に応じた施策を策定し、実施に努めるよう規定されました。

本市では、子どもの将来が、その生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

【具体的な取組】

施 策	(1) 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援
施 策 内 容	① 就学援助が適切に受けられるような働きかけや、奨学金、母子父子寡婦福祉資金の紹介等、経済的に困窮している児童・生徒の学びを支える取り組みを推進します。生活困窮世帯に対する学習支援事業を推進し、学習環境が整わないなどの問題を抱える子どもへの学習支援を行います。

事業項目 7-5 在住外国人の親と子どもへの支援体制の構築

【現状と課題】

2016 年末、日本で暮らす外国人は 238 万人に上りました（資料：法務省在留外国人統計）。これらの在留外国人のうち、半数以上が永住・長期滞在が可能な資格を有し、日本国内への永住・定住・長期滞在を希望する傾向は高まっています。日本での子育ての流れは母国とは大きく異なる場合が多く、日本語が不自由な保護者にとっては、複雑で分かりにくく、不安を抱える人が多く存在します。本市では、外国人保護者が安心して子育てをできるように、相談・支援体制の充実を図ります。

【具体的な取組】

施 策	(1) 在住外国人の親と子どもへのサポート体制
施 策 内 容	① 在住外国人のための保健・医療・教育などの整備や、地域社会の中にも生活できる環境整備に努めるとともに、関係機関と協力しながら、いつでもサポートできる体制づくりに努めます。

事業項目 7-6 医療的ケア児への支援体制の構築

【現状と課題】

医療的ケア児は、2018（平成 30）年度時点で全国に約 1 万 7000 人いると推計され、2008（平成 20）年度と比べると約 1.8 倍に増えています。その理由としては、新生児医療の発達により以前なら出産直後に亡くなっていた子どもが助かるケースが増えてきたことが挙げられます。改正児童福祉法では医療的ケア児について、「医療や福祉だけでなく、教育の面でも支援を受けられるように努めなければならない」としており、未就学児を含む家族への支援や教育面の支援を受けられるようにすることが喫緊の課題となっています。

こうした中、2016（平成 28）年に障害者総合支援法が改正され、法律に「医療的ケア児」という文言が明記されました。この法改正により、医療的ケア児を支援することが、自治体の努力義務になり、実態把握や支援体制の構築を図ることが求められています。

【具体的な取組】

施 策	(1) 医療的ケア児支援のための協議の場の設置
施 策 内 容	① 近年の医療技術の進歩等を背景に医療的ケアを必要とする障がい児が増えていることから、医療的ケア児の実態や支援体制の構築を見直し、その対策を協議します。



第5章
子ども・子育て支援法にかかる
事業計画（第2期）



第5章 子ども・子育て支援法にかかる事業計画（第2期）

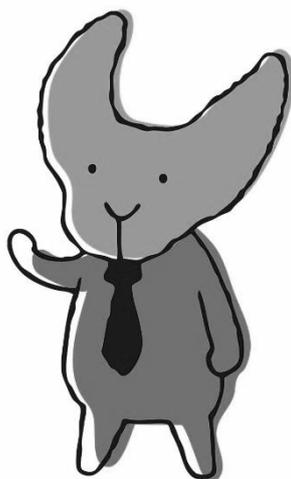


1 子ども・子育て支援新制度について

（1）制度のポイント

2012（平成24）年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。この法律と関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、2015（平成27）年4月に本格スタートし、①「施設型給付」「地域型保育給付」の創設、②認定こども園制度の改善、③地域の子育て支援の充実を行うことで、すべての子どもたちが健やかに成長していくための環境づくりを進めていくこととなりました。

また、2019（令和元）年5月には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。



(2) 制度の利用の流れ

子ども・子育て支援制度では、「3つの認定区分」に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育）の利用先が決まっていきます。施設などの利用を希望する保護者の方に、利用のための「認定」を受けていただく必要があります。

■ 3つの認定区分：認定は、以下の1～3号の区分で行われます

認定区分	対象者	利用先
1号認定	お子さんが <u>満3歳以上</u> で、幼稚園等での教育を希望される場合 (子ども・子育て支援法第19条第1項第1号)	幼稚園 認定こども園
2号認定	お子さんが <u>満3歳以上</u> で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (子ども・子育て支援法第19条第1項第2号)	保育所 認定こども園
3号認定	お子さんが <u>満3歳未満</u> で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (子ども・子育て支援法第19条第1項第3号)	保育所 認定こども園 地域型保育

■ 認定基準：保育の必要性の認定にあたっては、以下の3点について基準を策定します。

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイムや夜間の就労など、基本的に全ての就労。
	②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして由布市が定める事由。
区分	①保育標準時間 両親がフルタイムで就労する場合を想定したもの。1日あたり11時間までの利用に対応するもの。 (現行の11時間の開所時間に相当)
	②保育短時間 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定したもの。1日あたり8時間までの利用に対応するもの。 (由布市では、就労の下限時間を月64時間と設定)
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等。

(3) 施設型給付・地域型保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育の施設等を利用した場合に給付対象となります。給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

■施設型給付

施設型給付の対象は、「認定こども園」、「幼稚園」、「保育所」の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。

■地域型保育給付

本制度では定員が 19 人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の 4 種類から構成されます

(4) 地域子ども・子育て支援事業の整備

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、各市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

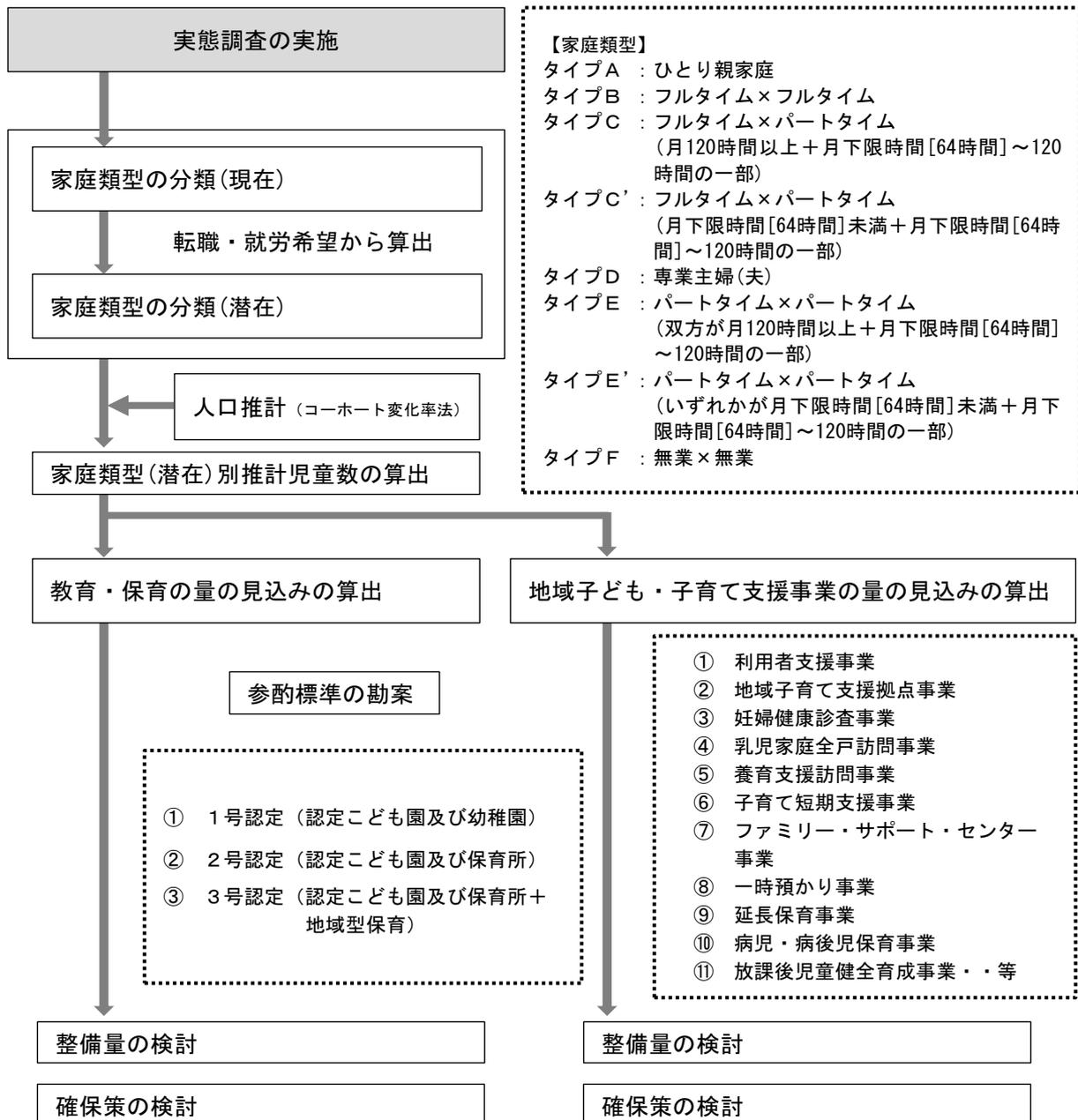
■子ども・子育て支援制度の全体像

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業（13事業）
◎施設型給付 【認定こども園・幼稚園・認可保育所】 上記の教育・保育施設を利用する1号から3号認定子どもに対する給付	① 利用者支援事業 ② 地域子育て支援拠点事業 ③ 妊婦健康診査事業 ④ 乳児家庭全戸訪問事業 ⑤ 養育支援訪問事業 ⑥ 子育て短期支援事業
◎地域型保育給付 【小規模保育・家庭的保育】 【居宅訪問型保育・事業所内保育】 上記の地域型保育事業利用する子どもへの給付	⑦ ファミリー・サポート・センター事業 ⑧ 一時預かり事業 ⑨ 延長保育事業 ⑩ 病児・病後児保育事業 ⑪ 放課後児童健全育成事業 ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(5) 各種事業におけるニーズ量の推計手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、2018（平成30）年12月に就学前児童及び就学児の保護者を対象者とした実態調査を実施し、その結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら一部補正を行いました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー図



2 教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本市においては、前回（第1期）計画と同様に教育・保育に関する区域設定は中学校3区単位で設定します。

■ 教育・保育提供区域

	事業名	実施区域
教育・保育	教育施設（幼稚園・認定こども園）	3 区域 （湯布院地域、 庄内地域、 挾間地域）
	保育施設（保育所・認定こども園・地域型保育）	
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	
	② 地域子育て支援拠点事業	
	③ 妊婦健康診査事業	
	④ 乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤ 養育支援訪問事業	
	⑥ 子育て短期支援事業	
	⑦ ファミリー・サポート・センター事業	
	⑧ 一時預かり事業（幼稚園型以外・幼稚園型）	
	⑨ 延長保育事業	
	⑩ 病児・病後児保育事業	
	⑪ 放課後児童健全育成事業	
	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 （※本市では実施していません。）		

3 幼児期の教育・保育の量の見込み

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込み

前計画と同様に、幼児期の教育・保育について、どれだけのニーズがあるのかという「量の見込み」（需要）を、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5か年における数値を設定します。

【由布市全体】の教育・保育の量の見込

由布市全体	1号認定 (教育のみ)	2号認定 (保育の必要性あり、3～5歳)			3号認定 (保育の必要性あり、0～2歳)		
		教育+保育	教育ニーズ	保育ニーズ	0～2歳	0歳	1・2歳
(単位)	人	人	人	人	人	人	人
令和2年度	146	619	133	486	506	142	364
令和3年度	144	607	131	476	500	141	359
令和4年度	143	605	131	474	502	142	360
令和5年度	142	603	131	472	506	144	362
令和6年度	141	595	129	466	508	145	363

【湯布院地域】の教育・保育の量の見込

湯布院地域	1号認定 (教育のみ)	2号認定 (保育の必要性あり、3～5歳)			3号認定 (保育の必要性あり、0～2歳)		
		教育+保育	教育ニーズ	保育ニーズ	0～2歳	0歳	1・2歳
(単位)	人	人	人	人	人	人	人
令和2年度	40	170	26	144	160	43	117
令和3年度	39	166	26	140	156	43	113
令和4年度	39	163	25	138	154	42	112
令和5年度	38	159	24	135	151	42	109
令和6年度	37	156	24	132	147	41	106

【庄内地域】の教育・保育の量の見込

庄内地域	1号認定 (教育のみ)	2号認定 (保育の必要性あり、3～5歳)			3号認定 (保育の必要性あり、0～2歳)		
		教育+保育	教育ニーズ	保育ニーズ	0～2歳	0歳	1・2歳
(単位)	人	人	人	人	人	人	人
令和2年度	16	75	16	59	65	17	48
令和3年度	16	71	15	56	63	16	47
令和4年度	14	69	15	54	60	16	44
令和5年度	14	68	15	53	60	16	44
令和6年度	13	62	13	49	59	15	44

【挾間地域】の教育・保育の量の見込

挾間地域	1号認定 (教育のみ)	2号認定 (保育の必要性あり、3～5歳)			3号認定 (保育の必要性あり、0～2歳)		
		教育+保育	教育ニーズ	保育ニーズ	0～2歳	0歳	1・2歳
(単位)	人	人	人	人	人	人	人
令和2年度	90	374	91	283	281	82	199
令和3年度	89	370	90	280	281	82	199
令和4年度	90	373	91	282	288	84	204
令和5年度	90	376	92	284	295	86	209
令和6年度	91	377	92	285	302	89	213

(2) 保育利用率の設定

満3歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、地域の実情に応じて、満3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る満3歳未満の子どもの利用定員数の割合（保育利用率）について、計画期間内における目標値を設定します。

■ 満3歳未満の保育利用率

<3歳未満児>	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童見込数	792	784	787	795	799
利用定員数	476	516	516	516	516
保育利用率	60.1%	65.8%	65.6%	64.9%	64.6%

子ども・子育て支援法に基づく基本指針【抄】

(一) 各年度における教育・保育の量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画において必要な教育・保育の量を見込むに当たっては、満3歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、地域の実情に応じて、満3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合（以下「保育利用率」という。）について、計画期間内における目標値を設定すること。その際、満3歳未満の子どもであって地域型保育事業の利用者が満3歳に到達した際に円滑に教育・保育施設に移行することが可能となるよう配慮する必要がある点に留意が必要である。保育利用率の設定においては、市町村は、現在の保育の利用状況及び利用希望を踏まえ、計画期間内の各年度における目標を設定すること。



4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育提供区域で均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、計画期間における地域子ども・子育て支援事業（13事業）の「量の見込み」と「確保方策」を現在の利用状況に利用希望、児童数の推移を踏まえて以下のように設定します。

（1）利用者支援事業

事業内容

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

現 状

特定型（子育てコーディネーターの配置）を市役所内で行い、子育て家庭からの保育サービスに関する相談に応じ、関連サービスの情報提供や利用に向けての支援に取り組んでいます。

令和2年度～6年度までの量の見込み

（単位：か所）

		平成30 実績	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
基本 型・ 特定 型	湯布院	1	1	1	1	1	1
	庄内						
	挾間						
母子 保健 型	湯布院	0	1	1	1	1	1
	庄内						
	挾間						

確保方策に対する考え方

子育て世代包括支援センターの設置と併せて、母子保健サービス等の情報提供及び妊産婦等への支援プランの策定を目的とした母子保健型の実施を検討します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

現 状

地域子育て支援拠点事業に取り組んでいる4施設（平成31年4月時点）と業務委託契約を締結しています。交流を促進するため、リトミックや読み聞かせ、製作遊びなど楽しい活動を行っているほか、子育ての相談や情報提供などを行っています。

令和2年度～6年度までの量の見込み

(単位：年間延べ人数)

	平成 30 実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
湯布院	2,223	1,134	1,107	1,089	1,067	1,039
庄 内	815	156	149	143	142	135
挾 間	4,279	2,770	2,756	2,799	2,844	2,878

確保方策に対する考え方

施設数はおおむね充足していると考えられます。今後も、総合的な子育て支援拠点としての質の維持・向上に取り組みます。

(3) 妊婦健康診査事業

事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

現 状

由布市では、受診票にある検査項目について14回無料で健康診査を受けることができます。

令和2年度～6年度までの量の見込み

(単位：件)

	平成30 実績	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
湯布院	989	1,106	1,106	1,078	1,064	1,036
庄 内	261	420	392	392	392	378
挾 間	1,825	2,170	2,170	2,226	2,282	2,338

確保方策に対する考え方

妊娠届出や妊婦健診の必要性についての広報を行い、母子健康手帳交付時の周知の徹底、妊婦健康診査受診が滞っている妊婦へ保健師からの働きかけができるように、産科医療機関の協力を得るなどして体制を整えます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他援助を行います。

現 状

乳児家庭を訪問し、子育てに関する様々な不安や悩みを聞き、母子保健サービスの情報提供及び養育環境等の把握、助言を行っています。

令和2年度～6年度までの量の見込み

(単位：件)

	平成30 実績	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
湯布院	72	79	79	77	76	74
庄 内	17	30	28	28	28	27
挾 間	122	155	155	159	163	167

確保方策に対する考え方

母子健康手帳交付や転入手続き等の行政窓口や産科医療機関の協力を得て、本事業の周知を徹底するとともに、ペリネイタルビジット事業と連携することで、ハイリスク妊産婦に対してより必要な支援が受けられるような体制の強化を図っていきます。

(5) 養育支援訪問事業

事業内容

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる世帯などに対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

現 状

母子保健事業や関係機関からの連絡・通告によって把握したケースについて、子育て支援課が行うケース会議等で支援が特に必要と判断された児童及びその養育者を対象として、家庭相談員、保健師等が具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施します。

令和2年度～6年度までの量の見込み

過去の実績をもとに、独自推計により算出しました。

(単位：件)

	平成30 実績	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
湯布院						
庄 内	2	2	2	2	2	2
挾 間						

確保方策に対する考え方

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して積極的アプローチを行います。適切な養育が行われるよう、対象家庭にきめ細かな専門的支援を行っていくため、関係機関との連携を図り情報収集に努め、必要に応じて児童相談所や関係機関等と連携し対応します。特に乳児家庭に対しては、母子保健担当係との連携を強化し複数の観点から、短期・集中的な支援を行います。

(6) 子育て短期支援事業

事業内容

養育者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合などに、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育・保護を行うことを目的とする事業です。

現 状

児童養護施設等と業務委託契約を締結し、最大7日間のショートステイ（宿泊を伴う預かり）・トワイライト（平日の夜間・休日の預かり）ができるように体制を整えています。

令和2年度～6年度までの量の見込み

(単位：年間延べ人数)

	平成30 実績	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和 6年度
湯布院	0	4	3	3	3	3
庄内	0	1	1	1	1	1
挾間	0	7	7	7	7	7

確保方策に対する考え方

家庭での養育が一時的に困難となり支援が必要な家庭に対して、受入施設と行政が連携し、速やかに対応できる体制の充実を図ります。利用者に必要な支援を見極め、様々な子育て支援サービス（一時保育、ファミリー・サポート・センター）の中から適切な支援を提供します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

事業内容

子育てのお手伝いをしたい人「援助会員」と子育ての手助けをしてほしい人「依頼会員」との相互援助を行います。

現 状

平成31年4月時点において、依頼会員95人、援助会員47人の会員登録があり、保育所・幼稚園・放課後児童クラブまでの子どもの送迎、及び、保育終了後・放課後の子どもの預かりを行っています。

令和2年度～6年度までの量の見込み

過去の実績をもとに、独自推計により算出しました。

(単位：年間延べ人数)

	平成30 実績	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和 5年度	令和6 年度
湯布院	0	74	75	73	71	69
庄内	9	29	27	27	27	25
挾間	145	145	147	150	152	155

確保方策に対する考え方

援助会員の確保のため、市報に特集記事を組むことにより広く事業を周知するとともに、定期的に発行する情報誌を商業施設や保育施設等に配置して周知の効率化を図ります。

(8) 一時預かり事業（a：幼稚園型以外）

事業内容

保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合に、保育所等において児童を一時的に預かります。

現 状

市内の保育所8か所、認定こども園1か所（平成31年4月時点）において空きスペースを活用した一時保育を実施しています。また、平成30年4月には一時預かり事業を実施している民間団体と業務委託契約を締結し、利便性の向上を行いました。

令和2年度～6年度までの量の見込み

過去の実績をもとに、独自推計により算出しました。

（単位：年間延べ人数）

	平成30 実績	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
湯布院	34	198	200	193	188	183
庄内	24	75	71	70	70	67
挾間	387	387	391	398	403	412

確保方策に対する考え方

現行体制を維持しながら、保育所等の定員拡大の取り組みと併せて、空きスペースの確保を行います。

(8) 一時預かり事業 (b : 幼稚園型)

事業内容

幼稚園等における教育時間の前後に、在園児を保育します。

現 状

市内の公立幼稚園5か所、認定こども園1か所(平成31年4月時点)において預かり保育を実施しています。

令和2年度～6年度までの量の見込み

過去の実績をもとに、独自推計により算出しました。

(単位：年間延べ人数)

	平成30 実績	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
湯布院	3,600	6,720	6,480	6,480	6,240	6,240
庄内	3,120	3,120	2,880	2,880	2,880	2,640
挟間	15,120	16,080	16,080	16,560	16,800	17,040

確保方策に対する考え方

保護者のニーズに対応するため、現行体制を維持します。

(9) 延長保育事業

事業内容

保護者の勤務時間及び通勤時間等やむを得ない事情のため、保育所等における通常の利用時間を超えて、在園児を保育します。

現 状

市内の保育所8か所、認定こども園1か所（平成31年4月時点）において延長保育を実施しています。保護者の就労状況等により、月額2,000円で最大1時間の延長を行っています。

令和2年度～6年度までの量の見込み

過去の実績をもとに、独自推計により算出しました。

(単位：人)

	平成30 実績	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
湯布院	45	51	52	50	49	47
庄内	40	20	19	19	18	18
挾間	47	100	101	103	104	106

確保方策に対する考え方

現行体制を維持しながら、保育時間内における安全確保に努めるため、保育士の配置の充実を図り、保育士の質の向上に努めます。

(10) 病児・病後児保育事業

事業内容

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施しています。

現 状

病児保育を実施している2か所の医療機関（平成31年4月時点）と業務委託契約を締結しています。病気の回復期および病気の回復期に至らないことから集団保育等が困難な小学校6年生までの子どもを対象に、1日1人あたり2,000円で病児保育のサービス提供を行っています。

令和2年度～6年度までの量の見込み

過去の実績をもとに、独自推計により算出しました。

（単位：年間延べ人数）

	平成30 実績	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
湯布院	17	169	171	165	161	156
庄内	64	64	61	60	60	57
挟間	167	331	334	340	345	352

確保方策に対する考え方

市報やホームページ等での広報を実施し、病児・病後児制度を知らない世帯への周知活動を強化します。利用者に対して、病気の時だけでなく日常から保育を行う中で、子どもを見守る目を養うことも必要なことから、保育所や子育て支援センターなどと連携して、親子の関わり大切さを伝えていきます。

(11) 放課後児童健全育成事業

事業内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

現 状

放課後児童クラブを運営している15施設（平成31年4月時点）と業務委託契約を締結しています。放課後の子どもたちの居場所づくりのため、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1～6年生を受け入れています。

令和2年度～6年度までの量の見込み

(単位：人)

		平成30 実績	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
低学年	湯布院	93	105	102	100	98	95
	庄 内	58	44	43	40	39	37
	挾 間	197	281	278	271	265	259
高学年	湯布院	51	60	60	59	58	56
	庄 内	39	39	37	36	34	33
	挾 間	70	101	102	101	101	100

確保方策に対する考え方

新・放課後子ども総合プランに基づいて、総合的な放課後対策の在り方について検討するとともに、地域のニーズに応じた受け皿を確保できるように、必要な整備を進めていきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

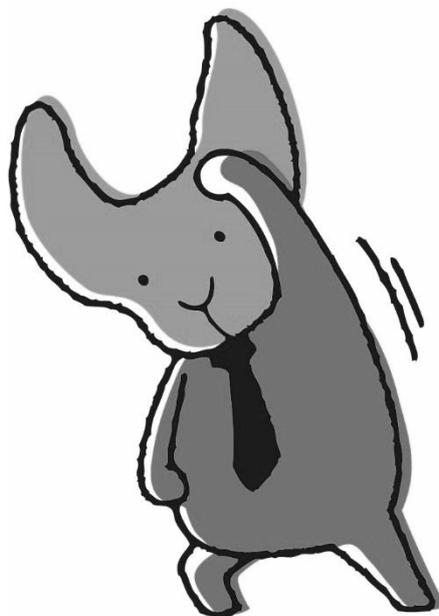
保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。

現 状

年収360万円未満相当世帯の子ども、又は、世帯所得に関わらず第3子以降の子どもであって、新制度未移行園に通園する子どもの副食費について、月額4,500円を上限として補助を行っています。

確保方策に対する考え方

制度の周知を行い、保護者の負担軽減を推進します。



5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

■ 教育・保育の一体的提供の現状

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

■ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供の確保策

1. 幼児期の教育・保育の一体的提供のため「認定こども園」への移行を推進します。
2. 幼児教育と保育の一体性を確保するため、地域ニーズに応じて幼児教育施設と保育施設の連携を図るとともに、小学校へのスムーズな接続が図られるよう努めます。
3. 2号認定の教育ニーズについては、幼稚園の1号定員を活用して確保します。



(単位：人)

由布市全体	平成 30 実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
1 号認定 (2 号認定の幼稚園ニーズ含む)							
① 量の見込み	285	279	275	274	273	270	
市町村内のニーズ	285	279	275	274	273	270	
他市町村のニーズ							
② 確保策	505	505	550	555	555	610	
特定教育・保育施設	認定こども園	15	15	60	65	65	120
	幼稚園	490	490	490	490	490	490
	保育所						
特定地域型保育事業							
一定基準の認可外保育施設等							
①需要 - ②供給	△220	△226	△275	△281	△282	△340	
2 号認定							
① 量の見込み	464	486	476	474	472	466	
市町村内のニーズ	464	486	476	474	472	466	
他市町村のニーズ							
② 確保策	398	431	476	476	476	476	
特定教育・保育施設	認定こども園	58	58	225	300	300	476
	幼稚園						
	保育所	340	373	251	176	176	0
特定地域型保育事業							
一定基準の認可外保育施設等							
①需要 - ②供給	66	55	0	△2	△4	△10	
3 号認定							
① 量の見込み	544	506	500	502	506	508	
市町村内のニーズ	544	506	500	502	506	508	
他市町村のニーズ							
② 確保策	449	476	516	516	516	516	
特定教育・保育施設	認定こども園	57	57	494	494	494	504
	幼稚園						
	保育所	380	407	279	194	194	0
特定地域型保育事業	12	12	12	12	12	12	
一定基準の認可外保育施設等							
①需要 - ②供給	95	30	△16	△14	△10	△8	



第6章

計画の推進体制



第6章 計画の推進体制



1 市民それぞれの役割

本計画の諸施策を目標に向かって着実に推進していくためには、子育てについての第一義的責任は父母その他の保護者が有するという基本的認識の下に、家庭をはじめとして保育所、幼稚園、学校、企業、地域が一体となってそれぞれの役割を担い、社会全体で次代を担う子どもやその家庭を支援していくことが不可欠です。

(1) 家庭の役割

子育てにおいては、保護者が家庭の中のみならず地域の中で、男女共に保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画・連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。PTA活動や保護者会活動を始め、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育てることが必要です。

(2) 地域の役割

地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

(3) 学校等の役割

教育・保育施設においては、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。また、施設が地域に開かれ、地域と共にあることや、保護者のみならず地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することは、子どもの健やかな育ちにとって重要です。

(4) 企業の役割

事業主においては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

(5) 行政の役割

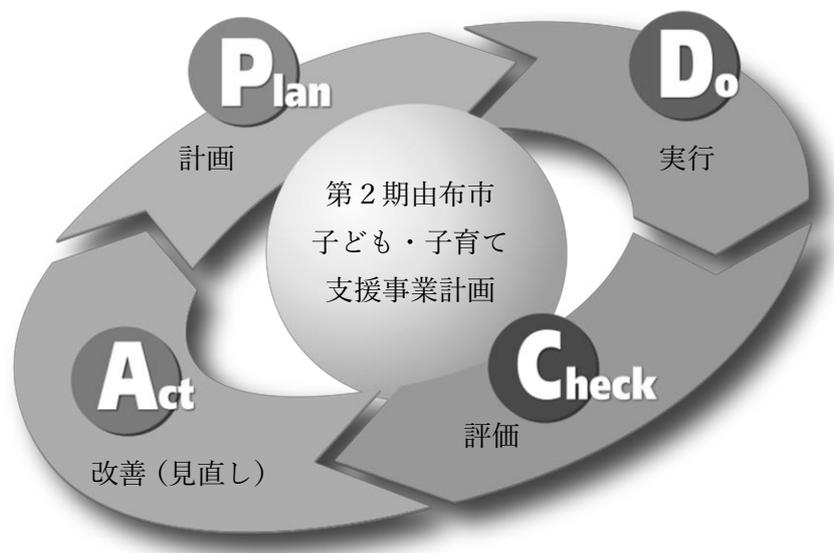
市町村が、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体となり、子どもの最善の利益の実現を念頭に、質を確保しながら、地域の実情に応じた取り組みを関係者と連携して実施します。また、国及び都道府県は、市町村の取り組みを重層的に支えます。

（資料：内閣府「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」より抜粋）

2 計画の実施状況と点検推進体制

本計画に基づく施策を推進するため、由布市子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況（公立の教育・保育施設に係る施策も含む）について点検・評価します。

本計画策定後には、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、個別事業の進捗状況及び本計画全体の成果についても点検・評価します。なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保策」などに大きな開きが見受けられる場合には、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。



3 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

計画の周知にあたっては、市広報紙や市ホームページを活用するとともに、市民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

また、各事務事業においても、市広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

(このページは白紙です)



資料編



資料編



1 由布市子ども・子育て会議委員名簿

所 属	職 名	氏 名
大分郡市医師会	地域保健委員会理事 新こどもクリニック院長	新 博行
大分県中部保健所由布保健部	地域保健課長	池田 裕美
人権擁護協議会	人権擁護委員代表	江藤 実子
子育て支援センター	子育て支援センター長	佐藤 成己
児童クラブ	ひばり児童クラブ代表	渡邊 結香
母親クラブ	幼稚園母親クラブ代表	村田 美晴
由布市民生委員児童委員協議会	主任児童委員代表	河野 英子
保育所	由布川保育園園長	岸 秀谷
由布市母子保健推進員	由布市母子保健推進員会長	那須 恵子
中学校校長会	中学校校長会会長 由布市立挾間中学校校長	二宮 保秀
小学校校長会	小学校校長会会長 由布市立由布院小学校校長	佐藤 昭治
幼稚園部会	幼稚園部会部長 由布院幼稚園園長	小野 智恵子
小中学校保護者	由布市PTA連合会代表	栗嶋 純子
保育所保護者	あなみ保育園保護者会代表	高司 淳美
幼稚園保護者	由布市幼稚園PTA代表	麻生 進
由布市健康増進課	主任保健師	梅木 幸恵
由布市社会教育課	副主幹	北崎 英梨
由布市福祉課	主幹	長田 瑞穂
由布市学校教育課	主任	藤田 航輔
由布市総務課	主任	森山 承孝

2 由布市子ども・子育て会議条例

由布市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日

条例第23号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、由布市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

3 認定こども園・保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校の現状

保育所（園）の現状

H31.4.1現在

地域	施設名	定員	開所時間	延長保育	一時保育
湯布院	すみれ保育園	130	7:00~18:00	○	○
	聖愛保育園	100	7:00~18:00	○	○
庄内	あなみ保育園	60	7:00~18:00	○	○
	西庄内保育所	50	7:00~18:00	○	○
挾間	はさま保育園	90	7:00~18:00	○	○
	宮田保育園	160	7:00~18:00	○	○
	由布川保育園	130	7:00~18:00	○	○
	みずほ保育園	60	7:00~18:00	○	○

認定こども園の現状

H31.4.1現在

地域	施設名	定員	開所時間	延長保育	一時保育	預かり保育
庄内	(幼保連携型) ひばりこども園	130	7:00~18:00	○	○	○

地域型保育事業の現状

H31.4.1現在

地域	施設名	定員	開所時間	延長保育	一時保育
挾間	(小規模保育事業A型) こどものにわ楓	12	7:30~18:30	なし	なし

幼稚園一覧表

R1.5.1現在

地域	施設名	定員	開所時間	預かり保育
湯布院	由布院幼稚園	120	8:30~14:00	○
庄内	西庄内幼稚園	40	8:30~14:00	○
	阿南幼稚園	40	8:30~14:00	○
挾間	由布川幼稚園	120	8:30~14:00	○
	挾間幼稚園	120	8:30~14:00	○
	谷幼稚園	30	8:30~14:00	なし
	石城幼稚園	20	8:30~14:00	なし

小学校一覧表

R1.5.1現在

地域	施設名		学級数		在籍児童数
			内特別支援学級	内病院内学級	
湯布院	川西小学校	4	-	-	14
	由布院小学校	17	4	-	396
	塚原小学校	4	-	-	14
庄内	阿南小学校	7	1	-	69
	東庄内小学校	8	1	-	75
	西庄内小学校	7	1	-	114
挾間	石城小学校	7	1	-	59
	由布川小学校	19	4	1	421
	挾間小学校	22	4	-	573
	谷小学校	7	1	-	54

中学校一覧表

R1.5.1現在

地域	施設名	学級数		在籍児童数	
		内特別支援学級	内院内学級		
湯布院	湯布院中学校	8	2	-	168
庄内	庄内中学校	7	2	-	124
挾間	挾間中学校	19	2	1	515

4 用語集

【あ行】

●アプローチカリキュラム

就学前の子どもたちに対して、小学校入学までつけたい力を想定し、その習得をめざすためのカリキュラム。

●一校一実践

児童生徒の体力向上のため、学校が独自に特徴的な取組を行うもの。

●医療的ケア

一般的に「日常生活を送る上で必要とされる衛生管理に関する医行為（医療行為）」とされ、障害や疾患等により低下した身体機能を、医療機器等を用いて補助すること。

●医療的ケア児

医療的ケアが必要な子どもを指します。たんの吸引や人工呼吸器の使用、経管栄養などといった医療的援助を日常的に必要とする子どものこと。2016年に改正された児童福祉法によって定義されました。

【か行】

●家庭的保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。

●Q-T 調査

子どもの学級における満足度や生活意欲等をアンケートによって調べる調査。

●教育・保育施設

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所。

●5 歳児健診

発達障がい等の特性に対する支援の為、5 歳になる年度の子どもを対象に行われる健康診査。

●子育て

教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる子どもに対する活動。

●子育て短期支援事業

○ショートステイ

保護者が疾病、出産、育児不安等で家庭での養育が一時的に困難な場合、その児童を児童養護施設等で短期的に預かる事業。

○トワイライトステイ

保護者が仕事等の理由により恒常的に夜間に帰宅するため、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行うサービス。

●子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。

●子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第 7 条）。

●子ども子育て関連 3 法

- ①「子ども・子育て支援法」。
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）。
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）。

●コミュニティ・スクール

保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持ち、学校運営や基本方針等を承認したり意見を述べたりできる学校運営協議会を設置した学校。市内全小中学校が指定されている。

●コーホート変化率法

同じ年、または同じ時期に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

【さ行】

●事業所内保育施設

事業所内の施設等において、主に自社の従業員の子どもを預かる保育事業施設。

●施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。

●市町村子ども・子育て支援事業

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が策定することになる。（法第61条）。

●児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された屋内型の児童厚生施設で、小型児童館、児童センター、大型児童館A型・B型・C型及びその他の児童館の6つに大別することができる。

●小1プロブレム

小学校入学時に、授業中の離席や大声を出す等の集団行動ができない状態が続くこと。

●小規模保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。

●食育

食品の安全性への不信感や、生活習慣病の増加などを背景に、食材や食習慣、食文化、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて、身体や心の健康を育むこと。

●スクールヘルスアッププロジェクト

児童生徒の生涯にわたる健康づくりに向けて、特に小児成人病予防を焦点にした取組。

●スクールソーシャルワーカー（SSW）

児童・生徒の問題に対し、保護者や教員と協力しながら解決を図る専門職。

【た行】

●地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。

●地域子育て支援拠点事業

主に保育園等に入園していない児童と保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩み等の相談を行います。

●適応障害教室「コスモス」

主に不登校の子どもの学校復帰をめざし、挟間の民家を借りて運営している施設。

●特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

●特別支援学校

障害者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。盲学校（もうがっこう）、聾学校（ろうがっこう）、養護学校（ようごがっこう）は、2007（平成19）年4月1日より、学校教育法上では「特別支援学校」と称されるようになった。

【な行】

●認可外保育施設

保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての県知事の認可を受けていないもの（保育事業の実施には県知事への届出が義務づけられている）。

●認可保育所

国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、県知事に認可を受けているもの。

●認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）。認定こども園は、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行い、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設。

【は行】

●病児・病後児保育

病気にかかっている子ども、あるいは、病気が回復期にある子どもを保育する事業。

●ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の親及びその子が18歳に達する年度末までの児童並びに父母のいない児童に対して医療費の本人負担分を助成する制度。

●ファミリー・サポート・センター

地域において子育ての援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、子育てについて助け合う会員組織。

●保育所

児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して、保育を行う施設。

（児童福祉法39条）

●放課後チャレンジ教室

地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取り組み。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できる。

●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の子どもに対し、指導員の下、生活の場を提供するもの。

【や行】

●幼稚園

学校教育法に定める、3～5歳児に対して幼稚園教育を行う施設（学校教育法第22条）。

●幼稚園の預かり保育（私立幼稚園）

登園時間前や降園時間後、夏季休業等の長期休業時に、幼稚園で子どもを預かる事業。

●由布学

由布市の”ひと（地域人材）・もの（特産品等）・こと（歴史・現状）“を学ぶことを通して、由布市が抱える課題の解決をめざそうとする学問。

●由布市学校子ども支援センター

由布市内の子どもの教育相談、自立支援、問題行動、特別支援、修学相談等に学校等と連携して取り組み、支援している組織。

【わ行】

●ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。



～第2期 由布市子ども・子育て支援事業計画～

発行日 2020（令和2）年3月

発行元 由布市 子育て支援課

住 所 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地

T E L 097-582-1111（代表）

